

第10回長野県治水・利水ダム等検討委員会 議事録

開催日時 平成14年5月2日(木) 午前10時から午後6時30分まで

開催場所 県庁講堂

出席委員 宮地委員長以下14名全員出席

田中治水・利水検討室長

定刻となりましたので、只今から第10回長野県治水・利水ダム等検討委員会を開催致します。開会に当たりまして、宮地委員長からご挨拶をお願いしたいと思います。

宮地委員長

委員の皆様方におかれましては、連休中にも関わらず、この委員会にご出席を頂きまして、ありがとうございます。第10回の検討委員会の開会に当たって、ちょっとご挨拶を申し上げますが、ご存知の通り、黒沢川と郷土沢川、及び上川、この3つの部会につきましては、それぞれ初会合と現地調査が行われて、今後本格的な審議に入ることになっております。本日の委員会は、前回の委員会に引き続きまして、答申の方向を審議して参りたいと考えております。特に、今まであまり出て参りませんでした財政ワーキンググループからのご報告もございますので、その報告に基づいて審議をして頂きまして、具体的な答申の起草等について、ご審議を頂きたいと考えております。浅川も砥川もいよいよ大詰めになって参りました。いろいろ外へ出て参ります答申を作るには、落ちの無い様にしておかなければならないと思いますので、ひとつ、全ての点について言及されますようお願いを致して簡単ではございますが、ご挨拶と致します。

田中治水・利水検討室長

ありがとうございました。只今の出席委員は14名中13名でございます。条例の規定によりまして、本委員会は成立致しました。なお松岡委員は午前中ご都合が悪くて欠席ですが、午後からお見えになるということで、ご連絡を頂いております。それでは、議事に入る前に資料の確認をさせて頂きたいと思っております。まず、右肩に振ってご置きます資料1ということで、浜委員からの要望書です。それから、資料2の1河川改修単独案の基本的な考え方、それから、資料2の2です。河川改修単独案について、それから、資料3はございません。資料4の1で、浜委員からの河川整備計画等に関する質問、それから資料4の2です。竹内委員からの基本高水決定に関する県及び国への質問について、それから資料4の3です。宮澤委員からの質問でございます。それから、資料4の4、松島(信)委員からの東俣川に計画されたダムは砥川の治水に貢献できるか、という資料でございます。それから4の5、基本高水算出方法について、河川課です。それから資料4の6です。基本高水算出方法について。それから、資料4の7、質問に対する回答でございます。それから5の1です。浅川部会の特別委員内山委員からの意見書です。それから5の2として、林市長からの意見書、要望書です。それから、最後になりますが、5の3で、浅川部会の鷺澤委員からのA3版の資料でございます。以上ですが、ご確認をお願いしたいと思います。よろしいでしょうか。それでは、委員長の方で議事の進行の方、よろしくをお願いしたいと思います。

宮地委員長

はい、それでは、最初に本日の議事録の署名人を指名致します。今回は高橋委員と竹内委員にお願いを致したいと思いますので、よろしくお願い致します。それでは、議事に入りますが、その前に本日非常にたくさん資料が出ております。これに関しまして、また後程いろいろお話しを頂きたく思っておりますが、まず始めに、ご報告をお願いし

たいと思います。部会が始まりました黒沢川、郷土沢川、上川の各部会から、それぞれの部会長さんに状況の報告をお願いしたいと思います。まず黒沢川の高橋部会長、お願い致します。

高橋委員

黒沢川部会は4月30日に第1回を開催致しました。豊科にあります、長野の合同庁舎で行いました。主な内容でございますけれども、部会長代理に宮澤敏文委員を使命致しました。部会審議の5原則、資料関係の確認事項を確認致しました。黒沢川流域の状況について、幹事会より説明を頂き、質疑応答を行いました。今後の日程でございますけれども、第2回の部会を5月14日午後1時から、同じく、合庁で行うことを決めました。以降、2週間に1回程度のペースで、8月末までの開催を予定しております。会議の後、現地調査を実施致しました。3時から5時まで、ダムサイト、取水口、黒沢川最上流部、広域排水事業、万水川上流部の現地視察を行いました。以上でございます。

宮地委員長

はい、ありがとうございました。ご質問とか、ご意見ありましたら、後で一括してお伺いしたいと思いますので、次に、郷土沢川部会の竹内部会長、お願い致します。

竹内委員

それでは、私から郷土沢川部会の報告を致します。第1回目の部会を4月22日月曜日、2時から5時まで、豊丘村保健センターで開催を致しました。主な内容でございますけれども、部会長代理に松岡委員を指名致しました。それから、郷土沢川流域の概要説明、検討委員会の経緯、論点整理を幹事から説明を頂きました。それから郷土沢川の治水、利水及び部会に対する意見、抱負等を各委員に発表を頂きました。それから、今後の部会の進め方について、論議をして、当面する日程等を確認致しました。次回は5月10日と11日、基本高水、森林等を中心に行う予定であります。なお、23日に現地調査を実施致しまして、天竜川合流地点からダムサイト及び、新たに豊丘村が行っております井戸の掘削の現場を視察を致しました。それから、今後のお願いになる訳ですけれども、部会でも論議がございましたが、森林、或いは利水のワーキンググループの流域における調査の結果について、次回、それぞれの、基本高水もそうですけれども、報告を頂くということで、特に森林、利水につきましては、まだ、この検討委員会にも調査の結果について、新たなものについては確認がされておらないということございまして、次回の郷土沢が行う10日までに、報告をしてもよろしいと言う手続きを頂きたいということが一点でございます。それから、もう一点、今後の進め方についての主な日程の目安でございますけれども、これは私、部会長の私案で当日は皆さんにお諮り申し上げてないので、申し上げなかった訳ですけれども、予算等の絡みの関係上、今までのこの検討委員会の論議でも確認されている通り、遅くとも、11月までに、国の予算の絡みで間に合わせないとならないことを逆算致しますと、少なくとも、8月末位までには、部会の方向を出さなければならないのか、というふうに、部会長としては考えておりますことを、ご報告を申し上げておきたいというふうに思います。以上でございます。

宮地委員長

はい、ありがとうございました。上川部会の浜部会長、お願い致します。

浜委員

それでは、上川の方、発表致します。まず、現地調査でございますけれども、4月の

23日に現地調査を行いました。翌日、4月24日、第1回の部会ということで、部会長代理に植木委員を指名致しました。上川流域の概要の説明、検討委員会の経緯、それから論点の整理を幹事から説明致しました。特に論点につきましては、委員から、財政、利水、ダムの安全性の項目を検討委員会から提示されたものに、更に、追加をしてもらいたいという要望がありまして、第2回部会で細部を詰める予定でございます。上川の治水、利水、及び、部会に対する意見、それから抱負等を各委員が発表して頂きました。今後の部会のスケジュールにつきまして討議を致しまして、ここの上川については、開発計画等の絡みもございますので、8月下旬を目処にして、報告書をまとめるということを確認致しました。次回の部会は、5月10日森林状況、利水の状況等を中心に行う予定でございます。なお、部会長といたしまして、5項目の委員会見解というものを、会議を合理的に進める為に、事前にご提示していただくよう要請を委員長にしております。以上でございます。

宮地委員長

はい、ありがとうございました。それでは、只今のご説明で何か補足とかご意見ございますでしょうか。ひとつ、竹内部会長から要請がありました森林の報告でございますか、これを11日とおっしゃいましたですね。

竹内委員

10日です。

宮地委員長

5月10日、森林の方、植木先生、いかがでございますか。

植木委員

部会の説明に間に合うようにする前に検討委員会が9日に予定されていますので、そこで、報告させて頂ければと、検討委員会、9日ですね、その時点でまずは検討委員会にて報告し、その後、各部会の方の報告というふうにしたいと思えます。

宮地委員長

そうですか。では、お出し頂けるということですね。

竹内委員

利水に関しても同じなんです。

宮地委員長

利水の方はいかがでございますでしょうか。これは浜委員ですね、浜座長。

浜委員

9日に利水ワーキンググループを開きますので、そのワーキンググループで検討させて頂きたいということになります。

宮地委員長

ご要請のありましたことはだいたい間に合いますね。浜委員から他にもっと要請がございましたんですけど。

浜委員

私の方からは上川の方の関係を5項目、委員長の方に既にお手元にかかっていると承知しておりますけれども、上川支流及び、本流の基本高水の考え方、それから、河道改修単独案の可能性とその費用対効果及び、国、県の見解、それから、上川集水域の森林の状況について、ダム安全性について、それから、農業利水の現状について、という5項目についてでございますが、既に森林の関係につきましては、植木委員の方から次回の10日にはご説明頂くというご報告が参っておりますので、後の4項目についてのことに対して見解を頂きたいと思っております。

宮地委員長

そうしますと、後の資料の1の1・2・4・5については、これは5月10日までに全部揃わないといかんのですか。

浜委員

基本高水の関係は基本になりますし、特に上川の場合は支流が多くございまして、大変難しい部分もあるかと思っております。それと共に委員長からも要請がございまして、先程申し上げました開発計画等の絡みの中で、できるだけ早い回答をとということでございますので、できるならば10日、或いは次々回の部会までには、委員会としてのものを提示して頂ければ、部会としては大変有り難いと、こんなふうに思っております。

宮地委員長

そうしますと、基本高水の方については、できるだけ急いで頂きたいと、特に本当は10日にも欲しいとおっしゃっておられる。いかがでございましょう。それでは、またひとつご相談下さい。できるだけ早く。それから、後の河道改修単独案の可能性と費用対効果、これちょっと具体的に話しにはならんと、今すぐは難しいですね。それからダムの安全性、これは、どういうふうに返事をしたらいいんでしょうかね。議論の中でいろいろ出て来るとは思いますが、いますぐ何処かが判定を下す訳にはいかんと思うのですが。

浜委員

これも今までのですね、浅川、或いは砥川の関係で、地質の問題についてはいろいろなご意見があった訳でございまして、砥川、浅川の進行状況を鑑みてみますと、部会から上がってきたものをここで検討するという形が本流であったように思うのですが、この間、委員長もご挨拶の中でおっしゃって頂きましたように、まず検討委員会の方からひとつの見解というものを示して頂く。そして、部会の方でそれをたたき台として、検討していくという方が、私どもの上川については合理的な、ひとつの流れになっていくのではないかとこの間に、私思っております。是非、地質等についても検討委員会として見解をお示し頂ければ、有り難いと、こんなふうに思っております。

宮地委員長

論点整理の中にも入ってはいるんですが、検討委員会としては、それ程突き詰めてはいない訳ですね。はい、分かりました。それから5番目の農業利水の現状、これは、何か報告があった、この間できていたように思ったんですが、違うんですが、利水の状況、現状については。

浜委員

上川については、利水はないという見解で今まで進んできたというふうに思っております。

ますが、検討委員会の中でも更に認識をして頂く為にも、上川には利水があると、私も先般、現地調査を試みまして、農業利水については、深刻な問題がひとつ絡んでいるということもございますので、できますれば、この辺のところも、私も利水のワーキンググループの座長をしておりますので、その辺で利水ワーキンググループの方で検討させて頂きたいと、こんなふうに思うんですが。

宮地委員長

その辺、よろしくお願い致します。はい、どうぞ。

藤原委員

森林のことでちょっと補足させて頂きたいんですけども、昨日、森林のワーキンググループやりまして、それで、3部会についての森林の変遷と、それから保水力についての纏めはほぼできたんですけども、上川のことでちょっと悩んでいるところがあります。というのは、今までの例で言いますと、ダム予定地上流の集水域の森林の保水力というのをやっている訳です。ところが、上川の場合はダムができるところと、それから、取水するところの森林とは、場所、流域が違ってしまいうんですね。そこで面積をどうするかというところで、今、まだ検討中なんです。ですから、夕べ、植木委員と相談した上で、そこのところを整理しますので、もしかしたら時間が掛かるかもしれません。

浜委員

部会の中でも、そのお話しが出ておりましたので、大変難しい集水域になってくると思いますので、是非、植木委員、藤原委員、是非明確なご解答を頂ければ有り難いなと、こんなふうに思っております。

宮地委員長

それでは、以上のことを検討委員会の方としても考えながら行きたいし、ワーキンググループの方でもお願いをしたいということと致します。それでは、他にご質問ございませんでしょうか。はい、よろしいようですので、今日の本題に入って参ります。次に、前回の委員会で浅川、砥川に関わる治水計画案につきまして、部会長と部会長代理を窓口にして幹事に案を作ってもらって、それで、財政ワーキンググループで検討して頂くということになっておりました。そういう意味で、財政ワーキンググループの五十嵐座長からご報告をお願い致します。

五十嵐委員

五十嵐です。私の方から、今日は全体的な財政についての検討の結果を発表させて頂きたいと思います。いくつかのデリケートな前提問題がございまして、特に代替案、砥川、浅川に関する代替案について、この間の検討委員会の結果に基づきまして、部会報告、部会資料及び、検討委員会で選ばれた人達の意見を聞きまして、合理的だと思われる案を一応作ってもらいまして、それに基づきまして試算しております。ただ、合理的だと思われる案が、皆さんの了承を得られるのかどうか、この時点でまた別の案があるというふうに言われますと、いわば砂上の楼閣になりますので、まず代替案を作った技術者の方から、その案を発表して頂きまして、それで皆さん OK であるということであれば、その代案の代替に基づいて、試算結果を発表して頂くというふうにしたいと思います。そこでもし、こちらの方で考えた合理的な案だと思われる点について異議があれば、是非それを確定して頂いて、その上で財政の結果を発表させて頂ければと思います。よろしいでしょうか。

宮地委員長

はい、そうしますとここに書いてあります河川改修単独案について、ご説明を頂いてよろしいですか。

五十嵐委員

砥川と浅川についてそれぞれ、説明して頂いて、この代替案で皆さんよろしいということであれば、それに基づく財政検討結果を報告する。この代替案で駄目だと言うことだったら、別の案で考えなければならない、こういうことです。

宮地委員長

よろしゅうございましょうか。それでは、資料の2の1と2の2になるんでしょうか。よろしゅうございますですね。これについて、ひとつご説明をお願い致します。どちらがやって頂けますのでしょうか。

幹事（諏訪建設事務所）

それでは、諏訪の建設事務所から説明させていただきます。砥川の河川改修単独案ということで、基本的な考え方ということで、プロジェクターを使って説明させていただきます。まず、基本高水についてですが、既往最大出水量を尊重しまして医王渡橋地点で、200m³/sとしております。またその他の地点については、ダム+河川改修案の280m³/sの流量配分を基本にしまして、按分計算で算定しております。砥川上流、東俣川の合流点より上流につきましては、100m³/s、東俣川が90m³/s、砥川の福沢川合流点下流が220m³/sということで、算定しております。これが、その流量配分図ですが、東俣川90m³/s、砥川が100m³/s、医王渡橋で200m³/s、福沢川が合流しまして220m³/s、参考に括弧書きで書いてありますが、基本高水流量を280m³/sにした場合の流量配分です。続きまして、今の基本高水流量を基にしまして、河川改修の必要箇所について説明させていただきます。砥川の医王渡橋下流につきましては、基本高水流量がダム+河川改修案と同じということで、改修につきましては、同じ内容となっております。一応、施工延長が750mということです。内容としましては、医王渡橋で200m³/s、福沢川合流下流で、220m³/sの流下能力が不足する部分につきまして、引堤及び嵩上げ、河床整理で対応していきます。また、東俣川につきましては、ダムカットがないということで、拡幅または、護岸の嵩上げによりまして、90m³/sの流下能力が不足する部分についてのみ、引堤等で対応していきます。これが概要図であります。まず始めに、砥川の福沢合流点から下流につきましては、上の2つの欄がダムありの時の基本高水でありまして、上はダムが無かった場合の基本高水で下がカットした場合の計画高水になっております。下の流量がダム無しの河川単独改修案の流量になります。医王渡橋下流につきましては、200から、先程説明しました220m³/sが不足する部分についてのみ改修するというので、今この赤線で引いた部分につきまして引堤を行いまして、流下断面を確保します。あとその他、嵩上げとか河床整理によりまして、対応するようなことで考えております。医王渡橋から東俣川合流点におきましては、現在、通常砂防事業で整備中でありまして、現況で200m³/sが呑めるということで、改修の必要はありません。東俣川につきましては、現在50m³/sの流下能力がありまして、ダムありの場合には、河川改修の必要はありません。90m³/sの場合につきましては、この表示してある赤い部分を併せて、約690m程、拡幅、及び嵩上げ等で対応する必要が出てきます。続きまして、医王渡橋から下流の平面図であります。こちらが、諏訪湖こちらが医王渡橋です。河口から言いますと、河口の右岸側約225m位、この赤い部分ですが、引堤が必要になります。あと、鷹野橋の上流で50mの引堤が必要です。あと、赤砂橋で75mの引堤が必要です。あと、福沢川合流点上流で40

0 mくらいの引堤が必要になります。あと、部分的に嵩上げ、河床整理等によりまして、200 m³/s の、福沢川合流点下流におきましては、220 m³/s の流下断面を確保していきます。これが縦断図です。一応、一枚にできればいいんですけども、これが河口から、JRの若干上流までの縦断図です。縦断につきましては、なるべく現況の河床を変えないということで計画をしていますが部分的に赤砂橋辺りでは、掘削等によって、断面を確保する部分があります。あと、青色で塗った部分につきましては、嵩上げ等に対応します。あと、この線が、一応ハイウォーターのラインであります。これが、JRの上から医王渡橋までの縦断でして、これにつきましても、なるべく現況を変えないような格好で部分的に河床整理などの掘削は出てきます。これがその横断図ですが、下流の河口から200 mピッチで横断を取ったものでして、こちらが左岸、こちらが、上流から見て、右側が右岸ということであります。ここにつきましては、まず色の着色の説明ですが、緑色に塗ってある部分が盛立というか、主に嵩上げを表しております。赤い色が掘削、河床整理も含めましての表示をしてあります。青色につきましては、引堤をします部分について護岸工の色塗をしてあります。あと、黄色い部分ですが、掘削や河床整理等によりまして、根が浅い部分につきましては、根固め等を行いまして、その黄色い部分が表示を表しております。これが清水橋下流付近から富士見橋付近の断面ですが、主にここについては現況を変えないで、河床整理等に対応して、あと、根が浅い部分については、根固め等に対応していきたいと思っております。根固めにつきましては、木杭と木工沈床等によりまして施工する予定で、なるべく景観に配慮した計画にしていきたいと考えております。これが国道20号の富士見橋から上流につきましてですが、福沢川が2000 mくらいで合流しますが、それから上流につきましては、断面がないということで、右岸側を引堤しまして、河川断面を確保するように考えております。これもその上流でありまして、ここについても引堤等にして河川断面を確保していきたいと思っております。医王渡橋につきましては、河床整理等を行いまして、橋の架け替え等はないような格好で考えております。こちらが東俣川の平面図でありまして、この部分の赤で着色してある部分について90 m³/s の流下能力がないということで、拡幅なり嵩上げ等によりまして、改修を考えております。その標準横断を2枚用意しましたが、これが拡幅部分の標準横断でありまして、前後に護岸工が整備されていまして、この部分について、無堤区間については、この様な格好で護岸を積みまして、ハイウォーターまで積みまして確保するように考えております。あと、部分的に、こちらについては、余裕高が取れないので、60 cm分の盛立を考えております。これが嵩上げ部分の標準断面でありまして、部分的に、青色が護岸工の嵩上げで、赤色部分については盛立で、60 cmの余裕高を確保しまして、一応1 mの管理道路的なものの幅を確保した計画になっています。以上、簡単ですが説明を終わらせて頂きます。

宮地委員長

はい、砥川の方について頂きましたが、どうですか。

五十嵐委員

多分、浅川の方は少しややこしいと思うんです。ひとつずつ固めていってもらいたいと思うんですけども、砥川の方について基本高水及び、この工法で良いのかどうかということと、もうひとつはこれは最終的には工事実施する場合には、河川整備計画というものと整合性をもたなければいけない訳ですけども、そういうことについて問題がないのかどうかを確かめて頂ければ、後でこれに関する費用を積算したものを発表したいというふうに思います。以上です。

宮地委員長

はい、わかりました。それでは、浅川の方は問題ややこしそうでございますので、今の砥川の方についてお伺いを致しましょう。今、概略をお話しになりましたが、五十嵐委員からのお話しでは、基本高水がこういう200m³/s ということで、単独河川改修案であります。そういうことと、河川整備計画というものは、この委員会としてひとつ取り上げていこうと、はっきりした方向を出して頂きたいと、そういうことですが、いかがでございますか。はい、宮澤委員、どうぞ。

宮澤委員

砥川の部会長という立場から、今の基本高水の設定についてでございますが、砥川の基本高水、この案については2つの案が部会報告として出されております。ひとつは、280m³/秒という案、それから、もうひとつは、200という河川改修案でございます。これはダムで80m³/s カットということでございますから、河川改修案については、ダムを造るか、造らないか、造っても造らなくても同じという形の200でございますから、これについては、河川改修案については、私は部会の経緯から踏まえまして、これはご了承頂けるのではないかと、こういうふうに考えています。当然この検討委員会、宮地委員長、また各委員さんもお話しになりましたように、プロセスを大切にしてくださいということでございますから、私も部会長として、これから、部会の特別委員の皆さん方にお話ししても、この280m³/s と200m³/s という数字、また200m³/s という数字も、具体的に部会の中で出てきている数字でございますので、それぞれの案を支持するか、支持しないかということは別問題として、要するに、この2つの、2つと申しますか、その河川改修案の200m³/s については、これは、部会の経過から踏まえてご了承頂ける基本高水の設定値ではないかなと、こういうふうに思います。これは部会の中での経過を踏まえて、納得できる数字だということの意味でございます。

宮地委員長

分かりました。松島(信)委員、どうぞ。

松島(信)委員

では、3点ほどなんですけれども、まず今の諏訪建から出されました4ページ見て頂きたいんですが、医王渡橋と注連掛橋の間において、既に通常砂防事業が完了していて、現状で200m³/s は呑めると説明でありました。それは確かにそうだと思いますが、2、3この中でも、私、現地調査した印象から言いますと、危険性を持つ場所があります。例えば、医王渡橋よりすぐ上流側に低位段丘を使って、住宅街が建設されていますが、その一部の攻 斜面直下の法枠工法の辺りは大分痛んでおりまして、その上部の住宅地は、危ないということは、公聴会にもその住民が訴えております。それが一点とですね、注連掛橋の下側にいくつか既存の砂防堰堤が入っておりますが、その中で既に袖の部分に亀裂が入っている堰堤もあるし、つまり老朽化しているという堰堤が目立ちます。それが一点です。ですから、そういうものについてはどう考えるかということについては問題になるかと思えます。それから、次は2点目ですが、その同じ地図で、落合橋から東俣川の河川改修についてなんです。これ現在の護岸の状況だと、50m³/s しか流れないから、90m³/s 流す為に、赤線区域で引堤、拡幅、嵩上げをすると、こういう説明でありました。それで、その説明の中で、この砥川の部会の中で、特別委員の方からいくつかの東俣川に関しての代替案が出ていました。その代替案というのは、このように護岸工事は、このように何か所もやるのではなくて、落合橋のすぐ上流側が掘り込み蛇行をした峡谷部、つまり狭窄部を作っております。その上流側の入り口のところに獅子ばい岩という天然のダムのような働きをする地形がありまして、その上流側

に平成11年の時の洪水の時には、結構たくさんの流木が氾濫した、そういう部分があって、そのお陰で下流の方への影響が非常に軽減されたという、自然の地形が持つ治水効果がある訳ですが、そのところは平成11年の災害後、河川改修がされているのですが、そのところにもうちょっと教訓を生かして遊砂池というような、そういうようなものを是非というような、複数の特別委員から要望が出ている訳です。そういうのを砥川部会で議論をしてきました。その住民の意見を取り入れるという形ができないものかという問題が、残るなあと、こういう提案であります。それから、3つ目に関しては、私の方で資料出してある問題に絡むんですけど、今やるのか、あとでやるのか、それはちょっと委員長の判断に任せて頂きたいと思います。

宮地委員長

松島(信)委員がここへお出しになった資料でございますね。

松島(信)委員

要するに砥川の問題に関わりますから。

宮地委員長

改修案というより、全般の話しなんですな。

松島(信)委員

医王渡橋、落合付近から上流側、砥川の本川と東俣川に関する問題になります。

宮地委員長

そうですね、はい、分かりました。他にご意見、どうぞ。

浜委員

先程、五十嵐座長の方からもお話しがございましたが、改修するに当たっては、河川整備計画というの出さないといかん訳ですね。基本高水を下げていくということに対しては、いろいろな問題を孕んでいる訳ですが、特にこの河川整備計画というものが、こういった計画で認可になっていくのかどうか。それから、河川法上の中では、市町村長の意見を聞いていかなければならない。もし、市町村長がそれを認めなかった場合に、それを振り切って、高水を下げた河川改修を実施できるのかどうか、また実施した場合に、砥川の場合200m³/s以上が流れた場合に、その責任の所在というものの、そういったものはっきりしておかなければ、検討委員会としても大変責任重い訳ですから、それについても、まず議論をして頂き、国の見解、県の見解等をここではっきりした上で、議論に入って頂ければ良いかなと思います。

宮地委員長

はい、それでよろしゅうございますか。ちょっと、高田委員、先に。すいません。

高田委員

基本的にこの改修案で良いと思います。それは、宮澤砥川部会長が言われた通りです。但し、縦断構造に疑問があって、途中で河床勾配の小さいところが出てきます。これはここへ現状と同じように土砂がすぐ溜まってしまって、河積が減るという問題はあると思うんです。これは技術的な問題であとで詰めたら良いと思います。もうひとつ、流木を止める上流部のスリットが落ちているように思います。これは特に富士見橋を架け替えずにそのまま置いとくような場合、非常に大事なことです。それで、浅川の方に見本

みたいな図面が出ていますが、いつかの部会で出てきました、既に県が施工された見本が写真として出てきました。両岸がコンクリートになっているんですが、そういう大袈裟なものではなくて、全体を軽いスリットにしたような、そういうものを、例えば、落合橋辺りの河川敷の広いところに適当なところを選んだら良いと思うんですが、それはいると思います。どこに造るのかというのは、また後の問題で良いと思いますが。

宮地委員長

以上でございますか。どうぞ。

石坂委員

話しがずっと前に戻ってしまって、宮澤部会長が確認されたことの確認だけなんですけど、今詳しく河川横断図で、いろいろ盛立、掘削、護岸工、根固め工ということで、それぞれの箇所の図を頂いて、ご説明頂いたんですけども、基本的には、従来設定してきた基本高水 280 m³/s、その場合に 80 m³/s はダムでカット、後の 200 を河川改修で対応するというこの考え方と、新たに既往最大を基準にしながら、200 m³/s で設定していくという中でこの横断図が示されているという経過から見ますと、医王渡橋から下は、今いろいろご説明頂いんですけど、これはダムあり案、ダム無し案という言い方が良いかどうか分かりませんが、これはダムによらない河川改修案を取ることで、新たに生じる改修ではなく、どの案を取るにしても必要な案ということで確認させて頂いて良いんですね。それだけです。

宮地委員長

そうですね。いろいろ、まだございますでしょうか。いろいろ出ましたですが、浜委員のご質問ですね、これは砥川ということではなくて、ちょっと浅川も全般的な問題が、私はあるように、全部すべて基本的に掛かっているように思うんですが。これはまだ浅川の具体的な話しがございませんので、ちょっと後回しにして頂きたいと私は思うんですが、本段としては、当然出て来ることだと思っておりますけれども、砥川の話しをしておりますので、ちょっとお待ちを頂きたい。砥川プロパーのことについて、いくつかございました。それは、まずやっぱり、基本的に申しまして、ダムありという従来のものの他に、ダムなしで 200 m³/s という事、これが2つの案が出ておる訳でございますが、その中に、今、松島(信)委員とか高田委員なんかがおっしゃったことは、今の話し、砥川、東俣川の部分につきましては、まだまだこういう措置も考えてもらって良いのではないかと。砥川の部会の方で言っているB'案に盛られている細かい話しがちょっと落ちていないかと、こういうことでございましたですね。それについての問題、そういう問題があったように思います。ですから、いかがでしょうか。まず松島(信)委員なんか言われた、例えば、医王渡橋から注連掛橋について通常砂防事業で十分かという話し、それから、これは、あそこの高田委員もおっしゃいました流木スリット、あの辺ですね。あの話しも出ておりました。それはどうでしょう。県の方はあまりお考えにならなかったということでしょうか。あってもいいんだけど、それともあってもいいんだけど、根本的ではないとお考えになったのでしょうか。どうでしょうか。はい、大口課長。

大口河川課長

先程高田委員の方から言われた流木の話、松島(信)委員からの遊砂池の関係ですけど、座長と打ち合わせする中で、いずれでも提案されている訳なので、今回の場所の選定等について入れてありません。両方ともイコールなもので、そう提案されているものから、実施に際して検討するという事で座長の了解を取っています。

宮地委員長

それは両方とも入っているということで、ご了解頂けますでしょうか。

五十嵐委員

ちょっと、よろしいでしょうか。

宮地委員長

どうぞ。

五十嵐委員

次の浅川にも関係致しますけれども、そういう案があることは承知しております。ただ、非常に具体的に特定すると今のところ算定不明になりますので、概略、基本的に、財政検討するところになりますと言っているだけでありまして、今、松島(信)委員、高田委員から言われたことについては、追って具体的に実施する時にそうとう裁量してよろしいと、基本的な財政はこうなりますよということです。ただ、一桁違ってしまうという話し。1億と10億とか、1億と100億の違いだったら、それは予め、何と言いますか、考慮しなければ駄目ですけれども、今のは許容範囲内というふうに理解していただけますけれども。

宮澤委員

委員長。

宮地委員長

はい、どうぞ。

宮澤委員

部会長の立場からも、まったく今五十嵐座長がおっしゃられた同じ立場でございまして、両案に砂防のダム、それから、流木対策に対して出てございますので、そこら辺の問題のことについては、場所をどこにするか、その用地買収は可能かどうか、そういうふうにはひとつひとつ詰めて参りますと、というような状況、いろいろ様々出て参りますが、そこら辺のところは、今、五十嵐財政ワーキンググループ座長が言われましたように、両方出ているので、比べる時にその分は、ということで、対処できるのではないかとということで、部会長もそういうご意見の元に今、河川課長から説明がございました通りを了承させて頂いております。

宮地委員長

どうぞ。藤原委員。

藤原委員

ちょっとお尋ねしたいのは、これ東俣川の方のいろいろな河川改修の話が出ているんですけども、やはり、あの問題、あそここのところでは砥川本流の問題というのは、あるのではないかと思うんです。あそこから土砂崩れがあったり、なんかしているということで、当初は、砥川本流にダムを造りたいということだったと、だけれども、実際は適地がなかったので、東俣川の方に移ったという話しになっていますね。そうすると今度の場合にも、砥川本流の方をそのまま放置しておいて、東俣川の改修とそれから下流の改修ということで済むのかということなんですけど、そのところはどうかと思います。

宮地委員長
はい、松島(信)委員

松島(信)委員
私は今そのことが一番基本的な問題ですから、私が今日資料提出しているのは、その問題なんです。

宮地委員長
分かりました。宮澤委員。

宮澤委員
それは部会でも当然しなければならないことだと、こういうことでございまして、林務の植木森林ワーキンググループ座長の方から、森林対策に対して対応をして頂きたいということで、お話しもございましたし、これは両案に関わることだと、こんなふうに思います。それからもうひとつは、砥川がたまたま場所がなかったというお話しもございましたんですが、松島(信)委員の方から砥川には断層もありということもありましたり、決してたまたま場所がなかったというような報告書にはなっていないというふうにお読み頂きたいと思います。その上に立って、砥川の森林整備の重要性ということについては、明確に明記をさせて頂いておるつもりでございますので、どうか、報告書をお読み頂ければと思います。以上です。

宮地委員長
どうでしょうか。今の話しですと、砥川の本流のこと、実は私も質問しようと思っていたんですが、それは当然入っていると理解してよろしいんでございますか。言及はされなかったけれども、多分、砥川のことについては、土砂流出もございましたし、森林の話もございました。それは両方共通だから、入っていると考えて良いというようなご返事だと思いたいますが、それでよろしゅうございますか。どうぞ。

植木委員
部会でもこの辺がかなり問題になっておりますので、当然、そのように考えるべきだというふうに思います。特に、本流と赤砂川の、それから河川の改修問題も当然、森林及び河川改修の部分がここには、今後重要な問題だと、それは皆さんご了解しているというふうに私も理解しております。

宮地委員長
それではそういうことでご理解頂けますでしょうか。入っていなかったら後で文句を言って下さい。はい、どうぞ。

五十嵐委員
全部、財政で見積もっているか、という意味ですか。

宮地委員長
そうではございません。

五十嵐委員
頭の中に入っていますけれども、例えば、森林整備で将来いくら掛かるかという形での検討はしておりません。

宮地委員長

そこまでは財政の裏付けはないかもしれないけども、計画自体の中には、当然盛り込むべきであるという認識を持っていると。はい、どうぞ。

宮澤委員

この問題のことに付きましては、通常の行政の中で、当然既に行われていることでございますし、また砥川についても委員の皆さん全員、ご視察もして頂きましたように、林務部の谷止め工、砂防課の砂防ダム、現在、非常に場所を得たところで、非常に効果を上げておられるところに配置されておる現状も確認を致しました。その上に立って、これから、どういうふうにしていくかということは、今森林計画のことにつきましては、植木座長の方からもコメントがございましたし、これから通常の中で進めていくべきものでもあると思いますし、先程申し上げましたように、両者の案が、まったく河川改修と、つまりダムの問題以外のことについては、こういう設定が結果的にこうなった訳でございますけれども、同じ200m³/sで河川改修、それから80m³/sでダムでカットと、こういうことで、利水利用と、こういうことを含めたダムということでございますので、そういう考え方からすれば、同じ条件にあると、こういうふうには算出をさせて頂いた基準といえますか、ベースはそこに立つたつもりでございます。

宮地委員長

どうぞ。

植木委員

今五十嵐委員の方から、森林と財政の問題ちょっと話されたんですが、この件に関しては既にこの検討委員会で8回ぐらいの検討委員会で、森林整備の実施可能量についてということで、具体的な金額、それから治山の金額も出しておりますので、その辺を了解して頂きたいと思います。

宮地委員長

そうですね、ありがとうございました。そうしますと、今のようなことは、だいたい含まれていると、考え方の中に入っているということで、いかがでございましょう。砥川についての2つの案、これを検討委員会として、ちゃんと取り上げて検討している。ここに基本的なご意見はございませんですか。松島(信)委員、なにかもうひとつ資料がございますね。それについて今言っておかないといけないことはございますか。もう少し後でもよろしゅうございますか。

松島(信)委員

内容からすれば、もし最初に関連して言わせて頂ければと思います。

宮地委員長

そうですね。そういうことも入っているというふうなご了解なんですけど、一言、それについてご説明頂いておきましょう。そうすると砥川、クローズ致しますので、どうぞお願い致します。

松島(信)委員

資料の後ろの方なんですけれども、ちょっと待ってください。

宮地委員長

4の4でしょうか。

松島(信)委員

4の4をお願いします。題目に東俣川に計画されたダムは砥川の治水に貢献できるか、と書いてあります。つまり砥川の治水を考えた時に東俣川よりかも砥川本川のほうが重要であると、だから、砥川本川における治水をまずきちんとしたものにして、その余力があったら東俣川へというような考え方でないと、本当に下諏訪、岡谷の砥川下流域の治水を考える時に、現在の東俣川ダム計画だけでは危ないのではないかと、こういう意図でもって提案しております。まず最初に表があります。砥川、東俣川の両方の流量配分ですが、この流量配分が最初の計画で140対130というように県の方で発表されました。そういう数値が県によるということで、上段に3つ書かれております。これを分かり易く100分率で比較しておきました。まず流域面積は58対42であると。それに対して、県で出された配分は52対48ということで、これは素朴的に見た時に、大変東俣川の方の流量が意外に多いと印象を受けました。そこで私は部会の中で、現在の川を特に東俣川と砥川の本流部分を入れて、そこで、平成11年の痕跡水位から流量を計算して欲しいという提案を致しました。その時に諏訪建の方から出された流量計算が3番目に書いてありまして、数値は、89.7対71.6で、それを100分率に直すと56対44となります。そこで下段を見て下さい。下段は私の方で提出しておる数値でありまして、私の方で県と同じ計算でもってやってみると、61対39となります。それから、それは断面だけです。それを県と同じ方法で流量計算をしますと、59対41となります。以上の計算方法と計算結果は、2ページは県が計算した方法で、3ページ、これは計算方法。マニング公式を使ってやる方法です。4は県が計算した数値。県の方はその数値の中の一番右側の流量比というところとか平均流量というところに示されてある、これが最終的に出た数値であります。次を捲って頂いて、5ページ、これはまず私の方で断面を測量して測った時の場所と位置、その場所と位置に関しては県も同じようにやって下さっています。その地図の中で、東俣川の下流部に落合から少し入ったところに獅子ばい岩と書いてありますが、ここが今まで問題にされておる地点で、ここの治水効果が非常に重要であると、こういうことを特別委員の方から提案が多かった訳です。それで次の6ページ、これは、私の方で県と同じ計算方法で計算した数値を示してありまして、ですから、それによった結果が一番下の段に出ています。前に戻して下さい。私の3番目の段のところにも今までの方法は、普通、水を中心にして、水が流れるということだけで、計算しとるんですが、それに対して私は疑問を持っています。水だけ計算しても本当の治水はできないと思っています。ですから、洪水の時には、泥や砂や礫が混じって流れてくる訳でして、水だけ流れる訳ではないんですね。その砂礫がどのように流れるかということ进行分析しておく必要があるということで、3番目には、砂礫の分析、そしてそこから総流量を分析すべきであると、こういうようにやってみますと、分析方法と結果は別紙に示してありますが、その結論は60対40ということで、この私の3つの数値で示してある基本的な配分はだいたい砥川本流が6割、東俣川が4割と、こういう配分量が妥当でないかなあと、こういう意味です。そこで、下の考察の3に、そのことが書いてあります。私がやったところの断面とか、その断面から基づいたマニングによる流量計算とか、砂礫の分析による方法は、作為性がない、少ないということとか、客観性であるとか、そういうことにおいて、計算値より科学的ではないかと、こういうように申し上げたい訳です。だから、砥川本流が6割の比重を占めておるんですから、その本流域の不安定斜面、これが数多く抱えているという危険性を持つ訳で、東俣川の方には、そういう危険性斜面は非常に少ない。ですから、そういうことを考えた時に治水対策をどう取り組んでいくかということにならなくてはならないので

はないかと提案しておる訳でありまして、最後の砂礫の総流量比較の方法と分析結果をお願いしたいと思いますので、7ページを見て下さい。まず砥川本流、これは落合橋の上です。ちょうど木落坂下の観客席のあるところなのですが、そこ東俣川、これは東俣川の一番最下流部で落合から入ったところですが、そこからそれぞれの資料を採取しました。資料というのは、主に、礫交じりの砂を採取している訳です。それから一番最下流部では赤砂のちょうど鷹野橋の付近ですね、そこで、砂を採取して、まず、やらなければならないことは、その採取した砂の粒径を比較した、粒径を比較した結果が第1表に出ております。これも結果だけを重量100分率で表しております。そうすると、東俣川は非常に粗粒の物質であると、木落坂下は粗粒の物質はやや少なくなっていて、細粒の物質が非常に多くなっている。赤砂にいけますと、ほとんど細粒のものしか出てこない、流れてこない、こういう結果になっていまして、当然、分析やる時には、その一番下の1mm未満というのを使いました。それで、3へいきまして、3地点で代表する今の1mm以下、この中から更に振る分けをしていって、0.25から0.5mm、この間のものを取り出しまして、洗浄し、更に顕微鏡下で、砂粒を分類した結果を数えた訳です。分かり易く言いますと、東俣川で出て来る砂礫は黒いんです。それに対して、砥川から出て来る砂礫は白、茶色、そして赤、これが目立ち、赤砂にいけますと、その赤が非常に顕著になります。だから、赤砂という地名が生じております。それらは、黒い砂礫の安山岩中の磁鉄鉱、有色鉱物、安山岩の岩片です。赤い砂礫というのは長石や石英、それから石英石閃緑岩の岩片、それらが赤くなるのは熱水変質をして、更に風化した結果です。その3地点の色別数量を数えました。その数えた結果が2表に出ています。その割合を%で括弧で示してあります。そうしますと、基本的に東俣川は黒が多い。砥川と赤砂は赤が多いと、こういう結果になります。その実際の計測したものに使ったものは、8ページにカラー写真で示してあります。それを分かり易いようにする為に整理したのが9ページです。9ページのグラフは、まず東俣川は、黒の数が6割、赤、白の数が4割、砥川本流、木落坂下は、それに対して、8対2の割合、赤砂も同じように8対2の割合、砥川本流と赤砂は配分比では一致しています。それで、下ですね、一番下の帯グラフ見て下さい。それぞれのところの東俣川、及び砥川本流の方から赤砂までそれぞれ2分の1ずつ供給されたと、こういうふうに仮定して配分してみますと、砥川本流から配分される砂礫は6割で、東俣川から供給される砂礫の量は4割になると、こういうふうにまとまりました。それで今までの洪水の時にそれが本当にそうなのかということなんですけれども、次の10ページ見て下さい。1、砥川の洪水には、大量の砂礫、土砂が流出しています。一番最近起こった平成11年の時の記録で見ますと、医王渡橋で、160m³/sという痕跡水位で報告されている数、その医王渡橋直下のところで、相当量の砂礫が堆砂していました。それから、さらに、砥川の洪水は大量の土砂や砂礫が諏訪湖まで搬出しておりました。それは下の写真に出ております。諏訪湖の沖合に洲を作りました。その洲の土砂は、その後、写真にありますように、浚渫されました。下諏訪町誌によりますと、砥川本流の赤濁り、東俣川の黒濁りと書いてあります。つまり、昔から両方の河川の濁り方は色で区別できる。ですから、砥川の洪水は搬出する度に、洪水の度に排出する赤い土砂で、諏訪湖へ大きく突き出している赤砂崎を、今まで作ってきました。砥川下流部の一部が天井川になっているんですけれども、現在の砥川下流部は赤砂崎を作ったというような結果が示すように、土砂の掃流力というものは十分機能している訳です。そのことによって洪水を防いでいる訳です。洪水の時には土砂が一気に流れているピーク時は、恐いんですけれども、越水するようなことはないんですけれども、実際、今までの私の経験してきたところでいいますと、ピーク時を過ぎたとたん、一気に土砂が堆積し始めると、そこで河床が上がって、水が堤防より高くなってしまおうということなんです。ですから、現在の砥川の形状というものには非常に有効に働いているということの証明で、それによって洪水を防いでいると。

その洪水の時の土砂の供給量はほとんどが、6割が砥川本流なんだから、砥川本流のところをなんとか考えてほしいなあということなんでして、それで11ページお願いします。どうしてそんなことが起こるかということは、まず1、地質の違いによって起こるんです。12ページにその地質図を概略的に示してあります。まず、点々で示してあるハッチの部分が黒っぽい砂礫の、つまり安山岩を中心とする火山岩類が分布するところなんでして、その分布域を見てみますと、東俣川の流域は圧倒的に多い訳です。それに対して、砥川の方は山の高いところに4割くらい分布するんですが、河川に近いところのほとんどは、白や茶っぽい、赤っぽい、そういう砂礫を供給する石英閃緑岩や第三紀層で、しかもそれが熱水変質を受けているという崩れ易い部分で、特に落合付近、落合からちょっと下の辺りに、現在も崩壊地がある訳でして、それに対して東俣川の方は、そういう崩壊地が、顕著な崩壊地がないんです。しかも最下流の落合に合流する部分に狭窄部というような印がしてあります。ここのところが非常に効果的に働いて、東俣川の河川が急勾配であっても、ここのところで自然流下する時に、岸にぶつかり合ったり、止められたりとするような自然効果が働いて、落合のところへ割合と和らいだ形で合流してくるということになる訳です。それで、そんなような実体を見て頂いて、今説明したことは11ページの2に説明してあります。11ページの2に東俣川の出口なる狭窄部の治水効果として、特に平成11年6月末の洪水の時には、獅子ばい岩の上で天然のスリットダムの効果が発揮されて、上流からの巨礫や流木がここで相当量たまってしまっています。ですから、そこを通過した巨礫も狭窄部の中の屈曲部、その屈曲が非常に激しい屈曲しますから、ここのところでストップしてしまっていて、現在もその時の礫が川の中に堆積しています。ですから、ここのところは、是非、残すべきだと、しかるにダム計画においては、この狭窄部を縦断する工事用道路が計画されています。ということで、これは環境破壊も含めて、狭窄部に手を付けるということは、川を知らない人の仕業、こういうようなことを強調したいんです。川を知ってちゃんとしたことをやって欲しいなあという。それから3番目、砥川下流部の右岸の危険性、つまり崩壊地ですね。これは写真を見て下さい。例えば、左側の写真は、木落坂下の右岸側の崩壊は現在進行中です。これは河川改修でなく、治山だと思っただけなんですけれども、このまま放置しといていいんでしょうかという問題。それから、右側の写真は、毒沢の崩壊、それから山の神沢、その上にある上の山の神沢と書いてあるところの崩壊地、それから、その上の一の沢の崩壊地などは実際に空中写真なんかにも現われて、地形図にも出ている訳ですね。こういうのの谷止め工みたいなのは、古い時代には行われているんですけども、この付近の水が強酸性の為にコンクリートがもう痛んでいる訳です。そういうようなところをきちんと対処しなきゃいけないかなあと、そういうことをしないと安心できないと。それから、最後なんですけれども、砥川本流沿いの開発による危険というのがあります。まず、先程説明しましたように、砥川の砂礫を分析してみますとですね、大量のビニール類の破碎されたものが混入しとるんです。ですから、砥川の流域には、例えば、砥川の合流点には大量の産業廃棄物が、岸辺にうずたかく積み上げられています。そのまま放置されています。そんなようなものが洪水の度に流れてくる訳ですね。それとか、町に近い医王渡橋上流の新興住宅団地のところで危険な区域があるとか、こういうようなことが見受けられるのでして、ここのが今両方の案に盛られているという説明だったんですけども、まず、このことを最初にやるべきであると、こういうこと提案したいんです。以上です。

宮地委員長

すいません。ダムあり案とダム無し案とのどちらかを選ぶという議論に近いようなご主張があったように思うんですが、あれですか、前の東俣川と砥川の流量配分を変えなければ、この案に賛成できないということなんでしょうか、それとも、それを進めてい

った時に、特に強調したいことをおっしゃったんでしょう。どちらでしょう。今問題は2つの案をこれから検討委員会で審議をしていく、そういう方向で良いかということをお願いしている訳でして、どちらに賛成か反対かということでは今のところではないように思ってるんですが。

松島(信)委員

つまり、反対か賛成かという、ダム無し案に賛成なんです。けれども、なぜダム無し案に賛成かという、ダムあり案においては、砥川の流量を多く見積もって、そしてダムでカットすれば、下流部の治水に貢献すると、こういう流れになっているのではないかと思います。

宮地委員長

ですから、先生のおっしゃるのは、流量配分の案が、この県の示したこの案では、砥川の100m³/s、東俣川90m³/s、そういうことで計画を立てておりますね。これでは駄目だとおっしゃっておるんでしょうか。

松島(信)委員

基本的にはそれにも繋がります。最初の流量配分、140対130というのがありますね。それに今度の新しく出たのも関連しておりますから、今度の新しく提案された、先程の諏訪建から提案されたのも100対90ですから、これは大分矛盾が生じると思われます。砥川本流の方がもうちょっと多く見積もらないと、その分だけ東俣の方が少なくなるはずだと。

宮地委員長

つまり、200m³/sの流量の中でも、100対90では駄目だとおっしゃるんですね。

松島(信)委員

そういう問題が当然です。

宮地委員長

そういうふうになるとちょっと勘定がしにくくなる。今まで、やったのと違うご提案のようなんです。

松島(信)委員

私の説明をもうちょっと付け足しますと、県は100対90ですが、流量配分は6対4に配分すれば良いのではないかと思います。

宮地委員長

つまり、そう是非変えて欲しいというご提案ですね。いかがでございましょうか。はい、どうぞ。

大熊委員

松島(信)委員の論拠は大変論理的であって、そういうことでいくと、ここの砥川と東俣川が100m³/sと90m³/sになっている訳ですけど、今の議論でいきますと、114対76ということになるかと思えます。そういう意味で東俣川の方が14m³/sくらい流量が少なくなるとい前提でいくと、護岸やなんか、断面やなんか、東俣川の方の積算がちょっと低くなるのかなあという感じを受けます。ただ正直申し上げ

て、多分、財政の方でこれを積算した時にそう大きな差はないだろうというふうに感じますので、とりあえず、この100対90という形で出されたもので議論していいのではないかというふうに考えます。多分東俣川での工事積算費が少し安くなるだろうということを入りながら検討していくということで良いのではないかというふうに感じますが、いかがでしょうか。特に高田委員、いかがでしょうか。

宮地委員長

その辺、どうぞ。

高田委員

東俣川の流量に関しては前から八島湿原とか、霧が峰湿原とか、そういうのが平たい土地ですから、そこに降った雨はそんな急にどっと流れてくるということはないという、その話しは前からあった。ですから、100対90というのは、私も松島(信)委員言われたことと同じで、絶対値はちょっと分かりませんが、大きすぎるんじゃないか。それと、この今資料4の4で、計算4の4の4ページで、計算されている東俣川の流量計算の場合の粗度係数の与え方が、砥川の下流の方で0.03に対して、0.04というのが妥当かどうか、東俣川の方は粒径が50cmとか80cmとか、そんな石が河床にごろごろあって、こんな値で良いのか、私もちょっとよく分からないんですけども、砥川の下流の方は細かい礫で滑らかです。それに対して、東俣川の方は非常に大きな礫ががらがあるところで、0.04は少し小さいのではないかという気がします。私も絶対値が分かりませんが。その辺から東俣川の流量が大きく、実際の、計算ではああいいう100対90で出るんでしょけど、実体を反映しているのかどうか、ちょっと疑問があります。

宮地委員長

はい、今の話し聞いていると、これが違うとこの次の話しに入り難い。はい、どうぞ。

五十嵐委員

今の案は第3案なんですか、要するに280m³/s、200m³/sが対立する。2つ案が出まして、今のおっしゃっているよりも砥川本体の方が危ないんだということですから、まったく別の視点からの第3案と見るのでしょうか。そうではなくて、配分し直せば良いというだけの話しなんではないでしょうか。もし第3案とすれば、部会からやり直してもらわないと、突如ここへ出でてもらっても対応仕様がないうか。これ、いつまで、どこまで続くか分かりませんが、ずっと何回も新しいのが出て来ると、どこかでピリオドしないと、財政だって、他の案だって、検討仕様がないうか。そういうレベルでいうと、実は後で提案しようと思った点ですけども、実は両部会に意見があるんですけども、基本的なこと、検討していないことがものすごい多いんだと私は思っているんです。そういうものをどこでどのように処理するか、ルールを定めないと、場当たり的に、ずっと進んでいくと思うんです。

宮地委員長

あると思います。はい、高田委員、どうぞ。

高田委員

その点で大熊委員が先程、おっしゃったように、これで財政の問題を云々する必要まではないかと思えます。つまり、砥川の場合の主な論点は医王渡橋から下流ですから、上流の方の工事というのは、それ程たいしたものではない。ちょっと私も細かいことを

言い過ぎているとは思いますが、大筋、五十嵐委員が言われたような第3案までの話しにはいかないと思います。

宮地委員長

そうですか。どうぞ。

宮澤委員

部会長の立場で、結果的には、今、大熊委員と高田委員と同じ考え方なんですけど、要するに、今松島(信)委員がお話しになられたことは、私もそのことについては、非常によく分かりますし、第3回目の部会でもご発表になられた松島(信)委員のご意見も尊重しているつもりでございます。ただですね、今日の他の資料も見せて頂きましたけれども、様々な問題が出ております。財政ワーキンググループの方で、昨晚も五十嵐座長中心に8時過ぎまでやった訳でございますが、財政ワーキンググループの中で検討をした結果の状況はですね、それが全てという訳ではないと思いますし、まだそれで発表された後、今松島(信)委員や他の委員からも先程意見が出ている。それは当然、出て来ると思います。当然、出てくるとは思いますけれども、今の問題点は、要するに200m³/sの代替案ですね、つまり、ダムを造らないという代替案の中での話しなのか、それとも、ダムを入れた280m³/sの話しなのか、いろいろ出て来るとは思いますけれども、結果的には砥川の場合は、今高田委員がおっしゃられたように医王渡橋から下流2.6km、これが問題。それから上流の問題については、先程松島(信)委員がお写真で示されました11ページ、木落坂の右側に発生している流れ、この地すべり、県のダム砂防課の方でも、地方事務所と一緒にここの対応策等、既に調査に入っていると思います。個々の問題はそういう調査に入っているということ、私も諏訪建設事務所、ないしは、諏訪地方事務所の林務課等々に確認を致しまして、今の状況については対応していくということで、先程通常のパターンの中でそれぞれ対応していくというお話しをさせて頂いたかと思えます。それにこれも含まれている課題でございます。ですから、そこら辺の中で、後、このご主張はご主張として、出てくる量280m³/s、200m³/s、この中の土石流が何%、水が何%、こういう問題点のところにお話しは行き着くのではないかと、決して、松島(信)委員のご持論を否定するものではありません。ただそのところの全体での水量、洪水の時の280m³/s、200について、その変更するご論議ではないというふうに私は理解するところであります。ですので、この280m³/aと200m³/sの中の土石流と水の比率の問題はあるにしても、その問題のことについて大きく左右するところではないんではないだろうか、というふうに考えております。ですので、松島(信)委員は松島(信)委員のご意見、また財政の中でお話しした後、多めに論議をして頂くとして、深めて頂くとして、財政が今出しております、詰めてきた問題のところにお話しを大きく左右する問題ではないんではないだろうかという意見を持ちます。

宮地委員長

はい、どうぞ。

石坂委員

松島(信)委員から今提案されたことを、この後、議論頂くとするんですけども、浅川の場合でも適用するというか、考えなければならぬことが出て来る訳ですけど、こういうことです。先程ご説明頂きました河川改修単独案の基本的な考え方というところの第1ページのところに、基本高水の設定を新たに200m³/s、河川改修単独案というものを基本にすると、その場合、その他の地点については、按分計算で流量について算定すると、この按分計算で配分するということが自身、はたして適当であるのかどうか

ということに関わってくる問題だと思うんです。浅川の場合で言いますと、千曲川との合流点が治水基準点450m³/sということで今までダム計画の根拠になってきました。しかし、部会の議論の中で、最終盤ですけれども、勿論、治水基準点の基本高水そのものについても過大であるということと、設定し直すべきではないかということが出る中で、ダムサイトでのピーク流量がそんなにないのではないかとということが、むしろもうすこし主要な問題として、問題提起されていて、例え、基本高水を従来の設定から設定し直したとしても、従来計画の各流れ込む支流とか、いくつかの主要な地点での計画基本高水を按分で配分していくということだけで済むのかなあということは、雨量や水位のデータをどこのものを採用しているとか、また話しはあちこち戻りますけれども、限られた雨量、水位、浅川の場合は、流量計算はしていない、流量測定はしていない訳ですけれども、そういうものをどういうデータを採用して、より信頼できる基本高水の設定に迫っていくのかということに関わってくる問題として、従来の計算した流量計算のそれぞれの支川ごと、地点ごとのものを按分で配分していくということで、矛盾は起こらないだろうかと問題に関わってくると思うんですよね。砥川の話に戻しますと、その按分した結果で、今の100m³/s、90m³/s という問題が出てきて、その按分した結果として、医王渡橋から下はダムを造っても造らなくても今まで通りといえますか、同じ200m³/s を呑み込む河川改修をやっていくと、そういう意味ではこれからやっていこうとする河川改修の計画の中身は医王渡橋から下については変わらないということで、変わらない訳ですから、費用的にも変わらないんですけれども、この案分計算で算定した東俣川の90m³/s というものをどういうふうに解決していくかということになりますと、今日提案されておりますように、結局、拡幅、嵩上げ、引堤、用地買収をするかしないかという問題に関わってくる訳ですよね。だから、200m³/s の基本高水、全体としての治水基準点200m³/s というものを設定したとして、しかし、砥川と東俣川のそれぞれの流量配分がこの190でいいのかどうかということ、具体的に検討、検証していかないと、東俣川の改修計画がどうなるのかということに関わってくる問題として、これは第3案ということではないと思いますけれども、河川改修単独案と言われるものの、もう少し具体的な中身というものを実際にどう対応していくかということを検証する時に、避けて通れない、具体的な課題として、東俣川の改修が今日の基本的な考え方で提案されている、これだけの拡幅、嵩上げ、用地買収を必要とするのかしないのかということに関わってくる問題として松島(信)委員が提案されているのではないかと、私はそのようにお聞き致しました。

宮地委員長

私はこれ砥川と書いてございますけれども、問題、東俣も砥川も、ちょっと待って下さい。東俣も砥川も両方併せた治水案だと思っております。ですから、その中に、東俣のことも、砥川のことも入っていると、先程のお話しでした。問題は今言われたように、河川の流量配分が、この違いが決定的であるとおっしゃるのか、或いはそういう両方の河川を含めた改修案の中で、技術的に、具体的に施行する場合の話として処理できるものであるのかどうか、なんかそんな感じがするんですがございますけど、今、幹事会の方でお手を上げになっておりますので、ちょっとお聞きをしたいと思います。どうぞ。

幹事(諏訪建設事務所)

諏訪建設事務所ですが、本日提案した流量はですね、前回の検討委員会の按分によるのですかということで確認しております。それで、昨日のワーキンググループにおいても、こういうやり方でやりましたということは、これは基本高水ではありません。あくまで、短い期間の中で、試算をする、その資料ということでご理解頂きたいと思えます。当然、実施に当たりましては、詳細調査から解析していくのは当然でありますので、

そのように理解して頂きたいと思います。

宮地委員長
どうぞ。

松島(信)委員

そういう説明の時に、この前の検討委員会の時に、私はその点はまだ疑問がありますので、もう一回、次に疑問点を出示しますということを申し上げました。それで今日出た訳です。

宮地委員長

そういう意味で、松島(信)委員のご意見は何った訳でありますので、否定している訳ではございません。それでいかがでしょう。これはもう検討委員会で判断をしていくのが妥当であると、私は思うのですが、これを部会に返す訳にはいかない。既に、松島(信)委員は、この意見を部会ではお述べになっておるし、それも報告の中にお考えになってご報告をお書きになっているんだらうと、私は思っておりますが、だから、報告で全部いけという意味ではございませんが、改めてその点検討委員会で確認をしたらどうかと思うんですが、今のお話し、どうでしょう、松島(信)委員ご主張はご主張として承っておりますが、つまり、砥川を含めた総合的治水の中で考えている訳で、今の幹事会のように、この数字はどんぴしゃりで動かせないんだというのではなくて、やはり、もう少し今の松島(信)委員の意見を尊重しながら、今日の案は多分、100対90でございましょうけれども、これから先の具体的な執行の場合になんか考えていくことが可能であると、そういうふうな考え方があれば、それはいかがかと思うのですが、私ちょっと言い過ぎましたでしょうか。どうぞ。

植木委員

幹事会の方は、幹事会なりに、きちんと前回与えられた仕事というか、任務をやってきた訳ですね。それでこういうかたちで出てきたと、ですから、これはひとつの考え方であって、今回松島(信)委員が出されたのは、更に認識を深めて下さいということですから、これはこれで今後検討する上ではそれなりの対応をしていかなければならないんだらうと、前回の話しでもそうだと思うんですが、これが多少変わったとしても、財政ワーキンググループが大きく金額が変わるという訳ではないだらうという話しは多分したと思うんですね。単位がかなり大きな単位ですから、結果的には、金額の差には大きく反映しないというふうに理解している訳ですから、但し、松島(信)委員の考え方は極めて重要であって、今後の検討する上では、それは十分に理解するという事で私はそれでいいのではないかというふうに思っておりますけれども。

宮地委員長
はい、どうぞ。

宮澤委員

私は今の幹事が言ったこと、非常になんと申しますか、残念で聞いておりました。と申しますのは、今2つの出された案、これも申すね、松島(信)委員が200、それと、280、これについて異論があるならば、その数字を具体的に出して頂いた方がよろしいと思います。それで、今言われたのでやりましたではなくて、少なくとも、部会の結論は200と280なんです。この重みを今の幹事会の報告の中にはその言葉がない。言われたからやったのではないんです。ここで決まったからやってきたんです。これは

やはり、重みを持って取って頂かなければ、私はいけないのではないかと思います。それからですね、それを出した時です、出した経過ですね、これはそれなりに理由が付いている訳です。付帯は。要するに、280については今までの基本高水の今までのやり方で出してきた方法、それから、200m³については疑似洪水の160、これは平成11年の6月30日の流量であります。それに25%の安全率を見て、200という数字を出してきて、こういうことで部会からも出ておりますし、この間の中でもって、この200というのは、そういう根拠でなされてきたというふうに私は理解しております。そういうひとつの基準があって出されてきているものに対して、もし違うということになりましたら、200の水がそこで、医王渡橋のところを流れる、200m³/s 秒の水の中に、土砂が何%、水が何%ということなら分かりますよ。その比率でもって入って来る土砂、赤砂だろうが、黒砂だろうが分かりませんが、その比率のことをおっしゃられているように、私は理解します。今の話しは。もし、それが、200じゃなかったならば、もっと多いよ、ということだったならば、これは基本的にこの200と280m³/s の問題のことについては、やり変えなければなりませんので、全部河川断面から作り直さなければならぬ問題だと思えます。

植木委員

委員長、すいません。私は今の宮澤委員の説明は分からないんですが、幹事会は200m³/s というものを重視して考えた上で、これを出しているのではないんですか。これは単なる東俣川と砥川の配分の関係を。

宮澤委員

同じことをいっているつもりです。

宮地委員長

同じことだと思います、私も。つまり宮澤委員は200m³/s か280m³/s かということの基本にしておられるんで、その中の流量配分ということはそれ程重大ではないだろうと、こうおっしゃっておられると思います。松島(信)委員はそれに対して、その点はよく考えて欲しいと、こうおっしゃっている。その違いだと思います。皆様方の、先程から植木委員もおっしゃったのは、そういうものが、2つの案をこれから考えていく中で、松島(信)委員の主張もひとつ考えてみる、考慮の中に入れていこうと、そういうことで済むというのなら、基本的に、先程200と280の案をこれから討議をしたらよしいのではないかと、私は思う訳でございますが。つまり、200を取るか、280を取るかという話しではなくて、流量配分はこれからの先の話しで処理できる、考慮の中に入れられると、こういうご判断を皆さんが頂ければ、議論は進んでいくと思うんですが、いかがでございましょうか。松島(信)委員、それでご了解頂けますか。

松島(信)委員

結構であります。

宮地委員長

それでは長く掛かりましたが、砥川の方につきましては、基本的にこの200と280の案で、これから議論を進めていくと、こういうことで、はい、どうぞ。

浜委員

確認ですが、砥川につきましても、浅川につきましても利水の問題がございまして、

これはどのところで議論をして頂ける訳ですか。

宮地委員長

はい、どうぞ。

五十嵐委員

利水点についても問題あることは承知しております。後で問題提起をさせて頂く。両方共通しますので、とりあえず河川改修のフィジカルな面ですね、これについて確定して頂ければと思います。

宮地委員長

まだここでは非常に限られた話しになっていますので、そうご理解頂きたいと思えます。大分時間を取ってしまいました。

大熊委員

確認しておきたいんですけど、松島(信)委員の提案の6対4という比率によって、大きく工費なんかが変わるようであれば、これは後でもう一度、再検討してみたいということで、ここで100対90で決めたから後で変えられないということではないということで議論を進めて頂きたい。

宮地委員長

松島(信)委員のご意見を考慮するということはそういうことだろうと私も思っております。ただ、基本的に200対280は変わらないのでしたね。それは大変なことになる。はい、どうぞ。

五十嵐委員

次に浅川のこととも報告してもらいますけれども、無限大にですね、また次の機会にまた別の案が出てきて検討というのは、物理的にできないということです。それはなぜかと言いますと、多分、かなり明示的な合意として、今月末までに答申すると、後ろが切られているということですね。その間に日程がどう行くのかということになりますと、恐らく今後3回です。財政の問題は、このレベルを遥かに超える大きな問題がたくさんありまして、基本的なところの案が動いていきますと、その次に検討機会ということになりますね。5月9日になると思います。その次に、またそれを受けて試算をするということは到底間に合わないということです。後ろあることを決めて、できることとできないことを大きく整理して頂きたいと思えます。

宮地委員長

私も今日の会議に当たりまして、いたるところから、いろいろご質問とか問題が出てきて、その中に新しい問題もあるし、古い問題あるしいろいろあるんですが、やはり、今五十嵐委員が言われましたように、まったく、この議論の途中で新しいことをおっしゃられますと、大変困る訳です。それを重大なことなら受け止めざるを得ないんですが、そういう意味では、ひとつよくお考えを頂いて、ご意見を出して頂きたい。それは、皆さん方をお願いしておきたいと思えます。ですから、議論の繰り返しにならないように、実はいろいろな質問書の中には、いろいろ部会等で、いろいろ出てきた意見も重なっておるように私は思っておりますけれども、それについても後程、申し上げますけれども、今の五十嵐委員がおっしゃられましたように時間的にも制限がある訳でございますので、ひとつその辺をご理解頂いて議論を進めて頂きたいと思っております。

さて、それでは、砥川の先程の2つの案はもうこれから審議の筋は決まったと思ってよろしゅうございますね。次に浅川のご説明を頂きますが、15分位でできますか。説明だけ頂いてお昼にしようかと思うのですが、お願いいたします。

幹事（浅川ダム建設事務所）

それでは浅川の河川改修単独案につきまして、ご説明させて頂きたいと思っております。まず、お手元に配布しました資料2の2によりご説明したいと思っております。同じものがパワーポイントで写されますので、それによりご説明したいと思っております。まず浅川の河川改修単独案についてでございますが、この計画は、部会報告及び検討委員会の指示に基づきまして設計したものでございます。中でも基本的な事項でございます基本高水につきましては、大熊委員より指示を頂きまして、また、考え方、工法等につきましては、石坂部会長の指示に基づき、事務局、幹事がお手伝いして検討したものでございます。河川改修単独案の基本高水についてご説明します。まず第9回の検討委員会におきまして指示されました流量は画面の通り、基準点で350m³/s、浅川橋上流で100m³/sであります。その際の基本高水流量は画面の通りでございます。今赤く塗ってある部分でございます。その後、昭和34年型の流出解析を尊重して、稲田～平成橋付近は176m³/s、浅川橋付近では139m³/sとするよう指示がございました。その基本高水の流量については、画面の赤く新たに色づけされた部分でございます。この基本高水流量を元に、事務局の考えが極力入らないよう、コンサルタントに依頼し、断面の検討を行いました。断面の検討に際しまして、委員会等より画面の通りの指示を受け、部会の考え方と相違がないかを確認致しまして、検討に入った次第でございます。基本としましては、断面が不足する場合は、新たな用地買収を考えないようにし、としまして、基本高水+余裕高、浅川の場合は60cmでございますが、それが堤内地盤を超えるような場合は胸壁、パラペット構造とする。としまして、計画河床を下げて断面を確保する。

としまして、護岸勾配を1割から5分にするなどして断面を確保するというところでございます。上流部の土砂・流木等対策施設につきましては、土砂対策として、市街地より上流に小規模な土砂流出防止施設や沈砂池を設ける。ダムサイト周辺に、スリットダム、或いは鋼製格子ダム等も計画する。これらが主なご指示の内容でございます。先程もご説明しましたが、浅川本川のそれぞれの箇所の基本高水流量につきましては、画面の通りでございます。現在の改修はダムとセットで計画されておりまして、ダムをなくして、河川のみで流すことのできる流量につきましては、図の真ん中の欄の流量でございます。今回の代替案では、駒沢川合流点付近から下流は、真ん中の欄と同じ流量でございますが、駒沢川合流点付近から上流については、一番下の赤く色づけられた流量をご指示されましたので、その流量につきまして検討を行っております。続きまして、詳細な横断図に入りますけれども、この横断図は駒沢川合流点より下流の標準的な横断図でございます。一番上の図面が合流点付近、真ん中が直ノ橋上流部、一番下が未改修でございますけれども、五反田橋下流の現計画の横断図です。代替案におきまして、この部分は基本高水流量が同じでございますので、横断計画の変わりはありません。続きまして、この横断図でございますけれども、駒沢川合流から上流部の現在、護岸工が完成している箇所でございます。現計画の160m³/sに対しまして、180m³/sとなるものですから、20m³/s分の流下断面が不足します。現在できあがっている護岸を取り壊し、やり直すことにつきましては、経済的ではない為、不足する流量分、約20cmの嵩上げで対応しています。上の清水橋上流付近の横断図でございますけれども、これにつきましては、護岸の嵩上げで対応し、下の富竹大橋付近の横断図でございますけれども、これにつきましては、パラペットで対応しております。左岸側は掘り込み河道、左岸といいますと図面の左側でございますけれども、左岸側は掘り込み河道となっておりますので、20cmの不足分のみの嵩上げをし、新たな用地買収は伴わない計画

としております。続きまして、他力橋、平成橋付近でございますけれども、この横断面の上は他力橋付近の横断面でございます。未改修部分でございます、この地点の場合は取水施設がございますので、基本的に縦断を下げず、先程の横断面同様嵩上げで対応しております。下の横断面につきましては平成橋下流付近でございますが、現計画100m³/sに対しまして、140m³/sの基本高水流量を流下させる為、河床を70cm程下げる計画になります。その為に、現計画は、護床工程度の改修で良いのですが、河床を下げることにより、護岸の根が浮いてしまいますので、既設護岸を取り壊して新たに護岸を造る必要がございます。続きまして、浅川橋付近でございますけれども、この横断面は浅川橋下流部付近の横断面でございます。縦断勾配を変えずに落差工を取りやめて対応した場合でも河床を85cm下げるのが限界です。ですから、85cm下げまして、そこで更に護岸の勾配を1割から5分にすることで、この場合は対応しております。今まで、各横断面について説明をしてきましたが、全体的な問題としまして護岸の嵩上げ、河床の低下に伴いまして、橋梁の架け替えが必要になります。その他の河川許可工作物についても、移設が必要になります。今回の検討に当たりましては、代表的な横断のみで検討を行いましたので、精度の高いものではございません。また実施に当たりましては、詳細な検討が必要になると思っております。

幹事（長野建設事務所）

次に上流部代替案を説明致します。上流には沈砂池、土砂流出防止施設、流木対策施設を計画しております。下流の沈砂池でありますけれども、沈砂池は委員会での指示もあり、南浅川と合流点下流に現地に建設可能なものを計画しました。沈砂池は浅川本川の土砂堆積を極力押さえるもので、堆砂、土砂の搬出をする維持管理は大切なものであります。次に、土砂流出防止施設としましては、浅川の中、下流域での土砂堆積を防ぐ為に、浅川ダム地点に計画しました。施設の規模からある程度の土砂が堆積した場合、次期洪水に備え、土砂の搬出は重要なものと考えております。次に、流木対策施設は土砂流出防止施設の上流に計画しました。流木対策施設は洪水時に流下してくる流木を止める施設であり、溜まった流木は次期洪水時に備えて搬出致します。以上、3施設の規模につきましては、詳細な調査、設計を行っていませんので、概略であります。以上です。

宮地委員長

説明は終わりですか。全部終わりですね。それでは、只今、浅川に関する河川改修単独案についてご説明を頂きました。ちょうど12時になるところでございますが、休憩にした方が良いと思います。ちょうどきりがよるしゅうございますので、但し、今の説明を忘れないで、午後の議論に入っていきたいと思います。また浅川の問題もたくさんあるようにも思いますので、白熱すると思いますが、ひとつよろしく願い致します。何時までがよろしゅうございましょうか。そうですか。陳情があるそうなので、昼食の休憩を1時間取らせて頂きまして、1時に再開をすることに致します。よろしく願い致します。

<昼食休憩> 11:57～13:00

田中治水・利水検討室長

それでは、午後の部をお願いしたいと思いますので、席の方へお戻りを頂きたいと思っております。よろしいでしょうか。

宮地委員長

それでは、始めますか。もうひとり、松島(信)委員が。始めましょうよ。では、ちょ

っと松島(信)委員まだですが、すぐ、お見えになると思いますので、定刻でございます。午後の会議を再開致します。午前中、砥川の方は、一応基本的に2つの案に基づいて、これから検討していくということは確定した訳でございますけれども、浅川について、河川改修単独案のご説明を頂きました。それで、只今から、浅川の案について、いろいろご意見、ご質問を頂きたいと思いますが、ちょっと午前中の教訓に鑑みまして、ちょっと申し上げておきたいことは、これからまず第一にお願いしたいことは、県がこう出しました河川改修単独案ともうひとつ、元からのダムあり案がございます。そういうものを元にして議論をしていって良いかどうか、そこにどういう問題があるかと、そういう意味にご議論を限定して頂きたい、それぞれの案に対する賛成、反対、そういうご意見はちょっと後程に回させて頂きたい、そう思っておりますので、よろしく、その辺をご了解頂きまして、ご意見を頂きたいと思っております。石坂委員、どうぞ。

石坂委員

午前中の最後に浅川の河川改修単独案の基本的な考え方と事務局で検討して頂いた中身についてご説明を頂いた訳ですが、ご説明の最初にもありましたように、私も浅川部会長として、その検討をお願いした立場ではありますが、そういう立場であるけれども、ご説明を頂きましたことの中に若干の疑問、ご質問がありますし、また考え方について、きちんとさせて頂きたいということがありますので、その2点について発言させて頂きたいと思います。ひとつは、午前中の砥川の考え方と同じ考え方に立った場合、砥川の場合で言いますと、医王渡橋より下流は、280m³/sの今までの基本高水の設定から、200m³/sに設定をし直した場合であっても、河川が呑み込む流量は200m³/sであって、河川改修の中身、計画については、基本的に変わらないということについて確認をされた訳ですが、その考え方で浅川の河川改修を考えていきますと、今までの基本高水の設定が、450m³/s、今回設定し直して、350m³/s、ダムで100m³/sカットする訳だった分は、基本高水の見直しの中でいらないというのが、河川改修単独案の考えになりますが、そうしますと進捗状況が今、河川改修約8割という状況の中で、今の委員長が最初に申されましたように、細かい点をおいてということですが、基本的には、8割の河川改修が終わっているところは、350m³/sが呑み込める流量での河川改修を進めてきている訳ですから、基本的な手直しはいらないというのが、私は砥川の場合と照らして言えることではないかと思うのですが、この間、事務局にいろいろご苦労頂きまして、それから、私もお願いをしまして、お聞きして来る中で、先程のご説明でもそうなんですけど、のはずですが、8割河川改修が終わってきている部分についても例えば、橋の架け替えとか、かなりの手直しが必要であるようなご説明がありますので、浅川はどうしてそうなるのかということが、大きな疑問として残っているということがありますので、教えて頂きたいというのが一点目です。2点目は、先程のご説明の最後の方で、河川改修単独案にまつわる総合的治水の考え方の中で、ダムによらない治水対策ということですので、小規模な沈砂池とか、土砂、流木対策の施設的なものも必要ではないかと、そういう案は出ておまして、そのご検討もお願いをしました。しかし、それはあくまで小規模ということだけでありますので、ちょっとここに入っている数字は、こういう形ということであれば、結構なんですけれども、小規模という規模の感覚というのが、17mとかというのが、小規模に値するのかというのはとても疑問がありますので、それから、森林ワーキンググループとの作業の絡みの中で繰り返し私は検討委員会でも部会の中でも申し上げてきているんですけど、上流域の森林の整備といくつかの手立ての中で、例えば、流木を食い止める施設というのが最終的に本当に必要なかどうかということは、全体の絡みの中で検討していくべきことであると思いますので、今ここに11、12、13ページに詳しい図が断面とか書かれておりますけれども、こういう規模のこういう形の、こういう施設というものが、なければならないのかという

ことについて、総合的な今後の具体的な詰めていく検討の中で、再検討をお願いしたいというふうに思っています。以上2点です。

宮地委員長

実は、私ちょっと先走って言っちゃったのかもしれませんが、浅川のことについてお話しを頂きましたが、五十嵐委員の方から、何かご発言ございますか。

五十嵐委員

浅川について財政ワーキンググループで検討する上でいくつかの問題点になった点がございます。ひとつは基本高水の設定について、確か、部会では、330m³/sを前提とした公聴会をやっているようでありまして、今回、検討委員会にきまして、350m³/sで検討しておりますけれども、その間にそぐわはないと、検討委員会の350m³/sでやってよろしいというふうに了解してよろしいのかどうかというのが第1点です。第2点は、それに基づきまして、具体案が出てますけれども、具体案についてそれぞれそういう対応が適切なのかどうかということについて、様々な対応があり得るのであれば、はやく出して頂きたいということが2番目です。3番目に、先程の冒頭で浜委員の意見とも関連しますけれども、それを含めて、適切にこれを実施できるのか、財政の費用を除きまして、法的にも、具体的に実際に実施できるのかどうかという3点について、合意頂ければ、その上でそれに基づいた数字を発表させて頂くということです。今のところ出戻りがありますとですね、いわば砂上楼阁になりますので、それぞれ注意深く検討して、できるだけ合意を調達して頂けると有り難いということです。

宮地委員長

はい、只今かなり五十嵐委員の方から基本的な問題についてご提案がございました。また、後で申し上げるとして、その他に実はこの浅川、特に浅川の問題に関係しまして、本日、ご覧の通り資料がたくさん出ております。例えば、浅川部会の内山委員、それから鷲澤特別委員、砥川部会の林委員、いろいろなものが出ておりますが、こういうことを、宮澤委員からも出ておる訳でございます。竹内委員も出ております。そういうことがございますけれども、ですから、その中でひとつ先程申し上げましたように、ダムあり案とそれからダム無し案、それぞれ賛否の問題でなくて、基本的に関わるところがございましたら、むしろ先に出して頂いたほうがよろしいかと思いますが、ちょっと、その辺、まずその話しをしておかないと、また話しがこんがりそうな気がしますが、いかがでございましょうか。はい。

松島(信)委員

部会の方で、上流の猫又の改修は、はやくやってくれないと危険だというのが、非常に強かったように記憶しているんですけども、それはこれの中に入っておるんでしょうか、この案の中に。2番の説明では入っていないんですけども。

宮地委員長

幹事会、お答えできますか。はい、お願いします。

大口河川課長

五十嵐委員との話しの中で、川に触るやつで、後、先程お話ししましたように、副次的なものについては、実施をする段階で、詳細をかけてやりなさいという指示を頂いておりますので、そういう方向ですから、今の計画の中には入っておりませんが、実施をする段階では、そういうことも、長野市も調査をかけてやっておられるようです。

し、そういう意味でやるということです。だから、今の計画の中には入っていませんけれど、要は試算の中には入ってませんけれど、実際にはやるというご理解で良いと思うんですけれども。

宮地委員長

よろしゅうございますか。それではちょっと、その基本的なところに限らせて頂いて、いろいろ問題点を出して頂きましょう。藤原委員、先に手を挙げられましたので、恐れ入ります。

藤原委員

先程、河川改修単独案について、というのを説明して頂いた中に、先程も石坂委員がちょっとおっしゃってましたけど、12ページのところの土砂流出防止施設というのをダム予定地のところに、こういうような大規模な土砂流出防止施設を作るというような案になっているようですけれども、私達が部会でもって、話しあったのはむしろ、上流の森林の整備をすれば、そして森林の整備のなかには、例えば、治山工事ということで、いろいろなやり方がある訳です。山腹工、溪間工だとか、床固めだとか。そういうようないろいろなことによりまして、森林の整備をしながら、しかも治山工事をやりながらやれば、こういうような大規模な土砂流出防止施設なんていうのはいらぬ訳ですよ。ですから、これが、どうしてこんなものが入ってきたのか、私達の中では、むしろ緑のダムとして森林整備をしましょう。そして森林整備でしかも、ダムの上流のところの開発というものをできるだけもう一度見直して、必要でないものについては、むしろそれを復元していくというような形もとれるのではないかと。それから、森林の整備をすることによって、むしろ保水力もこれ以上増やすこともできるのではないかと、そういうようなことで、治山工事なんかでもこういうふうな、これは林野庁が出している治山工事の話というパンフレットですけれども、こういうようないろいろなやり方をすることによって、小規模に分散させて治山工事をするということによって、そういう意味では環境にも負荷を与えない。そういうようなやり方でやろうというふうな提案をしたんですが、急にこここのところで見ると、こんな大きなものをですね、しかも、ダムの予定地のところに造るという、何かあてつけみたいな案が出てきているんです。ちょっとこれは理解できません。

五十嵐委員

浅川部会報告書及び検討委員会結果で、藤原委員の理解のように、まったくいらぬんだと、森林の整備すれば良いんだというふうに理解するんなら、それは撤回致します。それでよろしいんですか、本当に。

藤原委員

私は十分だというふうに思っております。

五十嵐委員

あなたが良いかどうかではなくて、部会の意思としてそう受け止めてよろしいんでしょうか。

宮地委員長

今のお話しは、私は基本的なところでの、つまり、350m³/s案と申しましょう。その中身の問題ではないかと、私は理解するんでございますけれども、今、私がお願いしましたことは、それと、350m³/sという話しの中身に立ち入るよりも、350m³/s

と450m³/s、その両方の案を基準にして、ものを考えていっていいかということをお願いしたつもりなんですけれども、ですから、藤原委員のご意見は、350m³/sの中でもこの点はこうした方がよいというご意見のように私は承ったんですが、そう思ってよろしゅうございますか。はい。

藤原委員

これについての意見です。

宮地委員長

その中のご意見だと、私承っております。

五十嵐委員

350m³/sを前提として、このような砂防ダムはいらぬというふうに部会の報告として、前提に受け取ってよろしいんですか。代替案についても全部言って欲しいんですよ。

宮地委員長

五十嵐委員その話しはもうちょっと進んでから話しを付けた方が、私は、皆さん分りが良いんだろうと思うんです。そうなるともっとその前の段階があるかも分かりませんので、はい、竹内委員、いかがでしょう。

竹内委員

今の話しはですね。浅川部会の報告書の中に、代替案の主張した中に入っているんですよ。小林委員が主張になってやられた中に入っているんですね。ですから、財政ワーキンググループとしても、それは試算をして然るべきだろうということで、申し上げたということでありまして、ですから、部会報告を受けて、やったということで私は理解しますし、また他の浅川の委員さん方もその辺が認識が違ふのであれば、またしっかり論議をしなければいけないと思いますけど、報告書はそうだという理解でいます。それから、それに関連しまして、所謂、土石流の関係について、どうするんだということも、一方では部会では論議があった。ですから、今猫又池の話もありましたけども、猫又池が逆に決壊した場合ですね、防ぐ効果があるのかどうかということまで話しはありました。経過として、ですから、そこは一致点としてはなかなか難しいのではないかと思います。と同時にちょっとこれはお聞きしたいんですけど、この流木対策施設や土石流防止施設を造った中で、例えば大規模な土石流災害が起きた時に、破水した時に防げるのかどうかということについては、代替案の今回、設計する時にそれについては検討されて、高さを決めたのかどうか、そのことをひとつ確認しておきたいということ、それから3ページですね、基本高水合流点で350m³/sで、五反田橋付近まで参りまして、新めがね橋から上については180m³/s、ですから、330m³/sの部会でいうと、既往最大に基づく対応ということでやってきたのが、このところで変わる訳ですね。これについて、例えば、ひとつの河川の中で、こうして基本高水が流域によって変わるということについては合理的に判断して、河川整備計画を策定の時に認可になるのかどうか、この点を梟としてはどう考えるのかということを確認しておきたい。後の方で350m³/s、そのものについても、同じことを後の方で論議になると思いますので、とりあえず今のところで、それをお聞きをしておきたいということです。それから、4ページの、護岸勾配、例として1割から5分にするということで、これは、ですから、護岸勾配がかなり急になるということになる訳ですけども、これについてはですね、安全上の対応として、国土交通省なりが求めている多自然型の川作りという観

点からしますと、例えば、人がそこに落ちたりした時の対策としては、それは大丈夫なのか、基準として、その点もちょっと確認をしておきたいというふうに思います。以上2点について、県の見解をお聞きをしたいと思います。作った立場も含めて。

宮地委員長

まだ、基本的なところあると思いますが、どうでしょう。他に。

石坂委員

ちょっと、すみません。

宮地委員長

はい、どうぞ。

石坂委員

先程の繰り返しになって恐縮ですが、今竹内委員のご発言の最初の部分で報告書に土砂流出防止施設を計画するというのがあるんだというお話しですけど、一般論としての言葉はありますけど、あくまでも小規模な、というふうに言っておりますので、その小規模な、という提案がこういう形になるかどうかということにつきましては、先程委員長が言われた350m³/sのその枠の中で、今後具体的に詰めていくということで、この設計図といいますか、これが提案しているものに一致するのかどうかということの検討は必要ということで、先程申し上げていますのでお願いしたいと思います。

宮地委員長

どうぞ。

五十嵐委員

今後詰めていくと、いつ、誰が、詰めるんですか、それをはっきりさせて下さい。

石坂委員

はい、すみません。それは9日までに詰めれば良いと思うんですけど、そういうこと言い出せば、砥川の先程のもね、200m³/sを認めた中での考え方でやっていくということで、それ以上の個別の詳しい対応についての議論はしなかったと思うんですよ。それを言い出しますと、例えば、浅川も今の土砂流出、流木対策だけでなく、遊水地の話とか、いろいろな話しが出てきますので、そこまで今日やるののかどうかということも、では委員長に諮って頂きたいと思います。

五十嵐委員

誰がということも答えて下さい。部会に差し戻して、部会でやるのか。或いは部会長がやるのか。或いは県の土木部と誰かがやるのか、それを決めてもらわないと財政はまったく動きません。そういうことです。

宮地委員長

多分、五十嵐委員がおっしゃっていることは、ここで何かやって、それは部会に持って帰る必要があるという話しになると、これは何を計算しても無駄になる、無駄というのは言い過ぎかもしれませんが、大変なことになる。それで、その辺をどこがどう判断するかということをはっきりさせてくれということをおっしゃっているんだろうと思います。私の考えを先に言うのは、あれですか。部会の方で一応議論をなされた上で報

告書をお書きになっている訳ですから、それを私どもが基にして、検討委員会がひとつの判断を下す段階にあるんだらうと、私としては思っておるんです。但し、その判断が部会の報告と非常にずれておるといようなことがございましたら、ご注意頂かないといけないんですが、この範囲内で収まるということは、部会、特に検討委員会から部会に出ておられる委員の方がご判断頂けるならば、それは検討委員会の議論として十分成り立ちうるんだらうと思っておるんですが、その辺、例えば、ここでの検討委員会の結論、ある方向を考えたとして、それは、もし部会の話しに出ていなかったようなことが盛られるようだったら、これは部会に戻さなければいかんということもあると思うんです。ですから、その意味で、例えば、先程の竹内委員がおっしゃった基本高水が変わるのかという話しがございましたね。そういう点はちょっとここではっきりさせておかんといかんだらうと思うんです。或いは、それに対する考え方というのを、統一を取っておく必要があるのではないかと、そういうふうには思っておりますが、そういう点がまず一番最初になりまして、それから後の例えば、今の沈砂池をどこほどの程度の規模を造るかというようなことが、先程の松島(信)委員のお話しと同じように、その枠の中で考えられるということならば、それはまた改めて財政の方でも、それを頭において試算をして頂く、そういうことで私はいけるのではないかと、思っておりますが、どんなものでございましょうか。はい、高田委員。

高田委員

沈砂池の問題、確かに大きな構造物という印象があります。それで砥川の場合、部会には最初に沈砂池、流木防止は、話題になりました。公聴会の時にも話しがあつたんですが、砥川の場合は天井川で、上流から大量の土砂が流れてくるんですが、それが川自体が必要とする土砂を止めて、残りは全部諏訪湖へ流してしまう、そういう形で、河床が維持されているということは、砥川の状況をみるに非常に大事なことです。浅川の上流で土砂全部止めてしまったら、河床勾配のうんと大きいところ、駒沢川の合流点からずっと上の方、あそこは河床が維持できなくなる恐れがある。それで、大きな土砂災害的な土石流を止めるというのは悪くないんですが、中小洪水の場合、上で止めてしまうと、これは河川を維持する上で、逆に障害になるのではないかと、思っております。この辺のところ詳しくないんで、県の方の見解、或いは大熊委員の見解を聞いてみたいと思うんですが、いかがでしょうか。だから、ちょっと話しが外れてしまうのですが、五十嵐委員言われたように、このダム、相当な金額の代物ですんで、ちょっと無視できないので、土砂止めというのは、悪くないのですけど、ここまできるかという、これは藤原委員が言われた内容と類似ですが。

宮地委員長

どうぞ。

大熊委員

上の流木止めスリットの入ったものは、それなりに私は必要だらうというふうに思いますけれども、この砂防ダム、土砂流出防止施設というのは、やはり今、高田委員が指摘したような、上流からの土砂の供給がなくなった場合、下流での侵食、河床低下の問題なんか、あり得ることだと思いますし、すこしこれは大きすぎるかなという感じも致しております、我々、部会でここまで共通認識があつたとは、ちょっと考えられないなということで、この土砂流出防止施設というのは、少し対象から外した方がよいのではないかと、思っております。

宮地委員長

どうでしょう。今、河川改修単独案のかなり中身のところに入っているように思うのですが、それ以前に、やはり、先程の話と同じように350m³/s という高水量での河川改修案、大枠、中身に入らないとちょっと難しいのかもしれませんが、それと2つの案でいった基本的な問題ないだろうか。後の今の土砂防止の話とか、勾配がどうであるとかいう話しは、かなり技術的なものだというふうに私は思うんですが、それ以前のもっと基本的なところで、五十嵐委員が冒頭でおっしゃられたように、330m³/s は部会で考えたこと、350m³/s は検討委員会でやったことだと、これよりいいかという点にすこし問題を絞って頂けませんでしょうか。その方が僕は問題のありかをはっきりすると思うんですが。どうぞ。

石坂委員

今の点について、浅川部会長として、部会の議論の到達点を取り纏めた立場から発言させて頂きたいと思えます。公聴会は330m³/s で住民の意見を聞いたのではないかとのご意見については、その通りです。しかし、330m³/s で公聴会に凶ったのは、経過がありまして、簡単に言いますと、基本高水の議論が部会の中で、集中的に行われたのは終盤になってからでした、残念ながら。公聴会もその点で、大事な問題が煮詰まらない為に当初予定しておりました3月9日を21日に延ばさざるを得ないという状況でした。その中でダムによらない河川改修中心の対策案の基本高水の考え方につきましては、既往最大をひとつの基準として考えていこうという案が、住民側の提案として出されました。その既往最大を基準にということ、今いろいろ出ているデータなどに照らし合わせて数字を出すとすれば、それは昭和34年洪水の330m³/s 相当ですよという、事務局のアドバイスがありまして、公聴会で一方の450m³/s に対して、数字がないものを公聴会に掛けられないからという、そういう事務局のアドバイスと併せて、330m³/s 相当ということに記載して公聴会をやらせて頂いたというのが、公聴会の時点での到達点です。その後、基本高水について更に議論がありまして、状況から言いますと、最終部会を含めて、最終盤で、基本高水の考え方、検討の仕方について、いくつかの問題提起がされたまま終わったというのが、実は部会の最終盤の状況です。今日、浅川部会の特別委員でありました内山委員から詳しい意見書が上がっておりますのも、実はそういう点でありまして、これは先程午前中にも砥川の例で、私が発言させて頂きましたけれども、治水基準点のピーク流量、基本高水をどう考えるのか、それに関わっての各流域の流量配分を按分で行っているのかどうかとか、そういうことにも関わってくる問題にもなりますし、浅川の場合はダムサイトから上と下で、上は、簡単に言いますと、そうはいても森林率72%、下はコンクリートで固まって、都市化が急速に進んでいる。しかも千曲川との合流点で水門を閉めたりいろいろな問題があると、内水災害の問題もあると、そういう状況の中で、ダムサイトで100年に1度、130mm 日量の雨が降った時の予想される計画ピーク流量130m³/s というのは過大ではないかということも、内山委員の方から、平成7年7月の洪水のデータを例に、提案、発言がありました。以上のことから基本高水については、もう一度、例えば、雨量観測所を城山のものでティーセン分割法でやる方式で良いのかどうか、データの取り方、雨量、水位、流量等のデータの取り方等を含めて、基本的に見直すべきだ、細部検討を根本からやり直すべきだというのが、今日内山委員が出されております意見書の主な趣旨です。そういうご意見も強力に出ましたし、今までのいろいろな議論の経過から10パターンを、10の降雨パターンを取って、そこから450、一番計算結果として多く出たものを採用して算出した、今までの基本高水450m³/s ではない、基本高水の算定をするべきではないかという、いろいろな意見が、既往最大を取るべきではないかとか出る中で、最終的には、基本高水の設定については、議論半ばにして部会を終わらざるを得な

いことから検討委員会にその決定と検討を委ねたいというのが、浅川部会の結論だったと私は受け止めています。ですから、部会の到達点の報告書と致しましては、基本高水について、そのような記載にさせて頂きまして、最後の終わりのところにも、そういう部分について記載をさせて頂きました。よって結論から言いますと、浅川の基本高水につきましては、検討委員会で決めて頂きたいと、私は専門家ではありませんので、350m³/sが良いのか、330m³/sが妥当か、それは分かりません。前回の検討委員会で、以上の議論の経過もご存知の大熊委員からもアドバイスもありまして、検討委員会として350m³/sを取っていかうことが決まったという経過だと、私は受け止めておりますので、浅川の基本高水については、検討委員会で決めて頂き、それを採用していくということをお願いをしたいと思っております。

宮地委員長

今、部会長からそういうご意見でございますが、そうすると、いかがでしょう。特にこれは浅川の部会に出ておられた検討委員会の委員にも是非ご意見を伺いたいたいでございますけど、そういうことは、少なくとも、皆さん方、検討委員会から出ていた浅川部会の委員のご判断として取ってよろしゅうございますか。部会長の言っていることに疑問を挟むというつもりはございませんですが、念の為にと思っております。はい、竹内委員、先にお挙げになりました。

竹内委員

集約としては、部会長言われた通りだと思います。ただ、最後の第13回の浅川部会で一応集約として、それぞれ賛否を取った上で、部会長の方から言われていることがありまして、何らかの形で検討委員会からご説明を頂く、或いは、意見交換の場を持っていくという形でいいのではないかとのご意見ですと、そういう意見があったということなんですが、それについて一定のことを前の検討委員会でも確か言われていると思うんですけど、この場所で言われていると思うんですけど、そういうものを配慮していきたいと言われているんですよ。私はこの検討委員会で議してもらえばいいことなんですけど、新たに具体的な代替案というものが示されて、それで全体がいくということになった時に、全体というか、ひとつの代替案でいくということになった時に、既存の、例えば、既に改修済みのところについても一部弄るという問題も出てきますし、或いはこれまでの計画について、上流部についても構造的に変わってくるということについての今まで地元説明したのかどうか分かりませんが、そういう問題も絡む。或いは、先程の上流部におけるいろいろな問題について、流木の防止対策とか、土砂対策とか、そういうものについての認識についても、まったく論議されてないということからすると、石坂部会長がいつの段階でそういうことの処置をしていくのか、或いはしないのは、そのところがやはり、問題にはなっていくだろうなという気は致します。ただ、それは論議をして頂ければ良いと思うんですけども、ですから、そういう意味でいくと、限りなくその辺のところの過去の経緯がいろいろな複雑な問題だけに微妙なのかなという感じがしますけれども、そこは部会長どう考えているのかということをお聞きしたいのですが。

宮地委員長

藤原委員、先に。

藤原委員

基準点が350とか330とか450とかいう話しの前に、どうもよく分からないので、大熊委員に説明して頂きたいのは、100分の1の確率でやると、130mmで、

その時に浅川ダムの予定地のところで130m³/s ということでしたよね。ところが、浅川部会で内山委員が平成7年7月の時点で154mmの雨が降ったのにも関わらず、浅川ダムのところでは、多分、54m³/s くらいしか流れていないんだということなんですね。そうすると、そこら辺のところの理解ですよ、154mmというのは、100年に1回の確率よりも降っている訳ですよ。確かに9時9時ではなくて、24時間というふうになるかもしれませんが、この場合関係ないと思うんですよ。要するに154mmの雨が降ったのに、浅川ダムの予定地のところで54mmしか流れていない。するとひとつの理解の仕方というのは、私なりに理解をすれば、やはり、浅川のダムの上流のところ森林の貯留能力というものが相当機能しているんだというふうに思っているんです。ところが、基本高水の計算の時には、100分の1確率で130mm降った時に130m³/s 流れると、それで100m³/s カットして30m³/s 流すというふうなことが、ずっと通っちゃっているんですね。事実をどういうふうに押えたいのか。そこのところはということなのか、説明をして頂きたいのですけれども。

大熊委員

先程の450m³/s を出したものは、昭和61年でしたかね、61年パターンだったと思うのですけれども、あれは何度も申し上げておりますように、11時間に65mm降ったものを130mmに引き伸ばして、11時間で130mm降ったというパターンで計算している訳ですね。そうすると、そういう計算であれば、ダムサイト地点で130m³/s くらいの流量になるだろうと。平成7年の154mmという降り方は確かに130mmよりは多いのですけれども、あれはやはり、24時間くらいに渡って154mm降っている、そういうパターンで、ところどころ高いのがありますけれども、比較的平坦に降っているパターンだったと思います。そういう中で50とか60m³/s とかいう流出になっているのかなというふうに感じます。ここで私が提案している、昭和34年型というのも、130mmと言うことなんですけれども、これも比較的24時間、1日に渡って比較的降っていて、最後の方に集中的に降るパターンで出しております。この34年型の場合はダムサイトで90m³/s という数字です。私が降雨パターンを眺めていて、34年型というのが完全に棄却できるかどうか。私はその61年の11時間130mmというのは、これは私の解析の中でお示したように、これは100分の1確率よりも小さな確率、200分の1、或いは300分の1のようなものになっているだろうということで、棄却すべきではないかと考えました。昭和34年のがそういう観点から棄却できるかどうか、考えてみたんですけれども、どうしても棄却、完全に論拠を持って棄却できないということで、私はこの34年型というものを尊重して、これをベースにした基本高水案を候補として挙げたということでございます。

藤原委員

この計算値と実測値の開きというものに、これは今日の内山さんの資料5の1の5ページのところなんですけど、資料5の1の5ページ、これは内山さんが宮地委員長と大熊委員に出している文書です。その5ページを見ますと、真ん中のところですが、内山は第11回部会の参考資料1ページで計算値は実測値で検証し、修正しなければならないと指摘したと、そしてこのところで、今先程読み上げましたように、100分の1の確率だと、現実に降ったのは154mm降って、それで54.6m³/s しか出ていないと、これは130m³/s 出るといっているのから考えると、随分少ないではないか、このことについて、計算値と実測値の開きについて、見解や所見らしいものを表明していないというふうに言われているんですが、これについていかがですか。

大熊委員

先生がおっしゃるように上流の森林とか、そういう問題もあるかもしれませんがけれども、その辺をちょっと置いときまして、降雨パターンから見た時に、何度も言っておりますけれども、この100分の1確率ですけれども、130m³/sという値が計算されているものは11時間で130mm降ったパターンです。この平成7年7月のはかなり幅広く、24時間くらいに渡って154mmが降っているパターンです。34年型というのも130mm降っているパターンですけれども、これも100分の1ということには変わらない訳ですけれども、比較的24時間で降っていて、後半に集中するというパターンで計算されていて、それは90m³/sです。ですから、雨のパターンによって、流量は変わってくるということで、その時に、100分の1という確率を考えた時に、11時間で130mm降るのは、100分の1かということに関して、私はそれは100分の1ではないんじゃないかということをお願いしている訳です。34年型のパターンはやはり、1日で130mm降っていますけれども、これが100分の1の確率であり得るかどうかという時に、私は有りそうだというふうに感じたということなんです。棄却できなかったということは、そういうことです。ですから、雨の降り方によってピーク流量が変わってきているんだということが私の理解であります。

宮地委員長

松岡委員、どうぞ。

松岡委員

今の平成7年でしたっけ。平成7年154mm降っているというのは飯綱の雨量観測所なんです。130mmというのは流域の平均値な訳なんです。やはり、基本的には、山に近い方が雨がたくさん降る訳なんです。飯綱の雨量観測所というのは、時間雨量で言うと、平成6年あたりから13年までだと8年くらいですか、年最大24時間雨量というのは持っている訳です。その中で見ますと、2回くらい100mm超えている訳です。その8年間位の中で、我々みたいな、なんと言うのか、素人に近い、同じ土木屋でも素人に近いものが、手計算でプロットしてやれば、8年分のやつを対数正規確率紙あたりにプロットして何年確率か見ることになる訳です。それでいくと、やはり、100年遥かに超えているということには実はならない訳です。多い雨の飯綱観測所のデータをそれよりも小さいところへもってきてやれば、当然のことながら、リターンピリオド、何年に1度というのは、でかくなるのは当たり前なことなんです。飯綱観測所だけのデータからしますとですね、今150年とか200年に1度にはならないんで、それはですから、先程大熊委員が言われた雨量のパターンの問題と降った位置がどこかというのをですね、やはり、山に降った雨のデータを平地の観測所のデータに合わせて評価しようとする、どうしてもやはり、なんと言うんでしょうか、錯誤みたいのが生じるのではないかと思うのですが。

大熊委員

基本的には、松岡委員、僕は130mmという雨は、ダムの上流域に降らせているという形で計算しているんだから、同じことだと思うんですよ。140mm降らせて計算した結果と、154mm降って出てきたのと、ダムより上流に降らせていることには変わりはない訳ですから。

松岡委員

勿論なんですけど、その154が、200年に1度かという話しになった時には、それは違う。

藤原委員

何年に1度の確率だからという話しは、僕はちっとも出していません。要するに130mm降れば、130m³/sの水が流れると言っているんだけれども、現実には154mm降ったのに50何m³/sしか出ていないというのはどういうことですかということを書いていまして、僕の方は、決して154が何年確率の雨だというようなことは書いていません。

大熊委員

この資料、皆さん持っていないかもしれませんが、何度も出ていると思いますけれども、平成7年7月の降雨パターンは、19.5mmといったようなピークがありますけれども、大きく3つのピークがあって、だいたい24時間に渡ってずっと降っているパターンです。それに対して、130m³/sを計算している昭和61年降雨パターンというのは、11時間できゅっと降っているという形で計算しています。ですから、このパターンだと130m³/sか110m³/sか160m³/sか分かりませんが、その辺の値が出て来るだろうなというふうには感じます。先程から何度も書いていますが、昭和34年型というのは、それがもうちょっと24時間全体に渡って、最後にどっと降るパターンで降っていて、これだと90m³/sくらいで、これは100分の1の確率でありそうだなという判断であったということです。

宮地委員長

大分、細かい話しになってきているような感じがするんですが、藤原委員のおっしゃっていることは、内山委員の資料が今日出ております。これについてご説明しますと、4月の中旬の段階で、内山委員から私はこういうある意見を持っているから、この検討委員会で説明させて欲しいと、こういうご要望がございました。それについて、私はその時に書いておいでになったことが、それ以前なんかこれから先の議論を進めるといっても、むしろ今までのことについていろいろなご意見があったように感じたものですから、それはご説明頂かなくて結構ですと、資料として、この検討委員会にお配りしました。それに対して、なお再度内山委員から、4月の下旬になりまして詳細なご意見が出て参りました。これには今おっしゃられたことが書いてございますが、それはもう多分、部会の中でも随分お話しになっていることだと思っております。ですから、今の藤原委員のご意見は、ちょっと伺いますが、それを、今ここであのご意見は、部会の議論が十分でないからもっとやり直せと、そういうようなご意見だったと思うんですが、そういうことを前提としておっしゃられているんですが、藤原委員。

藤原委員

今日出された資料に見解や所見らしいものを表明していないというふうに書いてあるんです。内山委員から出されたものに。それで、大熊委員にどういう意味、見解ですか、というのを確認したんです。

宮澤委員 委員長。

宮地委員長 はい、どうぞ。

宮澤委員

いろいろな議題がちょっと飛んじゃっているような気がするんです。ここで今のポイントになってくることを原点に戻って、せっかく委員長、先程から何度もおっしゃられているように、まず、浅川の案、ひとつは、450m³/秒ですね、これひとつの案ですね。これはこれで案としてできていると、もうひとつの案が提案されている。代替案が。その代替案が350でいいのか、330でいいのか、それを具体的にまず、今日、今のこのところの今日の議事録によりますと、要するに治水計画案の一番ポイントは、要するに350でいいのか、330なのか、そこをしっかりともうひとつの案を決めていかなければならない。その決めていくことは、今までのやり方は部会からの報告に基づいて、こういう代替案も、要するに事務局の方で作ったけれども、こういう案でどうだということでありましたが、部会長の方では、要するに今まで部会の中で結論がでなかったから、この検討委員会で決めて頂きたいと、こういうご意見も出たような気がするんです。それだけ、はっきり決めてしまわないと、前に進んでいけないと思うんですよ。個々の代替の30mのが高いとか、大きいとか、小さいとかいう問題以前にですね、こういうことが、どこで決めるかということ、先程から五十嵐財政座長もお話しになられたように、それをまず決めて頂いて、後、それぞれの問題に、ここで入っていくとなれば、検討委員会でやらなければなりませんし、部会でもう一回やるとなれば、部会でもう一回やることになると思いますし、まずそれを決めていかれないと、話しは進んでいけないと思うんです。そこをまず、決めていただけないと逆に言えば代案はなかったのかと、450に対する代案というのは一本ではなかったと、こういうことになってしまいますと、2つの案に絞れたということではないということになってしまうような気がするんです。ですから、そこをしっかりとよく確認してから個々の問題に入らないと、財政ワーキンググループで昨日8時までやって出ましたですけども、どこを基準に何を原則にしてお金を算出するのかという基本が出てこない、いつまで経っても、財政は組められないと、こういう状況になってくもんですから、その時に330なのか350なのか、そこら辺のところどこで決めるのかということが、今の議論の入り口になっていると思うんです。ここをもう一度整理してからかかっているか、次に行けないような気がするんです。ちょっとそこだけ確認をさせて頂ければと思うんですが。

石坂委員
委員長。

宮地委員長
石坂委員、どうぞ。

石坂委員

今のことにも関連し、また先程竹内委員から私にご質問がありましたので、併せて同じ問題ですので発言させて頂きます。部会は残念ながら議論の途中経過の中で、3月末という期限で終わらなさいということですので、終わらざるを得ませんでした。継続を望む委員も多数いらして、最終的には残念ながら、採決をとらざるを得ない状況の中で、私は多数決に掛けまして、継続を望む委員の方が5名いらっしゃいましたけれども、多数ではありませんでしたので、終わらざるを得ないという形で、議論が途中経過の中で、取り纏めをせざるを得なかったというのが部会の到達点です。それは何度も申し上げております。よって、基本高水という今の一番の根本の問題について、どこが決めるのかという点は、部会で話し合われたことを活かして頂いて、検討委員会で決めて頂くしかありませんので、検討委員会で決めて頂きたいと思います。ただ、検討委員会で決めて

頂くことが、部会で話し合われたことを本当に活かして、その理念を受け止めて、決めて頂けるかどうか、決めて頂いたものなのかどうかということは、先程竹内委員のご質問にもありましたように、議論の中で、部会は残念ながら、取り纏めをせざるを、3月末ということで、取り纏めをせざるを得ないけれども、今後検討委員会が検討していくダムによらない河川改修案というものの具体的な中身が自分達が本当に願ったものであるのかどうかについては、きちんと検討委員会としての説明も頂きたいし、自分達もいろいろ意見を、今まで言って来たことが活かされているかどうか見届けたいというご希望がありまして、その点については説明の機会ももつし、配慮もするし、部会長として努力致しますということを約束もしてありますし、報告に記載してありますので、私はそういう点では責任取らなければいけない立場だなというふうに思っております。従いまして、検討委員会での一定の具体的なものがひとつひとつについて煮詰まった段階で、そのご意見を出された特別委員の皆さんにその中身についてご説明をしたり、皆さんがおっしゃってたことと一致しているかどうかについては、確認させて頂くという、そういう作業は私の責任でやらなければならないと、そういうふうに思っております。砥川と違いまして、浅川は、基本高水を350で良いですかとかいうふうに数字では取っておりません。考え方として450は過大であると、450の過大である理由については、一応それぞれ確認したと、どういう形で設定していくかという考え方は、いくつ問題提起がされたら、450ではない、既往最大等を基準にした考え方とか、根本的にデータを見直しして、全部洗い直して、見直すべきだとか、いろいろな意見が出ておりますけれども、その意見を活かした形での基本高水の新しい設定は検討委員会にお任せをしたということですので、そういう形で今後私の責任で努力をしていきたいというふうに思っております。部会で改めて、議論をするとか、決めるとかということは、最終部会での継続をするのかしないのかという結論が、継続はしないという結論に残念ながらなっていますので、決めて頂くのは検討委員会です。

宮地委員長

はい、松島(貞)委員、どうぞ。

松島(貞)委員

委員長が言われる通り、浅川の河川改修単独案も9回検討委員会で350でやって頂きたいということで、決めてあるので、条件設定は分かったので、350でやって、具体的に実施可能かどうか、難しいこともあるかもしれませんが、それから土砂流出防止のこの施設が必要かどうかということはあるかもしれませんが、それはそれで、この案でどのくらい掛かるのかというのを発表して頂いて、防止施策がいらないと思う方は、その部分をカットすればいいことであって、そのことを財政ワーキンググループの報告をお聞きして、本論である2つの内のどちらにするかというのを、各流域ごとに、そういう議論に入って頂きたいと思います。

宮澤委員

委員長、それは間違っていると思います。今石坂部会長から、ここで具体的に決めて下さいというお話が出て、それで皆さんでもって、そういうふうに決まれば、それはそれでいいです。と思います。でも、進めて下さい、はい、そうですか、進めましょう、では、今まで部会で13回やってこられて、ましてや内山さんという方は、その部会の審議じゃなく関わりなく、意見書も出しておられる訳です。ですから、浅川部会については、一体どうするのかということはどこで決めるのかということも、もう一回部会をやるのか、私はやっても良いと思うんですよ。それできちんとした450は出ている訳ですから、450に変わらないものが350なり330なり出てきて頂いて、その根拠

もしっかり示して頂いて、それで出てきたものならば、これから、先程竹内委員が質問して幹事会の方からそのところということでそのままになってしまっていますけれども、私、そのところの議論もしっかりとしてから進めていかないと、そうでないと財政がまたいつて財政が出した時にまた気に食わないからそれではまた考えていきましょう、というやり方だったら、いつまで経ってもこの論議はエンドレスで終わりが無いと思いますね。ですから、やはり、どこでその責任を、数字の責任はどういう根拠で、どこで出してきたかということをやちゃんとやっていかないと財政なんかひとつも出せられっこないではないですか。今、だって、土砂のやつ30mが大きいと言われてしまったら、出しようがないですよ。それは全然、科学的に、私どもは行政として、責任もってやらなければいけないという立場でものを考えている以上、そんなにきちっ、きちっとやっていくべきだと思います。ですから、私はここで決めるなら、ここで決めるのも結構だと思います。今部会長おっしゃられるように。また部会を開いて、少なくとも代替案の基本高水はこうだ、どういう根拠だということくらいは出していかれないと、ことが前に進んでいかないような気がします。

宮地委員長

松島(貞)委員もおっしゃったのは、もう350で良いよ、とおっしゃった訳ではなくて、むしろ2つをどう並べて選ぶかという時に、松島(貞)委員は350でも良いとおっしゃった訳でして、その前に石坂委員が責任は私に取りますとおっしゃいましたけれども、これは部会長だけに責任を負わず訳にはいかないと思うんです。ですから、そういう意味では、さっきからお願いしていますのは、部会長は高水の問題についての判断は検討委員会に委ねると、こういうことにしてありますというのに対して、本当にそれで大丈夫ですかと、率直に申しますと藤原委員が内山さんの意見もお出しになったのは、その点もし後でいろいろなことがあった時に、いろいろご心配があるからおっしゃられたのではないかと、率直に申しますと、私は率直に言って思った訳です。ですから、それに対して大熊委員もお断りになりましたけれども、少なくとも、先程から申し上げていることは、浅川部会に出ておられる検討委員会の委員の方々は、ここの検討委員会の意見、検討委員会の委員として、今のようにここで判断して、こう決めてよろしいと、こういうふうな判断を下すかどうか、それを私はお伺いしようと思っている訳です。ですから、その中で、具体的に細かい砂防ダムとか、そういう話しはちょっと後に回して頂こうというのは、私はそういう意味では松島(貞)委員のご意見に賛同するのですが。ですから、つまり率直に申しますと、330か350か、あんまりはっきり決められない段階にきておる訳ですね。それに対して私どもは一応前回の検討委員会では、350m³ということをお願いをした。それで、部会の方はちゃんと説得できるかと、私はそういうことだと思います。最終的に申しまして、その辺はちょっと委員の方にご判断を頂きたい、そう思っております。どうぞ。

大熊委員

基本高水、前回、結局、私の理解では合流点では350m³/sということ考えようということが出されたと思います。ただ、上流の方でダムをやめたことによって、流量が多くなったりする点について、どうするんだ、ということで、基本高水ワーキンググループに投げかけられて、それに対して、一応3人でメールをやり取りをして、最終的に報告をして、それでこの今この砥川の3ページ目にある、昭和34年型降雨のパターンを前提としてやって頂きたいと、ただ、既に改修が終わっていて、330m³/sより大きいところは、何も、もうできている訳ですから、これを残していいだろうということで、上流の若干改修した部分もありますけれども、ダムがなくなったことによって流量が増えるところに関して180m³/s、140m³/sという形で、財政ワーキンググル

ープの方に投げかけて、これで計算して欲しいということをお願い致しました。その理由みたいなところ、もう一度、先生3つ並べてみたんで、皆さんに配布してよろしいですか。

宮地委員長

それは何ですか。

大熊委員

これは先程から議論になっている平成7年と昭和34年と昭和61というものの、降雨パターンです。それで、私が昭和34年降雨パターンの流出計算結果を取ったらどうかという、基本高水方法案に選んだ理由みたいなことをちょっとお話ししたいと。

宮地委員長

目処の根拠ですね。それではひとつ配布願います。

大熊委員

平成7年7月の降雨パターンが一番左側です。これが24時間で154mm降っているというものであります。これで先程からいろいろ出てるのが、だいたい60m³/s弱といったような数字であるわけです。それから真ん中の昭和34年8月洪水というのは24時間で130mm降るといふ仮定で計算したものです。この計算でダムサイトで90m³/sです。それから一番右側の昭和61年9月というのは、11時間で130mm降るといふパターンで計算していて、これがダムサイトで130m³/sという形になっています。これを眺めていて確かに平成7年のものは60m³/sとちょっと少ないかなと感じもしておりますけれども、逆に昭和34年の降雨パターンみたいなので90m³/sが出ないとも限らないというふうに私は感じて、それで昭和34年型というのは捨てきれないということで採用している。昭和61年パターンは11時間で130mm降っている。これは、100分の1の確率から見ずと確率的に小さい、200分の1だとか300分の1に相当するだろうということで、前にもお話ししたようにこういう場合は棄却していいじゃないかということで棄却したということでありまして。それでこの34年型のものであればカバー率60%から80%の間で、だいたい70%位でしたか、そういうものになって河川砂防技術基準(案)にもものつとった形で計算されたものであるもので、これをベースに基本高水を決めれば国土交通省と交渉する時にも十分認可を頂けるものではないかというふうに考えて、これを今回の基本高水案としてワーキンググループとして財政ワーキンググループに投げかけたということでございます。

宮地委員長

はい、ありがとうございました。ただいまの説明なんですがいかがでしょう。ちょっと私伺いますが、先程ご説明があった2ページには河川改修単独案基本高水等で、失礼しました、3ページです。3ページのところで計画高水というところが下から2番目と言った方がいいですか、ダムカット330、270、230、160となっています。昭和34年型降雨、これがだいたい今大熊委員がお考えになった昭和34年パターンですね。率直に申しますとその上の合流点付近、直ノ橋、五反田橋、上の3つの方はダムカット350とすれば吞めていればこれで良いではないかと、そういうことでございますか。そういう考えでよろしゅうございますか。そうすると結局は基本的なデータは昭和34年降雨のパターンであって、ここでは前回350m³/sということをお話し上げたんで吞めているから話はよろしいという筋になるんですね。いかがでございましょう。はい、どうぞ。

竹内委員

さっきもお聞きしたんですけどもいずれにしてもこの案がですね、窓口になっても結果がダメだとか国の協議の話もあるんですけども、この検討会委員会でも伴ってしまいますので、ですから先程同じ質問をしましたように途中で基本高水が一つの河川の中で途中で変わることの対応について整合性という観点からすると問題があるんじゃないか。そのことについて河川整備計画を策定する上で認可が得られるのかどうか。そのことさっき県の方にお聞きしていますので、明確にそこは確かめておいて議論していただきたい。と同時に先程お聞きしているのが他にも基本的なことについて言ったものですから先程は高い、低いという問題があったものですから土石流防止についても流木についても、それについてどの程度を見込んで例えば土石流対応についてやっているのかについても先程の他の土石流被害に関する対応についてどんなことを設定しているのか確認しておきたいのと、勾配について計画変更があるということについては、認可上から或いは安全性の対応から問題ないのか。この3点さっきお聞きしていますので、そういうこと確認した上で話をして頂いた方が私はすっきりみたいになりますのでよろしくをお願いします。

宮地委員長

3つお話にありましたように、一番基本的なところは基本高水を450を350に変えた、それから認可が得られるかという、それに対する見解でございますね。そうではないですか。

竹内委員

後でそれはやろうと思ってましたけど、今で良ければそれを含めてもらっても…。それは後で、今私が言っているのは、一つの河川の中でいわゆる合流点付近が350で、めがね橋付近と浅川橋付近に示されている基本高水が変わるということ。

宮地委員長

ここの段差のことですね。もう一遍大熊委員にお話伺いした方がいいと思うんですが、昭和34年型の降雨を頭に入れてずっとやってきて下さったんだと、しかし実際に前回の委員会でお願ひしたら350と致しますと、350にしておけば上の方が呑めるから、余裕があっていいだろうと、そういうご返事を私は頂いたと思っている訳です。大熊先生には、そうですね。それでいいかどうかは別ですが、大熊委員はそうお答えになったと私は思っているんです。ですから高水は変わったのではないと理解しているんです。

大熊委員

そういうことが事務局として認められるかどうかということをもっと。

宮地委員長

はい、それでは事務局の方でお考えをお聞きしたいと思います。如何でしょう。

五十嵐委員

代替案として合理的に部会報告案としての案だと、先ずですね、部会委員の人達、この検討委員会の委員の方、これだいたいいいんですか？先ず、この中から少なくとも合流点は土砂ダムだけは取ると、或いは小さくする、小さくするというのは半分がいいのか分かりませんが、一つ検討してください。バラバラやっても誰の意見をどう採る

か分からないのですよ。これでいいんですか？これでまずいの？これで。おそらくね、どのサミットが分かりませんが、この中から土砂ダムを取れば、これを部会で言っている代替案と認めてよろしいですか。よろしいというのであれば、改めて私もそちらの方に聞きたいんですけど、これがよくないとなると、何を土台にしているのか分からないのですよ。いいんですか？

宮地委員長

五十嵐委員さん、それは第1ページ？

五十嵐委員

いいや浅川に関するのがありまして、基本高水という3ページです。具体的に基本高水とありまして、以下ずっと書いてあります。

宮地委員長

ですから今3ページの方をやっていて、黒く塗ってあるところ、その中のことをおっしゃったと、私は思っております。ですからこれでいいかどうかということをお伺いしている。

五十嵐委員

そう、それでこの案に基づきまして、具体的にこういう工事になってきます。350を前提としてありますと、こういう工事になってきます。その中にそれと直接加味するところはありませんけれども、少なくとも僕は部会報告案については土砂流出防止装置を入れたんですけども、土砂流出工事はよくないという話なので、これをカットして、うんと規模を縮小するというを前提で、この案で浅川の代替案については少なくとも浅川の部会の人たちは了承してくれますかね、その上で全体に私も質問したいことがあるので答えているんです。いいですか？

宮澤委員

まず基本的な考えで五十嵐委員もおっしゃられたけれど、まず部会は本当にこれでいいのかなということなんです。部会の皆さん方に委員長が私が責任を持ちますという話をされました。その時に宮地委員長は「部会長だけに責任を持たせても」と言って、それで止まっちゃってるんですね。この検討委員会でそこまで踏み込んでやるということになれば、そういうことでございますし、そこなんですよね。どこで決めるかということをもっと明確に、もし部会に差し戻して決めるのなら部会だと思し、少なくとも基本高水、財政、各それぞれのワーキングから、ここの6人の人たちはそれぞれ分かれて浅川、砥川に入っているわけですよ。各ワーキングの代表として。で、その人たちと一回私はまず、私、砥川のところはしょっちゅうそういうことを使ったんですけど、今部会長の言われているように、それでいいのかどうか、決めて頂かないと、いろいろ出てくると思うんですよ、意見が。そこでどこが基本的な考え方を決めていくかということをも、ここでもう一回整理した上で次の問題に入っていった方がいいんじゃないでしょうか。

五十嵐委員

あのですね、なんでこんなことをしつこく申し上げているかというと、実は財政は相当これは大きく大きく響きます。恐らく記録、決定で採用するぐらいの大きな額になります。それで額だけ最初に出しちゃいますとね、あとはどのぐらい入れると出しようがないものですから、本当にこの案でいいのかどうかあげてくださいと言っているわけで

すよ。だから私の意見は、ここで決めていいんですか？ダメなんですか？ちっとも分からない。

宮地委員長

やはり部会長は先程のことでいいとおっしゃったんですね。

石坂委員

何度も申し上げますけど、最終部会で部会を継続するかどうかを採択している訳ですよ。その時に6人の委員の皆さんのご意見も分かれて、多数の方が継続すべきでないということを選ばれた訳ですから、それを白紙に戻して改めて検討委員会でもう一度部会を開きなさいということを決めて頂くのであれば、私はそれに従いますけれども、部会の経過で継続できないという結論になっていますので、その上に立ってお考えをお願いするしかないというのが私の立場です。

五十嵐委員

具体的にこの案でいいんですか？

石坂委員

それはまだ意見はあります。

五十嵐委員

それを決めてくださいよ。

宮地委員長

私はさっきから五十嵐委員に言っているように思っているんですけども、それをここで先程の検討委員会から出ていた浅川部会の委員の方々は少なくともそれに対してご意見を賜りたいとこう申し上げているわけです。どうぞ。

松島（信）委員

私達浅川部会に出ていた6人が決めろという、そういう意味にもとれる訳です。それは一つの原案として、そうでないとするならばいいんですけれども、そういうように取れるとするならば、ちょっと6人の中で内々に相談させて欲しいと思います。個人的に私が何かやれと言っちゃって・・・。

五十嵐委員

ちょっと休憩をしてもらって。

宮地委員長

そういうご提案であればそれは分かります。私の申し上げていることもその筋でありますので。

竹内委員

ただ私が申し上げているのは、この案については良いか悪いかという判断については、先程3つの点について、私が回答いただければ判断できないわけですから、それで質問している訳です。もしこれが通らないといいですよと決めて後で恥をかいてしまうということがありうるわけですよ。

五十嵐委員

やってみて下さい。部会でこういう方向で代替案を認識してよろしいと、その上でダメならダメだと言ったらいいじゃない。

石坂委員

そのために答えて頂いた方が。

竹内委員

答えてもらった方がより相談しやすいと思いますけれどね。疑問点があるからお聞きしてるんです。

宮地委員長

どっちを先にいたしましょうか。皆さん方のご判断を仰ぐ場面ではございません。ちょっと相談してみたいというご意見で。

松島（信）委員

今竹内さんが言ったとおりに順序として、竹内さんの質問を答えていただいて休憩をしていただければと。

宮地委員長

そうですね。それではよろしゅうございますか。そういうことで今のこの案ですね、3ページにある案、これで起草をつけていろいろな交渉があるんでしょうが、アウトと言われる心配はないがということをお聞きしましょう。事務局に。それでよろしゅうございますか。

石坂委員

じゃなくて、竹内委員の質問に答えてもらう。

宮地委員長

違う、ではもう一回竹内さんの質問を。

竹内委員

1点目は、この案で河川整備計画の認可が得るのかどうかというのが一つです。それからそれに関連しているんですが、その中で多自然型の関係でいきますと、勾配について、4ページ目で、1割から5分にするということについてはどうなのか、それから土石流に対する対応として先程高さの問題がありましたけれども、どういう前提でやられているのか、ということの3つをお聞きしたいということです。

宮地委員長

その3つのことについてお諮りをして、ご返答いただきましょう。如何でしょう。はい、どうぞ。

幹事（河川課）

今ご質問にありました、河川整備計画の認可の話でございますが、1点だけ確認させて頂きたいのは3ページで、河川改修単独基本高水の中に今竹内委員が申し上げられたのは、途中でちょうど五反田橋付近と新めがね橋付近でここが変わっている、このところで一貫性がない、その部分について、河川の整備計画の認可が得られるかどうかという

お話しかと、ただ先程ちょっと宮地委員長が申し上げられたのは、現基本高水450とここで言う330もしくは350の2つがあることがどうかというようなことを話されたように伺いました。河川整備計画の認可を得るということは、国の認可を得ることで、県の方針が出たところで国が個別に判断することだというふうに思いますが、例えば、この下の330m³/sの一連の流れでいきますと、要は河川整備計画を立てる上での目標として考えるか、或いはこれは整備を進める上の整備として捉えるかによっても違うというふうに考えられます。ですから、現基本高水450m³/sと330もしくは350という2点で基本高水がどうかという点で考えられるか、今言ったように整備の在り方として考えられるかによって、認可の考え方も違ってくるのではないかと、そのように思います。

大熊委員

はっきり言って下さい、大事なところだから。

宮地委員長

要するにこの段差のところの論理をちゃんと整備しろということですか。

大熊委員

はっきりして下さいよ。大事なところだから。

大口河川課長

3ページの説明でよろしい訳ですね。大熊委員の出された、言われた、この計画高水ですけれども、350、270、230ときて、後、34年型ということで、180、140で上限が決められている訳ですが、下流側で350m³/s流れるから、350m³/sの計画高水でいいのではないかというのではなくて、やはり、一貫性のある計画でなければまずいと思うんです。330m³/sの高水を流す時に、今出来ているものが、呑めるか、呑めないかという計算をした時、やってみたら20m³/s余裕あった。350m³/sなんだ、では今のやつはいじらないでいいんだなという検証に使われるならば結構ですけれども、一貫性のない計画でしたら、それは県としても認められないと思います。

大熊委員

ということで、私は34年型で一貫性を持たせて、その中で考えて頂きたいということです。

宮地委員長

論理としては昭和34年型の論理だと、ということですね。実際に下の方は改修ができてから350という計算になりますよと、そういうことですか。私一番始めにそういうことを申し上げたつもりだったんですが、ちょっと早まりすぎた。もうひとつ、まだ残っております。勾配の話と、それから土砂の話がございます。

幹事（長野建設事務所）

まず勾配の関係ですけれども、私どもとしましては、勾配を部会の議論の中でも親水に配慮して、多自然型にすることで、なるべく緩勾配の護岸を検討、取りいれたいという議論がありました。私どもとしては、そういう方向でもっていきたいところではございますけれども、委員さんの方から、護岸を急にすることで検討してくれと、これはいろいろな構造令や河川砂防技術基準（案）に構造令に則しているというメールも頂きまして、ここは部会長の判断によってこういうことで行っております。これを県の見解は

どうだと言われますと、県としては好ましい方法ではないと言わざるを得ないと思います。

宮地委員長

好ましい方向ではない。

幹事（長野建設事務所）

それともう一点、上流部の土砂対策ですけれども、先程から3つの点について言われていると思います。特にどうしてこんな位置に造るのかということと、砂防ダムはいらぬのではないのかと、土砂流出防止施設はいらぬのでは、森林整備だけでいいではないかというご意見、藤原委員の方からございました。土砂流出防止施設の規模についてのご質問もございました。これについては、前回の第9回の検討委員会の資料、浅川の部会報告の14ページ見て頂ければいいんですけども、その中に上流部の土砂流出防止対策、中流部、上部、上松から真光寺に砂防堰堤と沈砂池を検討するというので、はっきり明示されております。私ども検討した沈砂池は上松地籍の南浅川の合流点でして、上松地籍でございますし、砂防堰堤はループ橋もある近辺であります真光寺地籍でございます。砂防堰堤の規模ですけれども、この図面にいいますと、袖もいれれば17m規模になっていますけれども、堤体の大きさは14m規模でして、通常の高さでございます。決して特段大きいものではございません。なお、この流域16km²ございまして、きちんと砂防基本計画を立てて、流出土砂の計算をしますと、恐らくこの規模の砂防ダムでございましたら、1基、2基では済まない、長期的には、もっともっと数は必要ではないかと、そんなふうにも思っております。また、第8回の検討委員会で、森林ワーキンググループの方からの提案もございましたように、浅川流域では、年間5700m³の流出土砂があると見込まれると、それだけ上流部が荒廃しているということでございます。それに併せて、大水、洪水時の土石流等の対策も考えますと、この14mクラスの流出防止施設は決して大きなものではないと考えます。以上です。

宮地委員長

はい、ありがとうございました。只今、3つのものについてご返事を頂いた訳ではありますが、いかがでしょう。そういうことで、先程、松島(信)委員のご提案のように、ちょっとご相談頂けますが、但し、それは決定できないということをご承知の上で、浅川部会に出ておられる委員の方、ちょっとご相談頂きたい。

大熊委員

ちょっと、質問よろしいですが、一点だけ。今の砂防ダムのボリュームはいくらになるんですか。高さだけのご議論ですけれども、大よそでいいんです。何10万m³くらいなのか。

幹事（長野建設事務所）

詳細は、きちんと測量して検討しなければいけないんですけども、概算4万m³程度かなというふうに、考えています。

大熊委員

4万m³。

宮地委員長

ありがとうございました。それでは、今25分ちょっと過ぎてございますが、40分

まででよろしゅうございますか。もうちょっと取った方がいいでしょうか。2時40分まででよろしゅうございますか。

幹事（長野建設事務所）

あの今の、コンクリートボリュームですか。

大熊委員

貯留量ですよ。

幹事（長野建設事務所）

4万 m³ 程度かなというふうに、考えています。

宮地委員長

いいですか。どうでしょう。何時まで、どのくらい。45分までにしときましようか。2時45分まで休憩と致します。その間にちょっとご協議下さい。お願いします。

< 休 憩 > 14:25 ~ 14:51

田中治水・利水検討室長

それでは、休憩前に引き続きまして審議の方よろしくお願ひしたいと思ひます。

宮地委員長

はい、それでは審議を再開致します。先程休憩時間の間にいろいろご相談を頂いたんですが、その辺のまとめはどんなふうでございましょうか。どなたがお話し頂けますでしょうか。いいですか、はい、お願ひ致します。

石坂委員

では休憩時間を頂きまして、浅川部会に参加の委員の皆さんで検討しました結論を申し上げたいと思ひますが、大きく基本高水の問題とそれから、基本的な考え方ということで、提案された河川改修単独案について、どう取り扱うかということだと思ひますが、基本高水の問題につきましては、先程委員長からもいろいろアドバイス頂きまして、実体での検証とか、いろいろなお話しがあったんですけども、いろいろ過程がありましたが、資料の3ページにあります昭和34年型降雨をパターンに取ったケースで、これを基本にし、330m³/sということになります。これでいくのが妥当ではないかということに、今の話し合いの結果はなりました。それから対策案の中の最後の方の砂防堰堤、それから流木対策などの施設につきましては、小規模のという、規模の大小とか在り方については、今後話しを煮詰めていくことになると思ひますが、基本的には、ここに提案された考え方を採用していくことでいいのではないかと、つまり、これでいくということ。以上です。また補足があれば皆さんから。

宮地委員長

今のようなご報告を頂きましたんですが、これは今、浅川部会に出ている検討委員会の皆さんのご意見でございまして、その他の方々の意見、ご意見いかがでございましょう。はい、どうぞ。

竹内委員

先程の時にも申し上げたんですが、基本的にこれをひとつの代替案、ダムあり案に対

する代替案としてのあれとしては、よろしいんですけども、その前提として、先程お聞きしたのは、この在り方で、河川整備計画策定に当たって、認可され、補助対象になるのかどうかという観点については、私の個人的考えでは難しいのではないかと、ですから、上流部における対応でそれぞれ厳密な調査をやれば、高さとかそういうものについても、或いは、先程のお話のように他の箇所について、新たな施設を造らなければならないということも、当然あり得るだろうと。従って、それも補助を受けるか受けないかということによっても変化してくるでしょう、ということは申し上げ、そして、個人的には補助対象にならないものについては、私としては、無理があるのではないかとということ意見を意見として申し上げておきました。ですから、それはきっと、今後の論議の対象としてなっていくんだと思いますけれども、一応、そういうことを申し上げて、付け加えておきます。

宮地委員長

それでは、竹内委員のおっしゃったような意見は付いておるけれども、大筋としては、この案で議論を進めていこうということでございますね。そういうことで、他の委員の方、ご発言ございますか。よろしゅうございますか。はい、どうぞ。

五十嵐委員

少し、財政ワーキンググループからもう一度確認させて下さい。基本高水はそうすると、350ではなくて330に戻ったんですか。また350なんですか。これはどうなんですか。それがひとつです。仮に350にしる330にしる、どちらでも良いんですけど、そういう高水を考えると、こういう工法で工事をすることは連動して考えてよろしいんでしょうか。連動して考える場合にも、先程ちょっと県当局から、これは問題が多いという指摘もありましたけれども、問題が多くてもこの方法でいくということを知ったということなんですか。それから、それについても出戻り無しで、これで一切それでよろしいということであれば、そのように致します。そういうことです。

宮地委員長

先程問題が多いというか、好ましい方向ではない、というご返事だったですね。

五十嵐委員

もっと言いますとですね、前回の県議会のこと、思い出して頂ければいいんですけど、問題多いものを放置して、仮に県議会で質問された時に、問題が多いと仮に答えて、それで答申案にこれもこうだったと書けるんかどうかなんです。問題が多いと、問題があるというか、ニュアンス微妙ですけども、多分県議会が始まった時に同じことを答えるんだろうと思うんです。県としては、その時に代替案のひとつとして、その問題あるというようなものも、それを承知で書いていいものかどうか、そういうこと含めて部会の人達はこれでOKなんですか。

石坂委員

基本高水の問題につきましては、先程も整合性の問題についてのご意見、ご質問があったんですけども、国の認可を得ていくという大前提の元に、整合性をもった対応が必要だろうということで、現状が350 m³/s 呑み込める河川改修が8割進んでいるということを加味すると、この3ページの図になる訳ですが、整合性をもった計画にしていくという点での330 m³/sを確認したというふうに考えて頂ければと思います。

宮地委員長
よろしゅうございますか。

五十嵐委員
いいんですか本当に、根拠も大丈夫ですね。

宮地委員長
部会の方、大丈夫ですね、それで。部会は330m³/sで前から言っている訳ですけども、それを検討委員会の方で350というふうをお願いをした訳ですけども、それがやはり、いろいろ整合性から考え得ると330だと、それでいこうということでございますが、どうぞ。

宮澤委員
もう一度確認ですが、私も財政のメンバーでございますので確認しますんですが、これは既往最大に相当するピーク流量という形の中で出された330というふうには、その330の根拠はそういうふうにとってよろしいかということがひとつ。それから、私も先程ちょっと誤解していて間違えていました、訂正させていただきますけれども、出て来る雨量でございますから、砥川も280m³/s、あれは土砂入っておりませんので、訂正させていただきますと思いますけれども、ここで今、先程出ている土砂流出の防止施設、私も北安曇とか、大変土石流の多い河川をもっているんで、多少砂防ダムについては知識をもっているんですが、逆にH=14.5mくらいの砂防ダムひとつで、浅川の上流のこの奥深いところを呑み込めるとはちょっと思えないんですが、ここら辺のところ幹事会の方にこのことだけはお聞きをしたい、どういう根拠なのか。それとも、これ以上、私はもっといるのではないかと見ているのだけれども、そういうようなところも含めて、どういう根拠でこの14.5というのは出してきたのか、そこら辺のところも、私は大きいところではない、小さいのではないかと思うくらいに認識しているんですけども、はい。

宮地委員長
砂防のことについて、どうぞ。先程ご指名しませんでしたでしたが、どうぞ。

堀内砂防課長
土木部の砂防課長の堀内でございます。浅川上流部の今、代替案として提案のあった土砂対象施設ということでございますが、砂防課としては、この上流域の土石流対策、或いは、砂防計画上の施設として、十分か、或いは、これでは足りないかという検討は一切してございません。事務局の方から、部会の方から、14.5mの堰堤1基造るのにいくら掛かりますかというご質問がありまして、場所にもよりますけれども、高さが14.5mで幅が50mくらいだったら、だいたい3、4億くらいではないですかというお答えをただけで、ここにこれだけの施設を造ったら、あそこの土石流対策が十分だという検討もしておりませんし、私、一般的に見て、とても足りないと思いますけれども、どれくらい足りないという検討も一切してございません。午前中の砥川の議論の中でも土砂災害対策の可能性とか或いは必要性のご指摘ございました。藤原委員或いは松島(信)委員の方からも、土砂災害対策必要だというご指摘あったんですけども、これについては、ご指摘を受けるまでもなく、十分認識しておりまして、砥川流域についても、浅川流域についても通常事業で、これまで対応してきているところでございます。砥川上流部の具体的なところも松島(信)委員ご指摘になりましたけれども、あそこにつきましても、山腹等からの土砂の流出、生産については、林務部でしっかり対応して頂

くと。溪流に流出した有害土砂については、砂防で対応するというところでございますけれども、ご指摘の点については、十分現地機関と見直しをしてみたいと考えております。但し、誤解のないようにして頂きたいのは、土砂が流出、堆積して、河積が縮まって、それによって水が溢れ出して洪水が発生するという現象、この現象を松島(信)委員、ご指摘になっておりますけれども、そういう現象は基本高水とはまったく関係がないものと、こういうことでございます。即ち、例えば、砥川で土砂の生産、流出堆積を考慮すべきということは、基本高水の280 m³/s+土砂量を考えないといけないということで、280か200かという議論とは土砂はまったく別問題ということを誤解のないようにして頂きたいと思えます。逆の言い方をしますと、砂防事業や治山事業で、土砂の生産、流出を完全に食い止めたとしても基本高水の280 m³/sは、増える訳でもないし、減る訳でもないということでございます。これは河川工学をすこしでも勉強した人だったら学生でも分かることなんですけれども、一般の方は土砂量とか流出について、ちょっと言い方によって、誤解があってはいけませんので、土砂流出のある無し、或いは施設のある無しと基本高水とはまったく関係がないということをしっかり理解した上で、基本高水流量の議論をして頂きたいということでございます。そういう意味で、この浅川の上流部の土砂対策施設の位置付けは私もよく理解できてない、ダムがあった場合の堆砂容量の代替施設として河川で考えられるのかというふうな認識で聞いておりました、砂防施設、或いは砂防計画上の施設ということでの検討はまったく行っておりませんし、あったとしてもなかったとしても基本高水にはまったく関係のないものでございますので、ここでは基本高水の議論をして頂いた方が現実的ではないかというふうに考えております。

宮地委員長

確かに別であろうと、私も思いますんですが、そういう土砂が砂防堰堤でよろしいかということは検討しておらないということですね。

宮澤委員

委員長、今、幹事会の方で言われたのは、土砂の流出の規模、先程藤原委員の方から大きいのではないかと、森林の方で対応できるのではないかと、こういうお話しがございました。私も直感的なもので誠に申し訳ないのですが、そんなことないというようなことで。と言いますのは、これから財政の方でひとつひとつ詰めていきますと、その時に、いや、大丈夫でないのではないかと、こうなんではないかとなりますと、財政の座長が、検討した結果をお話しになられる時に、また元に戻った論議になってしまう。こういうことを一番心配するから、今、たまたま土砂の例を私は引いたまででございます。そういうことで、お話しをお聞きしたかったと、こういうことでございます。

宮地委員長

はい、どうぞ。

藤原委員

林務の方でやる治山堰堤というのは、やはり、規模は小さいんでよね。こんな大きいのではなくて、もっと低いものを使ってやっているんですから、その代わり、そういうような認識で、そうすると14.5mというのは大きいなと思って言った訳ですが、堀内さんの話しも分かりますし、それから、この問題について松島(信)委員からも指摘がありまして、やはり、この程度のダムは必要ではないかというふうな認識になったということです。

宮地委員長

そういたしますと、県の方では小さいというご意見でしたが、要するに規模の話として理解していいのか、どの程度の規模が必要かという程度で、理解しておいて、今の段階でいいのか。それとも、もう少し詰めた話しをせんといかんのか。その辺、竹内委員、どうですか。先程の話しは、それを含めても良いというお考えのように私は承ったんですが。

五十嵐委員

ちなみにどういうイメージで話しして頂きたいか、ひとつだけ数字、明らかに致します。今の砂防ダム、大体どのくらい掛かるかという、3億から4億です。この数字は極めて重い数字です。先程の議論を見ると要らない方が良いというのと、もっと足りないというのと、大きすぎると、小さすぎると議論がうんと幅があるんです。財政としてやる時には、どちらの方向で振るのかを決めて頂かないと、非常に大きい数字で不明というふうになってくると、見当付かないということになるんだろうと、私は思っているんです。もうひとつ、これ含めて、先程聞いているのは、この基本高水を取ると、こういう河川工事が必然なのかどうか決めて頂きたい。私の感じでは極めてコンクリートの多い、非常に膨大な河川改修に実はなっとるんですね。これと別の工法があれば、別の工法考えれば良いと思うんですけども、そのこれしかないんだというなら、これで財政検討致しますし、もっと別の方法があれば、別の方法も検討できると思うんですけども、要するに、言いたいことは、後でもっと別の方法がある、これ要らないと、いろいろ言われちゃうと数字出しちゃった時には、お手上げになるということなので、是非、特に浅川の代替案、トータルイメージを確定して頂きたい。今の砂防ダムについてどうするんですか、本当に。

宮地委員長

はい、どうぞ。

大口河川課長

浅川の部会で聞いていた話しは砂防ダムについては、そういう話しではなくて、出てきたものを維持管理するという解釈で、私は今までずっと部会の中で聞いておるんですが溜まればかき出し、溜まればかき出しという話しだったと思うんですが違いますかね。だから、数が多いの少ないのという話しではないように思うんです。

宮地委員長

はい、どうぞ。

石坂委員

今、大口課長の言われた通りと、基本的には私もそう受け止めておりまして、必要に応じて、小規模な砂防堰堤を組み合わせるというご意見も出ましたけれども、全体の確認事項として、どの位の規模の砂防堰堤を造ろうかと、それでどれだけの何年分を対応しようかと、そういうところまで議論が煮詰まった訳ではありませんし、逆に今、砂防課長から全然考えていないと言われて、そういうこともお願いしなければいけないと、逆に思った訳ですけども、ダムを造っても造らなくても、地すべり地域も抱えたり、非常に、砂防や治山のお仕事が必要な浅川の上流域には、そういう手当ては必要ですので、特に地すべり対策はダムとはまったく別に今までも70、80億円以上と思いますけれども、そのくらいの規模でやっている地域ですので、そういう全体としての治山や砂防対策というのは治水計画に関わらず、総合的に今後検討していかなければならない

ことだと思しますので、そういうものの一環として、考えていくべきだと。今まで、所謂、代替案と言われるような治水対策案の話の中では沈砂池というような考え方で、洪水が起きる度に、溜まったものを浚渫して管理していくという考え方が、むしろ主要で、砂防堰堤、土砂をほとんど止めていくという、そういう考え方は無かった訳で、只今の課長の言われた通りです。

宮地委員長

そうですか。そうすると、この代替案の中で是非入れなければいけないということよりも、むしろ、地すべり地帯の対策のひとつとして考えて欲しいと、そういうふうに理解してよろしゅうございますか。やはり、入れる入れないといわなきゃ、財政は困るんですね、きっと。

五十嵐委員

具体的に、沈砂池はいるのかいないのか、その流出防止施設はいるのかいないのか決めてくれないと、総合的に、総合的にと言われても、どうすれば。これだけ2つ併せて10億円あるんですよ。10億と言えば決定的ですよ。

宮地委員長

これは部会としてではなくて、やはり、検討委員会として。

宮澤委員

私はそこだと思うんです。今まで部会の論議、石坂部会長ご苦労されて、部会の皆さんそれぞれ熱心なご論議をされてきてある訳で、そのご主張を汲みたいという検討委員会の趣旨は大賛成でありますし、そうでなくてはならないと思うんですが、それで今のところで、逆にこれで今、財政ワーキンググループの中では、昨日は、そういうような意図の、取るという意思の砂防の3億とか4億ということの議題は出ておりませんでしたので、それも今、幹事会の方からやはり、もっと必要なではないかとか、そういうことになれば、やはり、いれなければいけない。その決定は誰が下していくのかということではですね、なかなか今回、こっちへ全部検討委員会に決定権を委ねられたということは、宮地委員長のご指導の下に決めていくということになると思いますので、非常にこの後、また大変になってくるなあと、こんなふうにはちょっと感じたんですが。

五十嵐委員

私の意見としてはですね、もう一度、9日までの間に大至急、この原案を見て、どこを修正すべきかというところを何人かの委員で決めて頂けませんか。具体的に。それに基づいて財政ワーキンググループやらして頂きます。これが決まらないと非常に大きなところでうんと単位が違ってくるので、多分財政報告としては報告できないということになると思います。

宮地委員長

問題は沈砂池と砂防堰堤。

五十嵐委員

もうひとつ、本当にこの工法でよしいんですか。これは非常にお金の掛かる話なんですよ。もっと別の案本当に無いのかどうか。330にしまして、これを具体化した時に、こういう工事の方法が提示されているんですけども、率直に言いまして非常にお金の掛かる工法です。それから、先程言いましたように、自然的な工法という点から

いくと少し問題があるという県の見解もあるんです。だけど、この委員会で、これでもいいんだという前提で進むんなら、これに基づいて試算致しますし、別の方法があるんなら、今日か9日の前に出して頂ければ有り難い。

宮地委員長

先程は基本的に、そういう竹内委員のような意見も付いているけれども、基本的には良いという方向でしたね、お話しは。はい、どうぞ。

竹内委員

あのですね、ちょっと私、先程何の為に休憩取ったんだといわれると困るんですが、ちょっと私も誤解してしまっていて、330m³/sの捉え方、石坂部会長からご説明ありましたけど、それは私の、めがね橋付近から上のところの部分が330という私は解釈を、に基づく数値として180、140というふうに、私は勝手に誤解をして、受け取っておりました。そこは、先程は松岡委員に確認しましたら、そうではないんだよと、合流点付近が330なんだよということなんですが、申し上げた大熊委員、そういうことでよろしいんでしょうか。ですから、この表でいきますと、3でいきますと、昭和34年型降雨、注1のところをずっと一貫していくんだということによろしいんですか。

大熊委員

ですから、これによって今、五十嵐委員が心配しているように、いろいろ工事費が掛かりそうだと言うことをおっしゃっている訳ですけども、そうならざるを得ないだろうというふうに私は思います。

竹内委員

そうしますと、ちょっと申し訳ないです、ということは350m³/sを出しまして、試算をされている訳ですよ、財政ワーキンググループで。それはそれでということになると、今日は出せないということなんですが、ただ問題は、お金が掛かりそうだと、従って、330m³/sにしました、というふうにも逆に言うと取れてしまうということになりますよね。ですから、その浅川流域の関係でいきますと、始めは360、公聴会330、そして先般350、そして今日また330と、こうなると、やはり、何の為の論議なのか、結局、住民の安全の為の論議なのかですね、その観点が対外的に見ても、私は恥ずかしくなってしまう、笑われてしまうと思うんですよ。そのところ今五十嵐委員が言われるように、きっちりとやはり固めて扱としてやって頂かないと、私は流域の皆さんの住民に対して説明できないというふうに思いますんで、そこはしっかり確定して、考えて、ちょっと私誤解してましたんで、今、こういうこと申し上げて、本当に申し訳ないんですけど、そういうことだと思っんです。ですから、私はそれであえて申し上げれば、330m³/sでいった場合にも整合性をもって、例えば、合理的に補助対象事業になるのかということも、先程350m³/sを前提に言ったんですが、大熊委員は、河川砂防技術基準(案)に則って合理性があるから大丈夫だろうというふうに言われました。しかし、ひとつの論点として大事なことは、もう既に事業が着手されて、そしてそれが中止になっているところに、また新たなところを弄るということになるというのは、これはまったく他の河川とは違ったことになるだろうと思うんですよ。その点については、これから論議することですけども、後で、本当に補助の対象になるのかどうか、その辺については、河川整備計画がまたすぐあるものを、変更する訳ですから、そこについては既存のみなし規定の中でやっている事業を変更する訳ですから、そのところどうなのかということ、後で県の方で確認を申し上げておきたいと思っます。いずれにしても、しっかりしたものを位置付けてやっていかないとこれは問題があ

るのではないかと思いますので、その辺は今、五十嵐委員が言われたように、きっちりとやって頂きたいと思います。

宮地委員長

そうだと思いますね。私は決してお金が掛かるから330にしたという論理ではないと思っておりますが、その為に五十嵐委員は財政のことをまだ最終的にはご報告にはなっていない訳です。やはり、330にしたことの論理性がどこにあるかということをやちゃんと理解した上でやらなければいけない。但し、それが、竹内委員、今までの既存のデータでやっているところは一応認可を得てやっている訳ですから、それを変更しようと思えばどうしたって協議がいる訳ですよ。ですから、必ずいる訳で、それが認可されるかどうか、これは見通しもございますけれども、いろいろ問題は含むところだ。それも頭の中に入れなければいかんということは理解致しますが、今のところ私どもはこの330というものでいこうではないかというのは、ひとつの案になっているように思っているんですが、そこで、例えば、それが認可されるかどうか、今県に聞きまして答えが出るもんですかね。そういう論理で説明を試みますということはおっしゃられるかも分からない。

五十嵐委員

いずれこれは、どこかで誰かが決着付けなければいけない問題ですので、架空の査定をしてもしょうがありませんから、率直に意見を言って下さいよ。言って下さい。

宮地委員長

いかがですか。そういうものについて県の土木部が今までおやりになってきた感覚になるんでしょうけれども、今ご返事はできますか。はい、お願いします。

幹事（河川課）

4月25日の時に浜委員の方から河川整備に関する質問というのがございまして、その関係で、その辺の中で、私ども資料用意しておりますので、ここで説明してよろしければ、しますけれども。

宮地委員長

浜委員の質問に関連して、お答えするという意味で、そうですか。では、よろしゅうございますか。ちょっと今、浜委員の質問が資料の何でございましょう。

幹事（河川課）

浜委員の質問は資料4の1でございます。

宮地委員長

4の1。この質問の中に入っているんですね。これが今ポイントですから、これについて幹事から書面による説明を求めます。これをお願いしましょうか、はい、ではお願いします。

幹事（河川課）

それでは、資料4の7ということで、浜委員からご質問がございました件に関して回答させていただきます。質問を読みながら回答させて頂きたいと思っております。

砥川部会においては、既往最大流量ないしカバー率の観点で基本高水を下げるとは、実質的に治水安全度を下げることになるとの説明が国土交通省からあったが、合理的な

理由なくして基本高水を下げた場合、河川整備計画は許可になるのか、ということでございます。以下にちょっと文書書いてございます。最初に申し上げましたが、河川整備計画の認可は、国の認可が得られるかどうかというのは、県の方針が出たところで、個々に判断することになると考えておりますが、留意点としましては、ここに述べさせて頂いてます。河川管理者は、補助、県単事業にもかかわらず、計画的に河川の整備を実施すべき区間について、河川法第16条の2により河川整備計画を策定し、法第79条により国の認可を得ることが義務づけられている。また河川整備計画の策定に当たっては、学識経験者、地域住民、農業、漁業等の関係者の意見を十分に反映させた計画とし、関係市町村長の意見を聴かなければならないとされている。浅川ダム、下諏訪ダムともに、今、言われました大臣の認可等の手続きを経て進められてきたものであり、これを変更する場合には、改めて河川整備計画の大臣の認可等が必要になりますと。この河川整備計画の認可に当たっての基準は、平成12年12月の河川局長通達に示されており、河川整備計画の目標に関する事項については、目標とされる水準が、当該河川の重要性、所管地域内の他の河川とのバランス、近年の災害の発生状況等を考慮して設定されていることとされている。なお、基本高水の設定については、同通達において、基本高水を算定する際の計画規模は、当該河川の重要性、所管地域内の他の河川とのバランス、既往最大洪水の規模等が総合的に考慮されているものであること。基本高水の設定と書いてありますが、算定に直して頂けます。すいません。算定が適切な手法により行われていること。基本高水について、河道と洪水調節施設への配分が合理的であること。計画高水流量について、上下流、本支流間の流量が不整合になっていないこと、等の基準が示されている。このことから、河川整備計画の認可を求めるに当たっても、これらの基準に適合していることを県が国に説明する必要があると思われます。先程申し上げましたが、国の認可が得られるかどうかは、県の方針が出たところで、国が判断することとなりますが、砥川部会で国土交通省の専門官が、治水計画を立案する上で考慮せざるを得ない計画降雨から求められた最大流量が妥当な値と判断されるに関わらず、単にカバー率の観点で基本高水を下げるとは、実質的に安全度を下げることと同義である旨の発言があったことから、河川整備計画の認可を得るには、基本高水を下げることについての、合理的な理由が必要であると考えられます。次のページでございます。河川整備計画の策定に当たっては関係市町村長の意見を聞く事になっているが、市町村長の理解が得られないまま、河川整備計画は策定できるのかという2点目のご質問でございます。河川整備計画は最終的に河川管理者の判断により策定するものであり、必ずしも市町村長の意見を計画に反映させなければならないというものではないが、地域の意向を十分に反映する為の手続きの一環として関係市町村長の意見を聴くことが義務づけられております。これは河川整備計画が地域住民の安全や河川環境の在り方等に直接関わるものである為、具体的な河川工事等を定めるに当たって、当該地域の行政上の責任を有する関係市町村長の意見を聴くこととするものであります。したがって、関係市町村長の意見はその地域の代表者としての重みを持ったものであることから、これらの意見を十分踏まえた上で、河川整備計画を策定すべきであると、そのように考えます。3番目でございますが。

幹事（河川課）

3ページをご覧頂きたいと思いますが、質問の内容でございます。四角の中にございますように、河川整備計画の認可、市町村長の理解が得られないまま、県単独事業で安全度を下げた計画で治水計画を行い、災害が発生した場合、責任の所在はどうなるのか。損害賠償等の請求を受けた場合、河川管理者が責任を取るのか、というご質問でございます。これは竹内委員からも同様のご質問を受けております。この答えにつきましては、河川管理者であります知事が責任を取るということになるということでございますので、以下

でご説明申し上げます。まず、災害が発生した場合の損害賠償につきましては、大東水害訴訟最高裁判所判決というのが昭和59年4月26日に出されておりまして、それによりまして判断基準が確立されております。その骨子でございますけれども、河川管理の瑕疵の有無については、過去に発生した水害の規模、発生頻度、発生原因、被害の性質、降雨状況、流域の地形その他の自然的条件、土地の利用状況、その他の社会的条件、改修を要する緊急性の有無及びその程度等諸般の事情を総合的に考慮し、前記というは河川管理の特性に由来する財政的、技術的及び社会的諸制約のことでございますけれども、これの元での同種、同規模の河川の管理の一般水準及び社会的通念に照らして、是認し得る安全性を備えていないと認められるかどうかを基準として判断すべき、ということとされております。従いまして、合理的な理由がなくて、当該計画における治水安全度を引き下げることにより、同種、同規模の河川の管理の一般水準及び社会的通念に照らして、是認し得る安全性を備えていないということが認められるに至った場合、河川管理者に瑕疵があるとして、河川管理者、即ち、本件でいきますと長野県知事になりますけれども、河川管理者は損害賠償を問われる可能性が高くなるというふうに考えられます。次に、県がその管理の一部を行っている一級河川につきましては、知事が河川管理者である国土交通大臣の事務の一部を法定受託事務として行っているものでございます。この法定受託事務は一号法定受託事務と呼ばれるものでございまして、国が本来果たすべき役割に関わるものであって、国において、その適性な処理を特に確保する必要があるものというものに位置付けられる法定受託事務でございます。この場合、災害が発生した場合、知事がその責任を負うことになっている。また、その知事の行う事務については、大臣は法律に基づきまして認可等を行うこととなっております。具体的には、河川法の79条に整備計画の策定、変更の場合には、国土交通大臣の認可を得ることが必要とされております。このことから、災害が発生した場合の損害賠償等の責任につきましては、まず県が責任を負うということになりますけれども、先程申し上げました認可等の手続きを経ている場合においては、国の過失等が明らかになった場合には、その過失等により生じた損害の範囲内で国も賠償責任を負うことになると考えられております。なお、県が法定の手続きを踏まずに、不十分な治水事業を行い、これは先程の認可を得ずに勝手に治水工事をやったというような場合が考えられると思っておりますけれども、その為に災害が発生した場合は、県が所要の手続きを行わなかったことについて、県が手続きの不作为により生じた損害についての賠償責任を負うこととなるというふうに考えられます。以上です。

宮地委員長

はい、ありがとうございました。これには浜委員のご質問、それから竹内委員のご質問も含まれている訳でございますけれども、宮澤委員のところはいかなかったですね。すいません。2つ含まれておりますが、いかがでしょうか。つまり合理的な理由が必要であるという訳ですね。合理的な理由がどこにあるかということなんで、今の話を聞いておっても、この案が良いとか悪いとかということに対する見解はちょっと分からないように、私は思ったんですが、五十嵐委員、こういうのは読むのに慣れておられると思っておりますが、どうですか。

五十嵐委員

私自身の考えでは、代替案も十分に合理的な理由を付ければ成り立つと思います。絶対駄目ということはまったくないと思うんです。合理的かどうかについて、本当にこれでいいかどうかは、英知を絞ってもう一回検討しましょうということです。

宮地委員長

やはり、これを主張する以上は、相当合理的な理由を付ける必要がある。これは皆さんご承知を頂いておかねばいかんことだと思いますが、それから、関係市町村の意見を聞くことが義務付けられていると、いろいろなこと書いてある。そういうものを十分に踏まえた上で、河川整備計画を策定すべき、当然のことでございますね。だから、どうもお話しを聞いているとしっかりやれば良い。合理的な理由がなくやってはいけないといっていることだと思いますが、その辺の、つまり論理性をここでももう少し議論する必要があるんでしょうかね。

五十嵐委員

例えば、今の市町村のことについて言いますとですね、吉野川河口堰のそういう問題がありまして、吉野川河口堰では、徳島市の市長は最初賛成でした。住民投票の結果、住民が、反対が多数であるという時どうするかというのはね直ちに市町村長だけの意見を聞く訳にはいかない。当然のことですよ。今回の公聴会やったり、意見聞いていますから、そういう正当性があれば、仮に市長がダムに賛成であるという場合でも、多くの住民が反対であるという時には、それはそれで、それなりに尊重される、そういうことです。

宮地委員長

いかがでございましょう。ありがとうございます。ちょっと、浜委員、どうぞ。

浜委員

ここで言っているのは基本高水を下げて河川改修を行うことに対して、合理的な理由が必要であるということを行っているんですね。それで、今、五十嵐委員の方から、合理的な理由をどう考えていくかということですよ。ですから、この代替案を論議していく、まず大事なことは、その合理的な理由が見つかるかどうかということだと、私は思うんですね。ここからスタートをしないと、お金の算出もできません。それから、基本高水の問題も解決が着きません。ですから、まず、本来、五十嵐委員が合理的な理由は見つかり、こうおっしゃっておられますから、その合理的な理由できちんと精査をして頂いて、それを一回国へフィードバックしてもらおう。そうでないと、検討委員会としての責任をもった代替案を答申できないのではないかと思います。いかがでしょう。

五十嵐委員

ひとつ、合理的な理由を差し上げましょうか、議論の為に。

宮地委員長

はい、すぐ、それはありますか。浜委員がおっしゃったこと、当然だと思うんです。それで、その為に議論をするひとつの案として、ここにかいてある河川改修案についてやって、それで合理的な理由がつくかどうか、そういうことで議論をしてみようと、議論の出発点をそこに決めるという意味で私は理解したんですが、それだったら話しは進んでいくと思いますね。もし、あったら、それについて五十嵐委員からまた今の合理的な理由というのを、ひとつの考え方をおっしゃって頂く、そういう話しになるとは思います。よろしゅうございますか。そういう進め方で、はい、どうぞ。

宮澤委員

その時にどこでその案をお作りになられるのかどうか、例えば、今、大熊委員が今のところでお作りになられるのか。そこを具体的にここでみんなでわんわんとやられるの

か、その方法についても委員長、お決めになられて、そして内容の濃い論議にしていって方が良くと思うんですが、いかがでございましょうか。

五十嵐委員

参考にまで、合理的な理由を1つ、2つくらい例を差し上げますので、これを土台にして今後のやり方を進めて下さい。よろしいですか。ひとつはですね、浜委員は前から、基本高水を下げる、安全度を下げる、下げる、こういう表現ですね。本当に別の基本高水の選択肢を出すことが安全度を下げるということになるのかどうか。私自身は従来の建設省の基本高水の設定の仕方が過剰だったと思っています。だから、必ずしも下げるといふことにはなりません。それがひとつです。もうひとつは、これは財政と非常に関わるとは思いますけれども、例えば、ひとつだけ数字を明らかにしますと、砥川について言いますとですね、公表されている数字でいきますと、ダム+河川改修で235億掛かります。しかし、単独改修案というのは遥かに低い数字です。今日まだ発表致しませんけれども、財政上の観点から見て、数10倍もなるような差があるとすれば、安い方を選ぶというのは、合理的な物凄い大きな理由です。最高裁判所の判例の中でも、財政的制約は非常に重要な論点になっておりまして、そういう観点からも安い方を選ぶというのは、合理的な案だと思います。いわんや、国家的な財政危機、或いは浜委員もご存知のような長野県の財政危機の中で、どちらを選ぶか、非常に重要な選択肢でありまして、それは合理的な理由のひとつだと思います。もっと山ほどあります。

宮地委員長

はい、ちょっと先に議論が出ましたんですが、浜委員のご質問に対しては、私は、今の合理的であるかどうかという議論をする具体的な案として、ここの案を採用しておこうとも、今の段階で、それは合意しておかんと、いろいろな話しが出るのではないのでしょうか。それははっきりしておいた方が良くと思います。先程から、浅川についてもお願いしたのは、浅川については330m³/sという単独改修案、砥川に対しては200m³/sという単独改修案、それについて、それに合理性を付けられるか、その議論をしようとして、そういうところを出発点にしたらどうでしょう。それはそうして頂かないと、拡散する恐れがございます。それで、そのひとつとして、五十嵐委員がひとつ始めになりましたけど、そこに今一遍に入ってしまうか、もう少しちょっと時間を置いて、皆さんにゆっくり考えて頂いた方がいいのか、これは私やはり、相当、つまり今度の案を我々出す時には、全国でも見ておりますから、そこら辺に合理的な理由が付かないと、これは言い訳にならないように思いますんですが、だから、ちょっと今からぱっといってという話しにはならないと思います。

五十嵐委員

ちょっと、この時間帯でいいのかどうか分かりませんが、併せて今日具体的な数字出しませんけれども、合理的かどうかを考える上で財政上重要な論点は、いくつもありますので、今から提示しますので、これを次回までに考えて頂いて、その合理的な理由の中に入れてもらえばいいかと。

宮澤委員

ちょっといいですか。合理的な問題だけが駆け足していくと、ここのところから離れちゃうと思うんですよ。今、合理的な問題のことについてあれですけども、具体的に今問題になっているのは、浅川ですね。

五十嵐委員

330対既存案で、この案で基本的に良いのではないんですか、違うんですか。

宮澤委員

それをまずがちっと決めてから、次に。

宮地委員長

私は今それを申し上げたつもりです。砥川だけでは無く、砥川については200と280、浅川については、先程おっしゃられる330と450、それでとにかく議論を進めてみようと、そういうことをお願いしたつもりなんです。

宮澤委員

そうすると、先程私確認したんですが、やはり、どういう根拠で出るかということが一番大事なことでありますけれども、その330というのは、既往最大ピーク流量ということで考えて、そこから算出したというふうに理解させて頂いてよろしゅうございませうか。根拠です。

大熊委員

基本高水ワーキンググループとしては、河川砂防技術案に則って計算された結果の中から、例えば、昭和61年のようなものは11時間で130mm降ったというような形になっていて、これは100年確率ではないであろうということが判断できるものを棄却して、残ったもので、妥当だと思われるものを採用したと、それが結果的には、カバー率70%程度になっていると思いますけれども、そういうものであるということで、そういう中で、過去の既往最大も包含しているというようなことで、ある程度妥当性があるだろうと、そういう考え方です。

宮澤委員

委員長、今その件につきまして、今の61年度のやつは当初、100%のカバー率で見た時には、これは入れているんですか、入れてないんですか、という疑問がひとつ。それから、もし入れてないとしたならば、その入れなかったということが、公正に認知されるかどうかということが2点目。それから私、テレビを見て驚いた訳でありますけれども、既往最大ということできたならば、今日の朝、報道されました長野市から出された、私もこれ見ていないんですけれども、ニュースでは昨日の夜のニュース、財政ワーキング終わった後、8時45分からのニュースで初めて知ったんですけど、415という既往水量をどういうふうに問題とするとかと、ここのところもきちんと出していかないと、一般の人達には、とにかく分からないと思いますので、その3点について、まずお伺いを致します。

宮地委員長

いかがでしょう、今の話しはこの案が合理的なものであるかどうかということの議論に入っているように私は思うんです。ですから、それは、ちょっと後にして頂いて。

宮澤委員

330ということが既往水量だということになれば、415はどう取るかということですし、何でカバー率の61年のやつは、幹事会でもどこで答えて頂いて良いんですが、大熊先生でも結構です。100%取る時には、それ取ったのか、取って無いのかということだけ。大熊委員が判断したのか誰が判断したのか、そのところも誰が判断したか

ってこともお聞きしたいので、そのことお聞きしたいし、どこに330という根拠があるのかというところで、私は既往洪水から取るのが別に悪いと言っているのではないので、そこら辺のところも明確な取り方を、330というものが、今度は330と450というのが、今2つ決まった訳でございますか、その330ということで既往水量からということで、算出したということだったならば、そのところで今、明確に合理的にそのところをお話して、330が取っていいのかどうかという議論に入っているということでございます。次の議論に行っているつもりでございますが。

宮地委員長

次の議論にまだ入っていないのでしょうか。

宮澤委員

330に対して、私は今疑問を投げているんですよ。

宮地委員長

それが合理的であるかどうかという議論をこの次にして頂きたいと、これが先にして頂きたいと。私はそれ止める訳ではないんです。ですから、今その話しをしているのではなくて、ここを出発点に致しましょうということを議論している。宮澤委員はひとつ飛び越え、前に進められたんです。

宮澤委員

そうではなくて、330というのは、どこの根拠でもって出されたのかということだけ、もう一回、ご説明を頂きたいんです。330ということは、今日必ず片方の代替のところに出される訳ですから、その330という数字はどういう根拠で出されてきたのかと、ですから、私は既往水量だということになれば、既往水量ということで納得しますし、そうするとその時に、今、大熊委員が70だということになったということになったとしたならば、61年の出されたのは、これは棄却したんですか、それとも、入れているんですか、そのところが分からないというのが、2点目。ですから、330の理由付けについて、私は今承っているということです。そうした時に3つ目として、昭和42年の既往水量から取るとしたら、415どうやって処理するんですかということをお聞きしているので、330に対しての根拠というものを聞いているつもりでございますが。

宮地委員長

そうでしょうか。何か。

大熊委員

その前に昭和12年の415m³/sというのは、私も今ここで初めてちらちらと眺めているものでして、これはよく精査してみないと、なんとも答えられないというのが、第1点です。それと先程から申し上げているのは、要は昭和34年降雨型での流出解析結果を取ったということでもあります。

宮地委員長

宮澤委員いかがでしょう。その論拠は一応お答えになっている訳だと思いますね。ですから、それが妥当であるかどうか、という話しはですね、いろいろな話しがこれからあると思うんです。例えば、今の浅川の話に致しましても、砥川でもきつとあるんだろうと思いますよ。ですから、砥川の200m³/sについて、そこら辺の論拠もあると

私は思います。それは今時間も大分いっていますので、宮澤委員のご質問、ご尤もです、その合理的な理由を付けなければいけない。そういう全体の中でひとつ議論をして頂きたいと私は思ったんでございます。

宮澤委員

委員長の進行に従います。

宮地委員長

よろしゅうございますか、すいません。それではそういうことで、とにかく、ここに書いてある案について議論を進める。それについてやはり、大事なことはこれから個々に疑問点とか問題点とか、ダム案もダム無し案も両方ある訳でございますけれども、それについて議論をして頂く、そういうことに致したいと思っておりますが、よろしゅうございますか。どうぞ。

竹内委員

私は、浅川の場合は450m³/sでやるべきだという主張をもってますが、これは今日は論議することではありませんので、申し上げますが、ただ、代替案について、330m³/sでやった場合に、先程合理性があるかどうかという問題がありまして、合理性というのはひとつには、私は先程の発端は、補助をもらえるかどうかというところの合理性だと思うんですね。もし、補助が出ないということになった場合は、代替案ということで主張する皆さんは県単でも良いということなのかですね。そういう論議、当然起きてくると思います。そこのところはどうか。合理性ということだけで対応して、例えば、それ駄目だった場合のこともありますね。もう一度確認したいんですけど、例えば、今説明頂いた合理性という問題について、現状の中で、今後、国土交通省と協議しなければならないという話もあるんですが、浅川の330m³/s、そして砥川の200m³/s、これで、現状の中で、国との補助がもらえる見通しなのかということは、私もう一度聞いておきたいと思っております。管理者に。もう一度。それと浅川は先程申し上げているように、途中で中止をしてもう既に手を付けている箇所についてまた修正するという、今日の350m³/sの場合にはそうなんですよね。下流域と。それは本当に計画の変更になるんですけど、私、通常的に考えると、これはもうかなり厳しいと思うんですけど、現時点で分かるところで、分からないなら分からないで良いです、県の回答が。本当にどうかということとはちょっと、今日の時点では今後のことがありますので、確認しておきたいと思っておりますが、いかがでしょうか。

宮地委員長

そういうことを是非、お聞きしたいとおっしゃっておりますが。

竹内委員

先程、浜委員も初めの時に質問した砥川の件も出てますので。

宮地委員長

同じですね。はい。変更することは、進んでいるやつは難しいということ、今まで手の付いているダムは全部変えられないということになっちゃう訳でございますけれども、どうぞ、やはり、何かご返事頂けます。先程ご返事を頂いておる訳ですけれども、幹事会、いかがでございましょう。

幹事（河川課）

今の認可が得られるか、補助が得られるかというお話だと思っただけなんですけれども、それにつきましては、国の認可が得られるかということで、先程資料の中でちょっと説明させて頂きましたが、認可が得られない限り補助は得られないということで、ご判断頂きたいと思いますが、国の認可が得られるかどうかというのは、県の方針が出たところで国が判断することになりますけれども、砥川の時に、国の国土交通省の専門官が治水計画を立案する上で、考慮せざるを得ない計画降雨から求められた最大流量が妥当な値と判断されるかは、先程資料を読んでいますけれども、にかかわらず、単にカバー率の観点で基本高水を下げるということは、実質的に安全度を下げると同義語である旨の発言があったということですので、このあたりから、県の方針が出たところで国が具体的に判断することになりますので、先程から合理的な論議になっております合理的な理由からその高水を下げることができるかという、明快な説明ができるかということに関わってきているのではないかといふふうに思っております。

宮地委員長

カバー率だけでは駄目ですよと言ったということですか。

大熊委員

ちょっと、良いですか。そういうお話しは分かるんですけれども、逆に今、国の方もいくつもダムを現実に止めている訳ですよ。それを国はどう説明するのか、私は国の方から説明を是非聞きたいというふうに思うんですけどね。特にこの場合は、大仏ダムを止めた訳ですから、それについて後どうするのかを、止めた方からやはり、説明して頂きたいと、その説明が無くて、浅川だけに、一方的に、或いは砥川に関して、一方的に、我々に説明しろと言われても、問題があるのではないかと。私はやはり、そうおっしゃるんなら、薄川に関しまして、合理的な説明を国に求めたいというふうに思います。

石坂委員

質問ですが、資料の提供者が本日いらっしやらないと思いますので、お答えはお聞きできないかもしれませんが、長野市の昭和12年415m³/sということはどう考えるのか、ちょっと今この短い時間で資料全部読めませんので、私は分かりませんが、ただ今まで10の降雨パターンを取った中に、つまり、貯留関数法で、降雨パターンを採用して、計算した計算値の中に、415m³/sというのはあったような気がします。ですから、415m³/sというのは、計算値なんですか、実績雨量なんですか。そこをごっちゃにして、なんかお話しされていくと、どんどん分からなくなっていくので、計算値なんですよ。実績雨量なんですか。

宮地委員長

計算値と書いてあります。従来県の計算法によると415m³/sになると、そう書いてあったように私は読みましたんですが、いかがですか。

大熊委員

この一行だけではなんとも判断できなくて、やはり、昭和12年の雨量パターンやなんか全部出して頂いて、そこから見ないと、これだけでは判断しろと言われても、昭和12年は確か下流の方では、今の合流点より下流になるかと思うんですが、あの辺で破堤したとかいう話は聞いているんですが、それこそ天井川だってこの途中では溢れてないと聞いていますし、ですから、415m³/sということを単純に理解しろと言われても、ちょっと理解ができないというのが実情です。

宮地委員長

それはご尤もだと、そういう今まで無かったデータがぼんと出てきますと、大変心配なんです、この計画降雨の中には入っていない訳です。ですから、その辺を県がどう判断されるのか、それは分かりませんが、そういう意味で、私、今日もたくさん質問なんか出ておるのですが、これから先のこともございますし、こういうのが無限に続いていくとエンドレスになってしまう。ですから、余程、なんか、これは新発見だとか、大変な根拠がある、そういうことでない限りは、ひとつ、資料要求とか、説明とか、かなりよくお考えの上でお出し頂きたい。それはお願いをしときたいと思います。それがないと、砥川の場合、例えば、平成11年降雨の話がございましたね、あれもデータはあまり出ていない。ですから、そういうところまでどんどん広がっていきましますし、それに対して、やはり、出てくればいろいろな反論はあるでしょうけれども、お出しになる時には、そのこともお考え頂いて頂きたいと思っております。別に出してはいかんといいことではございませんが、あれは部会の中で何遍も言及されておりますので、多分、皆さん、ご存知かと思っておりますが、つまり、今どういう土俵で議論しているかということとは明確にしておかないと、議論が拡散していくような気が致します。

宮澤委員

委員長、今の発言で結構でございますが、砥川の場合はB案、これは平成11年6月30日の豪雨に対する160を1.25倍したものでございますので、そこだけ間違いにならないようにして頂きたいと思えます。

宮地委員長

既往最大流量という意味です。それは存じております。それで、実は時間がもう大分参りまして、こんなに時間が掛かるとは正直なところ思っていなかったんですが、ただ、議論の出発点だけはかろうじて明確にできた。その論理付けがこれから必要である。それからもうひとつは、本日お話ししましたのは、両部会とも、河川改修案に話しが集中しております。総合的な治水、利水というのは、これだけではございません。森林の問題もございまして、財政もあるし、それから、利水の問題もある。それから、もっと地質に関連して、ダム安全性という問題もある。そういうものを、いちいちこの検討委員会では議論にのせていかなければいけない。それをだいたいなあなあていくのではなくて、一応、検討委員会で議論をした段階でないと、レポートは書けないと私は思うんですが、そういうことを頭において、やっと入り口に辿り着いたという感じでございますが、一応、浅川と砥川についてのこれからの議論の発端ということではきたと思うんですが、いかがでしょうか。どうぞ。

浜委員

私はその進め方で良いと思えます。委員長のおっしゃる議論の出発点というものは基本高水を下げた案というものの、合理的な理由、これに対して、先程五十嵐委員の方から、自信をもって安全度を下げるのではなく、過剰すぎるんだということ、それから、253億、お金のかかる問題であるから、その安全度というものは下げても仕方ないんだということですね。それが実際に、合理的な理由になりうるのかどうか。この辺を基準にして、やはり、もう一回、幹事会の方から、国の方に投げて頂いて、その返事が来ないと、合理的な理由になっているかどうかということとは分からない訳ですから。

宮地委員長

今、合理的な理由は、五十嵐委員はひとつのご意見をおっしゃられたと思うんですが、

それ以外にいろいろな話しを、我々出さないといけないと思うんですよ、出すならば。それをやった段階で、今の段階で国に投げるといのは、私はちょっと早すぎると思うのですが、いかがでしょうか。やはり、ここで議論した上で、我々はこう考えました、これでどうですか、というなら、それは私は話しに乗って下さると思うのですが、いかがでしょうか。どうぞ、竹内委員

竹内委員

今後の進め方に関連すると思うんですけども、今日、実は私も質問書を出しまして、先程、委員長が言われたのが、前にも論議したものだということに該当するのか分かりませんが、いずれにしても、これからの論議の中で、合理性ということと、財政の問題、或いは、その選んだ選択が、今回砥川も浅川も両方とも両論併記になっているということ考えた時に、私は先程の言われた五十嵐委員の、例えば、合理性のところちょっと食い違う部分はあるんですけども、やはり、きっちりと論議をこの検討委員会としても、しておかないといけないことがあると思うんです。それは先程話し出てきている中身と同時に、私はなぜ質問書を出したかというのは、大熊委員の案に対してですね、基本高水の基本的な考え方も、まさに合理的な、先程以来論議になっているように、合理的なのかどうかということが、一番国との間では関係しますよね。県単であればということとは別だと思うんですよ。ですから、そこのところはきっちりと論議する必要があるだろうということで、私は質問させて頂いて、今日県の方からも算出方法についてとか、そういう一応県の見解も、ご説明頂くということで、お願いをした訳でございます。また同時に、同じことを、私としては、国土交通省へも同じ質問事項ということで申し上げて、同時に、もうひとつ付け加えて、既往最大流量をもって基本高水流量としているというのと、引き伸ばし率を用いずに流量を算定する手法を用いている河川が、過去の説明資料の中にあっただすよね。それについてはどういう見解なのかということも求めようということで、私としては考えて、他にもいろいろあると思うんですけども、そういうこともきっちりと検証したい方がいいだろうと、そうしなければ、説明果たせないだろうということで申し上げました。これがいつまたやって頂けるのかということですね、説明も当然県から求めて、説明も聞きたい訳ですけども、それと同時に先程以来、お話し出ていますように、国に対して、国土交通省に対して、求める意見を、回答を求めるようなことが他にあればですね、国土交通省に出しても回答を出すかどうか分かりませんが、答えて頂けるのであれば、先程言われました、例えば、大熊委員からの意見とか、他にもあれば、この際、時間も制約がありますので、やっとな方が私はより効率的に進んでいくのでないかというふうに思いますので、ご意見として申し上げたいと思います。

宮地委員長

申し上げようと思ったんですが、はい。

松島(貞)委員

関連した意見、よろしいですか。意見を述べさせて下さい。

宮地委員長

議論の進め方についてちょっと申し上げようと思ったんですが。

松島(貞)委員

今のことについて、進める上で今竹内委員が言われたことに関して、私の意見だけ申し上げておきたいと思うんですが、最近、この議論の中で、非常に国土交通省が認可す

るのか、それから、補助金はもらえるのか、県の見解はどうなんだという意見が、特に、県会議員選出の委員の皆さんから出るんだけど、現行法の中でだけでどう解決するかという議論だったら、これは検討委員会でなくて、知事と県議会とでやって頂ければ良い話しであって、その委員会を作ってまで検討しようと言ったのは、現行法から全然離れるという意味ではないんだけど、もしかしたら現行法には適合しないけれども、今、竹内委員の言葉を借りれば、県単という言葉ができましたけれども、現行法にはすぐわなないことがあるかもしれないけれども、しかし、検討委員会ではこういう検討をして、この方法がベストだというものが答申されても、県の皆さんは事務屋としてはできないという答弁があっても、委員会としては答申できるというような議論がなければ、現行法だけの範囲の中で検討するだけだったら、それは何も委員会まで作ってくれなくても、知事と県議会とでやってくれれば良かったというふうに思っておりますから、必ずしも国土交通省の見解を聞いて、それが駄目だというんだったら、指導通りにやるというだけの話しでない方がいいのではないかというふうに、そういう意見をもっています。

宮地委員長

竹内委員もそういうつもりでおっしゃったのではないと思いますが。

竹内委員

そういうつもりで申し上げているのではございません。ですから、検証しなければならぬ、合理性という問題が出ましたので、それはやはり、どうなのかということはきちんと検証した上で判断することだろうと思います。それは誤解のないように思います。ただ、個人的な意見はその上では申し上げることがあるかと思えます。そこはひとつ誤解のないようお願いしたいと思います。

宮地委員長

松島(貞)委員のおっしゃったことは、私も委員会の姿勢としては誠に正当だと存じます。ただ、その時に考えなくてはいかんファクターとしてはいろいろなことがある。これは事実だと思いますけれども、つまり何がポイントになるか、むちゃくちゃをやってもいいと申し上げる訳ではございませんけれども、ひとつの姿勢だけはもっていこうと、これが松島(貞)委員のご提案だと思います。それは竹内委員も別に反対をしている訳ではない。ただいろいろなことをご存知ですから、いろいろなご心配をなさるんだと私は率直に思いますけれども、ご意見は誠に正論だと思います。全部が済むかどうか分かりませんが、この検討委員会は委員会として申し上げるべきことは申し上げよう、こういう姿勢はやはり、もっておった方がいいだろうと、そういうふうに私自身は思っております。

宮澤委員

それは皆さんのご意見ですから、結構だと思いますけれども、本当にそれで纏まった一本の意見になるというふうに思うなら、まず財政ワーキンググループが分裂すると思えますよ。どこの基準でもってお話しを、お金から出していくか。お金かかろうが、そんなこと関係ないではないかという意見のひとと、それからこうだという話しになったら、まったく今の話し聞いていたんでは、現実に関係なくても良いと、検討委員会は検討委員会で良いではないか、それから、国がやろうが県単でやるんだからいいではないか、そういう議論で私はもし取ってはいけないうしたら、取りませんが、私はどうも住民の皆さんやその人達に責任もっているということで、ちょっと私も村を預かっている村長さんの意見としては驚いて、今唾を飲み込みながら話しているんですけども、学者の先生なら結構だと思いますけれども、私自身としては、私ども県議会がどうのこ

うのということで私申し上げているのではなくて、やはり、ある程度了承された案をもっていかなかったら、最初から自由にキャンパスに絵を描いて、それで終わりではないですか。私そういうふうな気がするんですけども。

松島(貞)委員

今の宮澤委員の意見はそういうふうに言ってしまえば、おしまいだと思うのですが、私どもが言っておるのは、当然全ての総合的治水というふうに検討するのであったら、その中にはどうしてもこれは国が了承できなくて、県単でやらなければならないという事態も起きるであろうと、それは補助対象にならないから駄目だって、そういうふうなことではない議論、そういう検討の方が良いのではないかとということを申し上げておるんです。例えば、私どもだって、県にお願いしたって県の補助基準でない駄目だといわれること一杯あって、それは村単でやる。そういう行政の現場において、私どもやっているから言ってる話であって、全て国、県の指導通りに全部その中で解決するのであったら、検討委員会じゃなくて、それは十分、知事と県議会の間でできるのではないかとということを申し上げたい。せっかく委員会作った中には、もしかしたら、国や県の基準には該当しないことも、これは是非やって欲しいということも入るんだろうと、私は、これは利水のことで実は後に意見を述べる訳でございますが、そういう想いをもってあるので、その位の議論がされても良いのではないかと。そのくらいの答申は出ても良いのではないかとことを思っております。

宮地委員長

多分突き詰めていくとそんなに違いはないんだろうと思いますが、言葉の上でいろいろ違いがありましようが、確かに利水というのは、市町村長の認可がなくてはできません。ですから、そういう意味で申しますと、利水のこと何にも言わないことになっちゃうかも分からないと思うのですが、やはり、こういうことを考えて頂きたいということはあると思うんです。決して、宮澤委員のおっしゃるように、いきなり金が掛かっているものとか、そんな話しにはしないと私は信じておりますので、そういう意味でひとつ調和をとって議論をしていったらどうでしょうか。私はそう思いますが、はい。

石坂委員

ちょっと、関連してなんですけど、先程どなたの発言という意味ではないんですけども、例えば、安ければ良いということで、ダムでない方法を取ろうというふうに考えて、ダムに反対している人は誰もいない訳です。逆に、例えば、浅川ダムにつきましても、危険な地すべり地帯の周辺に良いだろうかということとか、ダムによる効果にも非常に疑問があるということが部会の議論の中で出てきた中で、そうでない方法を取ればそれに超したことが無いというところから、ダムでない治水対策案をという話しが出ている訳ですので、そういう意味で言いますと、今議論になっている費用の話とか、制度の話とかというのは、費用や制度が先にあるのではなくて、より良い方法が先にあると、より良い方法を選んだ場合に、例えば、松島(貞)委員からお話しがあったように、現行の国の補助制度にはのらない場合もあると思います。なるべくのった方が良い訳ですけど、のらなかつたら、利水ワーキンググループでもしばしば話しに出たことですけれども、他目的ダムは補助が手厚く、利水の場合は市町村がほとんど責任を負わなければならない。今までだと、建設費用が安くて済むから多目的ダムから取水した方が良いのではないかとということが、ほとんどの選択だったと思いますけれども、それでいいのかどうかという新しい選択を検討をしていると思うんですよね。だから、そういう意味で費用や制度が先にあるのではなく、一番住民にとってより良い方法は何かということが先にあるということで、この検討委員会の議論をしていかなければならないのでは

ないかと、私も思っています。付け加えてですけれども、先程の浜委員等のご質問の中に、先日議会の土木住宅委員会の初委員会でもそんなご質問があって、私はちょっと疑問に思ったことですが、例えば、基本高水の設定を変えたと、それから、今までと違う計画を選んだと、国が例えば、認可しなかったと、するかもしれないんですけれども、そういう場合責任は誰にあるのかというご質問なんですけれども、そういう方法を取った場合でも、今のダム計画で治水対策をした場合でも、どちらもそれは河川管理者の知事に責任がどちらもあるのであって、最終的に住民の安全には知事、県の行政が責任を負わなければならないという点は変わらない訳ですので、方法を変更した場合のみの責任ということではなく、いつも責任は知事や県にあるということを踏まえていかなければならない点と、そういう点で振り返ってみますと、今ダム問題とか公共事業の問題でこれだけいろいろな議論や疑問、そういうものが出て来るのは、例えば、地附山の地すべり災害もそうでしたし、ダムのことと言えば今係争中ですが、裾花ダムの問題などで実際に被害を受けたり、命からがら逃げ出したという人もいたりして、そういう責任をではどれだけ県が取ってきたかといえ、結局、裁判にならなければ、裁判で負けなければ責任取らなかったという事実も長野県にある訳ですから、そういう広い意味で行政の責任というのを考えていかなければならないと私は思っておりますので、新しい方法を選ぶこと、それから今の現行の制度や補助制度にのらないことのみをもって、責任を追求していくやり方はちょっと考えた方がよいのではないかとこのように、そういう意見を私はもっています。以上です。

宮地委員長
ご意見を。

浜委員

私は今の石坂委員のお話しにですね、よろしいですか。お話しなんですけれども、これ、大東水害の訴訟のことにもあるんですが、所謂、河川管理の一般水準というレベルを満たして、なおかつそれ以上の水が流れて、災害が起きたということになりますれば、これはある場面に起きましては天災というふうに取り扱わざるを得ないんですね。しかし、その水準すら満たしていない、ひとつの河川改修をした中で、それが知事が決定して、そうした河川改修をして、それで被害にあった、これは長野の市長もおっしゃっているように、私は人災だと申し上げているんですね。ですから、その責任の重さ、即ち、一定レベルの安全性を備えているのかいないのかということが一番大きな論点だと思うんですね。そのことをやはり、責任の所在ということ、即ち砥川というのであるならば、高田委員と大熊委員が出されてきた200というもの、この論拠というものをはっきりして、この合理性というものをはっきりしていかなければ、この検討委員会にもそうした災害が起きた時には、大きな社会的な責任がかかってくるということを私は言いたかったんです。

宮地委員長

ごもっともでございます。要するに、知事が責任がもつというより、それ以前に私どもは答申を書く訳ですが、それ以前に検討委員会が責任をもつことだと思います。ですから、今の話しはこれから、この案について我々が議論していくというふうに、合理性がどれだけあるか、そういうような話しを詰めていく段階のご議論のひとつだろうと、私は理解しておりますが、そういうことではいかがでしょうか。本日この問題については、ここで議論を、ちょっと一度打ち切った方がよろしいように思うんですが、いかがでしょうか。よろしゅうございますか。すると、後ですね、実は今日ご質問を頂いたのがいくつあるのですが、その内で浜委員のご質問は一応、済んだと思ってよろしゅうござ

いますですね。浜委員からの質問、これは、資料4の1のご質問です。これ先程。

竹内委員

その前にすいません。先程財政ワーキンググループの件で、先程のやつは話しが詰まったということでもよろしいんですか。次回までに、330ので、具体的に誰かが責任もってやるという話しは、確認しとかなないと、まずいと思うんですけど、数字が次回。

宮地委員長

五十嵐委員。

五十嵐委員

皆さんから意見でないんですか。330でこの案を基本にして、砂防ダム、あそこのところだけどうするか分かりませんが、こういう場合はこう、こういう場合はこうという数字出しますか。

宮地委員長

砂防堰堤は規模はちょっと分からんけれども、とにかく付けるということでございましたね、先程の話しは。付けて考えて欲しい。はい。

藤原委員

石坂委員から回答がいったと思うんですけど、まとめて部会として結論として、これは現状を認めるという段階で話しは付きました。

五十嵐委員

いいんですね、それから工法はこれでよろしいんですか。

宮地委員長

工法ですか。

高田委員

どこまで細かい話しをしていいか分かりませんが、これは実施設計の段階でもっと慎重にやらんといけないと思うのですが、実は、それとダムの件で先程私が言いました下流の河床低下の問題というのは、これは例えば、砂防ダムの規模の問題もあるし、構造の問題、下から開けて、中小洪水の土砂を流すとか、そういう問題もあると思います。砂防ダムの場合、でかい土石流を止めるという、要するに山崩れのようなでかい土石流を止めるというのと、普段の河床勾配を緩和するという両方あるんです。この砂防ダムの意味が、浅川はとにかく長時間になると相当な土砂が普段から流れているんだ、それを止めるんだということになると、ちょっと分からない。これはちょっと検討して頂かないと。河床に溜まった土を取るんだというのだったら、もっと規模は小さくても良い訳です。でかい土石流をどっと止めるというのだったら、でかくないと駄目です。要するに目的がちょっと分からないんで、これ検討して頂きたいと思います。もうひとつ、五十嵐委員から工法はこれで良いのかというんですが、先日、上川部会が昼までに終わりましたんで、私浅川の駒沢川合流点からループ橋に上がる、あの道まで橋を見てきました。その前に県の方から、架け替えの可能性のある橋梁一覧表というのをもらいました。これに従って、県の方は架け替えの可能性、、、ダムありダム無しに関わらず、他力橋とこれは浅川橋ですが、こういうもので嵩上げとか河床掘削で、橋台の基礎に影響ある無し、こういうリストをもらっています。リストは不完全で、分からない橋

が数カ所ありました。それと気が付いたのは、護岸の勾配が1割、1対1というのは悪くないんですが、国土交通省の指導で生き物とか、景観に配慮して、できるだけ緩勾配にしてください、というわけですがコンクリートの場合は、反って、無生物空間が広がってしまって、2割勾配というのもありました。これはちょっと行き過ぎて、1割のところでも覆土しているところがあるんですが、これは必ず落ちて何も残っていないところがたくさんあります。これは草を生やそうということのようですが、上流部では地元の人を2組見ましたが、せっせと護岸の間の草を1本残らず抜いている場所もありました。5分勾配とか3分勾配というのが上流の方にあるんですが、下流の方で工事進んでいるところというのは2割とか1割とかいろいろありまして、全体として治水とその関連問題に対して、どういう選択肢、組み合わせがあるのか、ちょっとよく分からなかった。私は提案したいんですが、こういう橋が非常にたくさんあります。それで我々と県の技術屋さんと一緒に歩いて、具体的にここはどうしようということを現場見ながら考えたい。いつか早急にそれをやることを提案したいと思います。以上、感想です。

幹事（浅川ダム建設事務所）

すいません、よろしいでしょうか、今、委員さんの方から架け替えの可能性のある橋梁の関係でいろいろご指摘がございました。それにつきまして、改めて確認をしたいと思っておりますけれども、まず一点はここにある橋がない場合、現況に無いというのが一点で、それにつきまして、先程お話しをお伺いしますと、東方線と小町橋という橋でございますか、砂川橋2号橋、もう一橋は、小町橋という橋でよろしいのでしょうか

高田委員

東方歩道橋というのが2本あるんです。

幹事（浅川ダム建設事務所）

その歩道橋の関係でございますね。それと砂川橋2号橋。

高田委員

これはなかったです。

幹事（浅川ダム建設事務所）

それともう一橋は。

高田委員

小町大橋というのが新しくできています。

幹事（浅川ダム建設事務所）

それでは、その関係についてご説明させて頂きたいと思っております。

高田委員

それはここでは結構ですけど。

幹事（浅川ダム建設事務所）

実際はございますし、それはありますので、それで後先程の橋梁の架け替えが必要になるかどうかという判断でございますが実際に基本高水を頂いたのが4月15日頃で結果を出すのが4月17日頃に代替案を出さなければならないという時間的な制約がまずございました。それでうちの方で確認できる資料としましては、占用物件等でそう

いう横断図等が出てきております。それで判断を致しまして、橋梁の架け替えの必要のないものについては、この場合の×という形でしております。につきましては、多分可能性があるのではないかということで、判断させて頂いております。ですから、これにつきましては、やはり、そういった形で、先程も申し上げましたけれども、詳細な調査が必要ではないかというふうに、私ども感じておりますが、今の段階では、そういうそれぞれの嵩上げですとか、河床の掘り込み等によって、影響があると思われるものについて挙げておりますので、ご理解の方をよろしくお願いしたいと思います。先程、橋がないという話につきましては、またご要望であれば、現地で確認をさせて頂ければと思いますけれども、うちの方では全部ある橋でございますので、現地に行けば判断できると思います。

宮地委員長

今の高田委員のご指摘、県の方ではそういうことはないとおっしゃっている訳ですね。橋はある、架け替えが必要かどうかは、判断があるだろうと、こうおっしゃったと思います。その辺、ちょっと詰めて頂けますが、高田委員がそういうことおっしゃったんですから、ちゃんと突合わせて頂きたいと思います。むしろ、勾配については、これでもよろしいと高田委員はおっしゃっているんですね。勾配、1割ではなくて、0.5でも良いと。

高田委員

1割は別に良いんですけど、5分勾配が駄目という根拠はおかしいと思います。2割は行き過ぎだと思います。実際に先程配られたこの中にも2割近い断面がありますが、2割にすると河床幅もほとんどありません。流速も大きくなって木工沈床を置かないといけないという、全部を触らないといかんようになってしまう。それとか、いくつかの橋は橋台より護岸法線が前へ出ている。わざわざ前に出すことはないと思うんですが、その辺のところ、ちょっと詳細設計、今の段階で話しが細かいのでこの場では良いんですけど、詳細設計の段階でもうちょっと、要するにここでは断面では20cmを争っている訳です。毎秒2.0m³/s 相当の、それに対して5分勾配だったら充分断面取れるのというような、そういう部分もあります。何遍も言いますが、景観とか、生物の多様性とか、そういうふうな問題に対してコンクリートの面積を増やしてそういうことは言えない。階段状に親水用のところもありますが、そこでも1割勾配のところの狭い階段というところは非常に危険です。だから、ここで言われている緩勾配にしなさいと言っている目的はこういう急流河川、毎秒数mで流れるような急流河川に対して、そのまま適用するのはおかしいと思います。ちょっとその辺は考えて頂きたいと思います。今後の改修断面に対して。

宮地委員長

そういうことは砥川の財政ワーキンググループで勘定を出すのに必要なんですね。だから、それはどっちに関わればいいんですか。そのところをはっきりしとかんと財政ワーキンググループは困ると思うんですね。もうひとつは、砂防ダムがどのくらいかということ、これもありますので、先程の話では一応、普通のやつを造れば良いという感じがしたんですが。つまり今度財政ワーキンググループに頼む種がはっきりしとかんと困ると思います。どうぞ。そちらで。意見ではなくて、

幹事（浅川ダム建設事務所）

先程、私橋梁の関係で説明をしましたが、申し訳ございません。皆さんに橋梁のやつこのペーパーはいついていないと思いますので、その点は先程高田委員がおっしゃいました

通り、現場で確認すれば済む話しでございますし、護岸の勾配とか多自然型の川作りにつきましても、平成9年度の河川法が改訂されまして、そういうことで、住民のニーズを取り込んだものということで、そういうご意見等は、主に委員会の中で頂ければというふうに考えておりますし、そこら辺は今の高田委員のお話しとおり、今後詰めて行けばいいという話しであると思っておりますので、そういうことでよろしいでしょうか。

宮地委員長
どうぞ。

五十嵐委員

今後正式に報告する時に数字申し上げますけれども、例えば、平成14年度の長野県土木部河川課の予算はいくらかというと29億円しかないんですよ。その内の維持管理費が3分の1くらいになります。裁量するといったって、何億円という感じになります。だから、今言っている数字が非常に大きい数字なんです。つまり、大雑把にやられても困っちゃうので、できれば、高田委員にもう一度この案見て頂いて、チェックして頂けますか。その案で確定したものを、前提として弾くというしかないんだらうと思っておりますけれども、いかがでしょうか。

宮地委員長

今の架け替え河川のリストも配られていない訳でございますので。ちょっとその辺チェックして頂いたらどうでしょう。

宮澤委員

それはですね。私はあれですけれども、ご意見を言っははいけませんけれども、石坂部会長を中心に、6名のこの検討委員会からそれぞれワーキンググループを背負って頂いて、それぞれ出て頂いていらっしゃるんですから、その中の人達と打ち合せをする中で進めて頂くということしかないんじゃないかと思っておりますが、いかがでしょうか。

石坂委員

いいと思います。それでまた検討委員会でそれを叩いて頂くといいですか。ご意見を頂ければ結構だと思います。ここでチェックを頂いて結論です

宮地委員長

高田委員は浅川の部会ではないですが、ひとつ、入れて頂いて、是非、協力をとって頂きたい。お願い致します。

高田委員

今申し上げたようなところ、内部で反映して頂いたら良いと思います。

宮地委員長

もう、言うべきことは言ったということですか。それで、よろしゅうございますか。石坂委員、お願いできますか。

石坂委員

ご協力は積極的にお願いします。

宮地委員長

皆さん、ご協力をいただきたいと思います。まだ他に、先程出ておりましたのは、宮澤委員のご質問がまだ処理されておられません。処理してしまいたいと思います。お願いします。資料の4の3でございます。どうぞ、宮澤委員。これについて、検討委員会、河川課で書面でお答え頂きたいと書いてございますが、もうできておりますか。では、お話し下さい。はい、どうぞ。

幹事（河川課）

それでは、宮澤委員のご質問についてお答えしたいと思います。まず質問の内容についてですけれども、読ませて頂きたいと思います。浅川部会の報告書の中にあったが、建設省が昭和33年に河川砂防技術基準を作成した。その後、昭和51年に改訂されたが、この改訂の基本方針はどのような背景で変わってしまったのか。また全国の各県は、この改訂を受けて、どのような点に留意して計画をつくるようになったのかというご質問でございますけれども、まず最初に河川計画論の歴史の変遷についてでございますが、戦前の河川計画の考え方というのは、財政上の制約、水文資料の未整備等から既往最大洪水を計画対象にしていたと、これは雨ではなくて実際の実績の洪水流量を対象にして計画していたと、所謂既往最大主義と言われるものです。既往最大主義というものには、当時から問題ありまして、その中には、気象の偶然性に支配され、他の河川間のバランスということを考えてちょっと問題が多かったという考え方だったと思います。その後、水文学の進展ですとか、それによって、計画対象流量を何年に1回生じる流量であるかというのを年超過確率で表し、その地域の社会的、経済的重要性、想定される被害の質量などから全国の河川の重要度を定め、これによって、基本高水流量を定めるといった考え方、これは確率主義と言われるものです。というものに戦後移行されてきました。この考え方については、昭和33年河川砂防技術基準の中にも概念として導入されておりまして、記載としましては基本高水は既往洪水を検討し、最大の既往洪水、事業の経済効果、ならびに計画対象地域の重要度を総合的に考慮して決定すると。更に基本高水の決定に当たっては、計画対象地域の重要度に応じて、年超過確率を考慮するものとする、というふうに記載されています。ただそれ以外に最大の既往洪水を重視するという記載があるんですけれども、ここにも書いてある通り、当時は経済効果、重要度について十分な検討を行う資料が得られる場合が少ないという資料の信頼性から、従来原則的に採用していた最大の既往洪水を重視すると。すいません、ちょっと最初に資料ページを言うの忘れちゃったけれども、資料4の7の4ページです。その後昭和51年に、この河川砂防技術基準が改訂された訳ですけれども、その改訂の背景としては水理、水文学の進展ですとか、貯留関数法等の解析手法の確立等の河川技術の進歩を整理して河川砂防技術基準（案）が改訂されました。この中で正式に基本高水を設定する方法として、所定の治水安全度に対応する超過確率をもつ計画降雨を定め、この降雨から一定の手法でハイドログラフを設定する方法が、この時に河川砂防技術基準の中で標準とされております。更にその中で治水安全度の決定ということに関して、河川の重要度を重視すると共に、既往洪水による被害の実態、経済効果等を総合的に考慮して定めるものとし、それぞれの河川の重要度に応じて上下流、本支流のバランスが保持され、かつ全国的に均衡が保たれることという記載がございます。その後平成9年に河川砂防技術案改訂されているんですけれども、この項目については現行の基準も変わっておりません。このような背景で改定されたということになるかと思えます。また全国的にどうなのかというお話しですけれども、全国的に基本高水流量は現行の基準に従い、その地域の社会的、経済的重要性、想定される被害の質量ですとか、災害の履歴などを考慮して、その治水安全度に対応する年超過確率の雨から流出解析した結果を基本高水流量として設定しております。以上です。

宮澤委員

ここちょっと分からないところだけ質問させて頂きたいと思いますが、それぞれ昭和51年改正になったほうでございますが、これは過日、大熊委員からもご説明頂いて、ハイドログラフを設定して基準となったと、こういうことはお聞きした訳でありますけれども、このところの一番最後ですが、河川の重要度に応じて、上下流、本支流のバランスが保持され、且つ全国的に均衡が保たれている。ここちょっとよく意味が分かりませんが、河川の重要度、要するに川というのは上と下と同じで流れてくる訳ですから、そのバランスは保たれるということはよく分かりますが、バランスを保つということは、一体どういうことを意味しているのか、且つ全国的に均衡が保たれることというのはどういう意味か、この2点についてちょっと教えて頂きたいと思います。

宮地委員長

お答え頂けますか。

幹事（河川課）

まず、上下流、本支流のバランスというのは当然流量の逆転がないとか、そういうものです。それと後、資産に応じて河川の重要度というバランスが保持されているかという点のバランスとですね、且つ全国的な均衡というお話しなんですけれども、確率論という考え方自体が公平に安全性を確保するという観点から確率論という考え方が導入されたということもあまして、それは長野県だけではなくて、当然一律の基準として、例えば、資産ですとか、人口ですとか、そういうもので重要度というのを定めて、それが県だけではなくて、全国的にも重要度として均衡なりバランスが保たれているという意味でございます。

宮澤委員

ちょっとそこのところ詰めて良いですか。先程、松島(貞)委員から長野県は長野県独自で県単でやれば、こういうことは良いではないか、違って良いではないかという話しもちょっとニュアンスの中にあっただんですが、この上下流のバランスと、これは、例えば、信濃川で言ったならば、新潟県ということのバランスというふうに理解していいのか。浅川は千曲川に流れ込むということですか、この全国的にバランスということの、バランスが保たれていることというのは、浅川と千曲川と他の全国的にバランスが保たれている、具体的にはどういうことか、ちょっと分かり易くご説明頂きたいと思いますが。

宮地委員長

はい、どうぞ。

幹事（河川課）

すいません。ちょっと資料を、7ページに、古いんですが、33年の河川砂防技術基準になるんですけれども、その中に、ちょっと今はD級まで、その中段に基本高水ピーク流量の年超過確率、A級、B級、C級という表示があるかと思っておりますけれども、これに対して、当然こういう一定の指標に基づいて全国的なバランスと、例えば、人口とか資産とかある程度一定の指標で見た時に、この川は100年、もしくは、資産がすくない。被害、ダメージポテンシャル、想定される被害が少ないとか、そういう場合には確率を落とすとか、そういった公平な目で、全国的にも、公平な目で年超過確率というものを評価しようという考え方から、全国的にも均衡が、バランスが保たれている方が望ま

しいという意味なんですけれども。

宮地委員長
いかがですか。

宮澤委員
もう一回聞きますけれども、具体的に、今の千曲川と浅川とそれから信濃川のそのところについて、具体的に説明して下さい。

宮地委員長
はい。

幹事（河川課）
前に基本高水流量の決定ということでお渡した資料、今すぐ委員さん出すことができないと思いますけれども、その時に河川の重要度と計画の規模という形で、河川の重要度をA級とかB級とかC級D、Eという形で。

宮澤委員
委員長、すいません、それでは、全部分かっておりますけれども、具体的な数字で今のそこを言って頂きたいということです。

幹事（河川課）
分かりました。その中で、今信濃川はB級といいまして100年から200年という形で、規模を示されております。千曲川の長野県側の方では100分の1で現在計画されております。それから前にお話あったように、新潟県に入りまして、信濃川になりますと、150分の1で計画されていると思います。浅川につきましては、先程のC級という区分の中で50年から100年ということでございますけれども、資産と人口、そこに住んでおられます人口ですね、そんなようなことから考えて、100分の1という形で計画をしてございます。

宮地委員長
よろしゅうございますか。

幹事（河川課）
もうひとつ、忘れまして。県庁の横を流れております裾花川も同じくC級で100分の1ということで、現在整備されております。

宮地委員長
それでは一応、皆さん委員から出されたご質問に対しては、今のところ返事は出していると、あと、竹内委員からのご質問に関しましては、ひとつ、これは国土交通省にも伺っているということでございますので質問の趣旨をよく竹内委員とお打ち合わせの上で、幹事会の方で対応して頂く、それでいかがでしょうか。どうぞ。

竹内委員
時間的な制約があるので次回でも良いんですけど、一応今日県に対する見解については出ています。資料として出ていますので、次回にするか今日にするか判断でやって頂ければ。

宮地委員長

はい、分かりました。それでは、一応、資料については、ご質問については済んだと思います。あとですね、実は今日出されている資料の中でまだ説明の無いものがあるんですが、例えば、これは内山特別委員からの資料、林特別委員からの資料、鷺澤特別委員からの資料、これは実は先程ちょっと申し上げましたが、内山特別委員からの資料は詳細なものが出ておりました、藤原委員が確かかなり言及されました。ここでは、ご説明を内山委員から頂きませんけれども、このことも頭において、私どもは今後の議論を続けていきたい。実は内山委員は浅川の特別部会の報告に対してはかなりのご異論があるようでございますが、私はそういうことを部会の方では、一応ご承知の上でご報告を頂いたと思っておりますので、この内山委員の資料を頭において、私どもはこれから頭の中に入れておいて今後の議論を進める、そういうことで対処していったらどうかとは思っております。それから、林委員の方の資料は岡谷の利水に関しての岡谷市の見解をお述べ頂きました。これも後程、利水の時には、全然に新しいことはないと思いますが、また、ご議論の中に頭に入れておいて頂いて良いのではないかと思います。鷺澤委員の方は、先程申しましたように、まったく新しいデータでございますので、これをどう考えるか。これから先の問題が残ると思いますが、はい、どうぞ。

竹内委員

長野市の鷺澤委員から出されたのについては、私も補強してくれるように頼まれているんですが、一応先程申し上げました県にお願いします基本高水算出方法についてと関連する中身でして、それをより言ってみれば、関係したのを浅川に適用して長野気象台の資料に基づいて分析をしたということですので関連しているということでご覧を頂きたいと思えます。なお、先程の話、長野気象台の降雨パターンの内3割は11時間以内に降雨が集中する形であるということに長野市の主眼がございまして、降雨のパターンとしていずれにしても先程昭和12年の形態もありますよということをしかりと認識頂ければということも言っております。細かくはこの資料の説明に関連して申し上げたいと思えます。

宮澤委員

委員長、ちょっとよろしゅうございますか。すいません。岡谷市の林市長からのこの水利用、私、部会長という立場もありますし読ませて頂きますが、これは岡谷市長の立場、特別委員という肩書きで出しているものではないというふうに私は受け止めたんですが、その件でこれは是非とも私ちょっと部会の中でもまだ消化不良のところがございますので、是非ともここで利水委員会のところに資料の提出をお願いしたいと思うんですが、この機会でもよろしゅうございますか。ひとつは横河川からの利水について、上流部からの利水、要するに水がたくさん流れている方の部分ですね、ここからの利水問題のことについてですね、問題について公聴会でも大変、一応調べさせたんですが、大変多く出ていました。それで検討委員会での横河川の利水、私は利水ワーキンググループということではなくて、是非とも河川管理者の方から明確にお答えをお話しして頂きたいと、できるものなら利水が出来れば有り難い訳でありますけれども、その点ともうひとつ、新和田トンネルからの利水の可能性について、利水ワーキンググループの座長の方からも利水ワーキンググループからご説明頂いたんですが、これについてもこの可能性について、もう少ししっかりお話しを頂きたいということで、まだ関係3者、道路管理者、下諏訪町、和田村の3村の会議も一度も持たれていないようでございますので、この問題については大至急会議をして頂いて、この検討委員会にご報告を頂きたいと、それでないと、この問題について未消化のまま検討委員

会としての方向性を出さざるを得ないものですから、この問題につきましては、私も部会長としてもう一回しっかりとしたお話し合いをして頂きたいということで資料要求も含めてでございますが、お願いしたいと思います。

宮地委員長

それはどこへ、横河川の利水のことについては、県の方に。

宮澤委員

県といいますか、要するに、河川管理者。それから新和田トンネルの問題につきましては、道路管理者、道路管理者がキャスティングボード取って頂いても、このワーキンググループの座長が取って頂いても結構でございますが、一応、3人の関係は道路管理者と和田村と下諏訪町だと思いますので、どなたがキャスティングボード取って頂くかは別問題として公聴会でも出ておりましたし、部会でも非常に大きな論議が出ておりましたので、ここのことについては是非とも話し合いをお願いしたいと。

宮地委員長

それは河川管理者の話と道路管理者。

宮澤委員

新和田トンネルは道路管理者が入っておりますので、これは県でございますので、道路管理者がキャスティングボードを握って頂いてお話しをして頂ければ有り難いということなんです。

宮地委員長

今のお話し頂けますか。はい、どうぞ。お願いします。

青山幹事長

今の話しにつきましては、河川管理者、それから道路管理者ということで、ともに知事だと思いますので、検討しましてご回答するようにしたいと思います。

宮地委員長

ひとつ、お願い致します。それでは、まだ終わってないんですが、もうひとつ残っている資料の4の6、河川整備計画の認可等について、幹事の説明資料がございますが、これは割と短い時間で説明できるとおっしゃっておりますので、ご説明をお願い致します。松島(貞)委員すいません、延びまして、申し訳ありません。資料4の6です。説明して下さい。

幹事(河川課)

それでは、竹内委員から質問ありました資料4の2質問、大熊委員案に関しての1から3番までについて、県の河川課の見解について説明をしたいと思います。資料の4の5に見解まとめてございます。これをプロジェクターを用いて説明をしたいと思います。また、資料4の6についてはこのスライドのアウトプットになっております。まず、4月11日の委員会において、松岡委員から裾花川では実際に降雨パターンにより、流出量に差が出た事例があるのではという質問に対して、県から資料を配布しております。これについて、再度説明したいと思います。大熊委員はひとつの計画規模の雨量に対して、その流出計算結果が40%から60%の開きであるならば、科学的であるといえるかもしれないが、2倍、3倍では、開きが大きすぎ科学的に判断できる範疇にないと言

されております。実際に、河川では同じような雨量でも、雨の降り方により流量が50%以上になる開きはよくあることです。具体的な事例で説明したいと思います。事例1は、平成12年9月11日の6時から12日の6時まで、この24時間に65.2mm、平成13年8月4日の11時から、翌日5日の24時間に61.2mmという同様な雨量がありまして、それぞれのその時のダム流入量が、45m³/s、それから144m³/sということで、このケースの場合、同量の雨量に対し、約3.2倍の開きがございます。事例2も同様に、奥裾花ダムの事例ですけれども、平成8年6月24日の17時から、翌日の17時まで、144.2mmの降雨がありました。平成11年9月14日の18時から、15日の18時まで、この24時間には133.6mmの雨量があります。この時のダム流入量はそれぞれ90m³/s、155m³/sということで、この雨、同様の降雨に対して、このケースでは1.7倍の差となっております。このように実際の降雨にはただらと降り続く雨、集中豪雨のように短時間に纏まって強く振る雨など、時間的、地域的に様々なパターンがあります。このパターンが異なると、同じような降雨量であっても、洪水流量は大きく異なることがあります。従って、同一の降雨量に対して様々な雨量パターンから求めたピーク流量に幅が生じるということはなんら問題がないというふうに考えております。次に確率降雨の評価方法ですけれども、高田委員、大熊委員は実績規模の計画規模の引き伸ばし方法について、降雨継続時間をそのままにして、降雨量だけ引き延ばすため、計画規模より高い確率になっているということで棄却の判断を主張されておりますが、まず基本高水の設定に当たっては、安全度に対応した適正な流量が設定されているかどうか、これを十分に検討する必要があります。その為、洪水到達時間が河川の集水域の最も遠い点、離れている地点に降った雨が流下してきて、基準点に掛かるまで、到達するまでの時間ですけれども、この洪水到達時間が数時間である浅川や砥川のような中小河川の場合は、降雨規模における、短時間の降雨の強度、これが計画規模と比べて適正のものかどうか、これを確認する必要があります。これは河川砂防技術基準（案）にも記載されている通りです。その結果をまた合理式、比流量で確認するというところを行います。事例3でまた説明したいと思いますけれども、これは平成7年7月12日から13日の降雨です。この事例で分かりますのは、強い雨が降った直後に河川のピーク流量が大きくなることが分かります。これは裾花川だけでもなく、検討委員会内のほかの河川も同様でありまして、河川に身近に住んでいる方々は、強い雨が降った後、すぐ水嵩が増えるといった日常的な体験から実感できるかと思えます。このようにピーク流量は短時間に強い雨が降った直後に洪水流量が大きくなるということで、短時間の雨量、洪水到達時間内の雨量の影響を受ける為、降雨確率の評価としては、この短時間雨量が計画規模と著しい差異があるかどうか、これを確認する必要があると思われます。こういった観点から、ピーク流量に支配的な洪水到達時間内の雨量を浅川と砥川で検証してみます。浅川、砥川共に、計画規模は100分の1です。浅川の洪水到達時間が135.7分、砥川が80分です。浅川の場合長野観測所での、100年確率の洪水到達時間内の短時間雨量強度、これが33.3mmです。これに対し、基本高水決定洪水到達時間内の短時間雨量強度が29mmということで、100年確率と大きな値とはなっていません。同様に砥川の場合ですけれども、諏訪測候所の洪水到達時間内の短時間雨量強度、これが51.1mm。基本高水決定洪水の洪水到達時間内雨量強度が30mmということで、これも100年確率以内となっております。このように浅川、砥川共にピーク流量に支配的な洪水到達時間内雨量は計画規模と比べ、決して大きなものではないというふうに言えます。次に浅川と砥川の基本高水の合理式による結果を検証します。浅川については基本高水450m³/sですけれども、合理式による検証の結果440.1m³/sということで、合理式とほぼ同一の値となっております。砥川につきましては、基本高水280m³/s、合理式による算定の結果が454.1m³/sということで、合理式より求められた値よりも小さい値となっております。次に、比流

量数ですけれども、県内の他河川との比流量図の比較をします。比流量とは、基本高水を流域面積で割ったものでありまして、流域面積が異なる河川の比較に用いられます。横軸に流域面積を取ります。これは対数、この目盛りは対数になっております。縦軸に比流量を取ります。見てお分かりの通り、流域面積が小さい河川においては、比流量が大きく、流域面積が大きい河川においては、小さくなっております。右下下がり傾向が得られます。この中で、浅川がここ、砥川がここですけれども、浅川、砥川共に県内河川と比べて比流量図のバランスは図られています。このように合理式からの結果、比流量図による比較から浅川、砥川共に、基本高水流量は妥当であるというふうに考えます。次に、今説明しましたように、洪水到達時間の短い河川では、計画降雨の選定に当たっては短時間の雨量が計画規模と比べて、著しい差異が無いかどうかで判断すべきと思われる。大熊委員、高田委員提案のこの雨量継続時間の確率関係の曲線の引き方について、次の様な疑問点がございまして、まず日雨量と24時間雨量はデータが異なる。これはデータ算出の考え方が違うものです。2点目として、各継続時間ごとに流域平均雨量と長野県観測所の差分は異なるのが通常ではないかと思われまして、この為、24時間雨量と日雨量の差をそのまま継続時間河川改修差し引くといったことはちょっと疑問でございまして、長野観測所での日雨量、これは9時9時です。9時9時の日雨量と24時間雨量を比較したのがこの表です。9時9時の日雨量と24時間雨量は異なるものを示しています。まずここは長野のアメダスの長野地点の24時間雨量は日雨量に対して1.14倍になっております。それから、長野観測所の日雨量と24時間雨量ですけれども、100年確率の場合、日雨量118.9mm、24時間雨量が144mmということで、24時間雨量は日雨量より大きなものとなります。次に流域平均と長野の観測所の雨量について説明します。こちらが、流域平均の日雨量、これが長野観測所の日雨量、確率年毎に整理しています。100年確率の場合、流域平均日雨量が132.9mm、長野観測所の日雨量が118.9mmということで、流域平均の方が14mm多くなっております。100年確率についていえば、流域平均日雨量は、長野観測所の日雨量より大きいといった結果が分かります。先程のグラフに戻りますが、今説明しましたとおり、9時9時の日雨量と24時間雨量はデータが、データ算出の考え方も異なります。それを同一のグラフの中にプロットしているんですけども、こういった点は時間雨量を整理してプロットしたものです。それから紫の真ん中の線、これも時間雨量を整理したものです。その中に考え方の違う日雨量といったものをプロットして、これを元に流域平均というものを考えるのはちょっと疑問だと思えます。それから流域平均の日雨量と長野観測所の時間雨量、先程説明しました通り100年確率ですと、流域平均の方が大きな結果になっておりましたので流域平均の時間雨量が長野観測所の時間雨量より常に小さくなるという関係にあるとは思いません。よって、この黄色の線を引いて流域平均雨量としているんですけども、これについても科学的な根拠はないと思われ、これを用いて計画降雨について100年確率以上になっているとは、断定できないと思われまして、よって、このグラフから計画降雨の棄却の判断はできないものと考えます。まとめになります。繰り返しになります。基本高水は安全度、計画規模、既往洪水、計画対象施設の性質等を総合的に検討し、県内河川のバランスを考慮し河川管理者が決定するものである。県としては基本高水算出の元となる計画降雨の妥当性、これは今説明しました通り、洪水のピーク流量に特に効いてくる短時間降雨の強度に注目して今説明しました。それから流出解析、合理式による検討、比流量による他河川との比較によって検証しております。その結果、基本高水決定の元となった計画降雨は、計画の対象として考慮せざるを得ないものであり、流出解析手法も適切なものと考えて、合理式による確認、比流量による他河川との比較の結果も妥当であります。よって、現計画の基本高水流量、浅川450m³/秒、砥川280m³/秒は、計画規模に対応する適正な流量であると考えます。現計画の基本高水流量を下げることは、治水の安全度を下げることと同義であり、

流域住民の生命、財産の安全を確保する為には、合理的な理由が無い限り許されないと考えております。以上が河川課の見解ですけれども、これらを判断頂き、検討委員会や部会で十分に議論して頂きたいと思っております。以上、竹内委員からの大熊委員案に関する質問の回答を終わります。

宮地委員長

はい、ありがとうございました。只今のご説明、大熊委員、高田委員のご質問に対する返事でございますが、私はこのせっぱ詰まった時間にまだいろいろ議論があると思っております。ですから、今のご説明はご説明として伺って、これはまたこの次の議論の時にまた丁々発止があるのではないかと私は予想しておりますが、そういう前提でよろしゅうございますでしょうか。大分時間が経って参りました。議論すべきことはだいたい終わったんですが、次の今後の予定についてというのがありまして、ちょっと2つほどお諮りしたいと思っております。そのひとつは、検討委員会も、ご存知のように、答申の時期が近づいております。ですから、答申案をどう作ることをそろそろ考えておかないといかんだらうと思う訳でございますが、答申案の起草について、どんなふう考えていたら良いか。中身はまだ決まらん訳ですが、少し時間を掛けて、そういうことに対する構想をお考え頂きたい、このようにと私は思っておりますが、その辺いかがでございましょうか。もうそろそろそういう具体的なことを頭に置いておいた方が皆さんの心の対応もできるのではないかと思っておりますが、そういうことを考えて見てよろしゅうございますか。それでは、要するに起草委員会というものを作ったほうが良いと、端的に言うて思うんでございますが、起草委員会をどんなふう考えたら良いか。実は、前に私ちょっと申し上げたことがございまして、ワーキンググループがございまして、それは問題点をいろいろ整理した訳でございますので、いろいろなワーキンググループからひとりずつくらいお出し頂くということを考えてはどうか。それでもうひとつは地質の方は、実は、ワーキンググループは無い訳でございますけれども、これはやはり、いろいろな問題で浅川にも砥川にも関係しておりますので、地質についてもひとつ加えて頂いて、基本高水、それから財政、利水、森林、そのワーキンググループからひとりずつ起草委員ということを考え、お互いにご相談頂いてお出し頂いて、考えておいて頂いたらどうかと思うんですが、どんなもんでございましょうか。

五十嵐委員

それでよろしいと思えます。

宮地委員長

いかがでございましょう。よろしゅうございますか。それでは後ちょっと休憩を取りますけれども、その時にご相談頂きたいと思えます。もうひとつ、それはすぐお願いますと致しまして、もうひとつはまだ部会をどういうふうにやったら良いか、まだ4河川残っております。その取り扱いをどうするかということでございますが、具体的に申しますと、角間川と清川、それから薄川と駒沢川ですか、4つ残っております。実際部会を立ち上げるとなると、2ヶ月くらい掛かる。実際に砥川、浅川の答申が済んでから、いろいろ動き出すと思えますが、その体制をすこし考えておいた方が良いのではないかと思います。それでちょっとその4河川、質が違ったものがございまして、角間川とそれから駒沢川、これは既に計画を作って実施が進んでおる訳でございます。それに対しまして、清川というのは、この間県の方に聞きますと、今調査段階であると、そういう段階であるようです。それからもうひとつご存知の薄川の方はダムというのは中止になっておまして、純粹の治水の話しだけになっております。ちょっと他の河川と違うような感じが致しておるんですが、それで従来通りの部会をやるとすると、確かに

全部部会でやるということを最初申し上げたんですが、そういう状況を考えますと、まず駒沢川とそれから角間川、これは今まで通りの形の部会の設定というものがひとつ考えられるのではないかと、こう思います。もうひとつ薄川と清川については、清川は先程申し上げましたように、調査段階でございますので、これはむしろ検討委員会が当たった方が良いでしょうと、私は、計画を作る段階ですので、そういう直接に触って、必要ならば市町村の意見も聞く、そういうことも多分あり得ると思います。それから、薄川の方もダムございませんので、これは松本市の関係者、どういうふうなご相談をするかは別としまして、原則として検討委員会が直接当たっていったらどうかと、そんな感じを私もっておりますけれども、私の意見を先に申し上げて申し訳ないんですが、その辺いかがでございましょうか。ちょっとご意見を伺いたいと。はい、どうぞ。

宮澤委員

委員長の意見で別にあれする訳ではないんですが、私は最後の薄川と清川ですか、検討委員会でみんなで当たられるくらい時間が皆さんにあるのでしょうか。私はそのことだけ気になっております。各それぞれのところもそれぞれ始まっておりますし、これ報告書、みんなそれぞれ書かなければならないような状況、そういうようなところで、私もしやるんだったら、同じように割り振って進めていってしまった方が、それで全てのことを宮地委員長の元にまとめ上げてくるという形の方が、何か良いような気がするんですが、それで早く終わるところは早く終わったで良いということの方がよろしいのではないかと、こんなふうにも思うのですが、また検討委員会でどなたをキャップにして、誰でやる。その都度に何人それに関わるというようなことを考えていきますと、また大変でございますし、それと同時に今までのパターンはそれぞれのワーキンググループから、報告書も先程そういう報告書になった訳ですから、ワーキンググループからそれぞれ関係者が出てやっていくという方向は変わらないと思いますので、どうかそんなようなことでやられた方が結論は早く出るのではないかと、こんなふうにも思うんですが、私の単なる意見でございますが。

石坂委員

私は委員長の今の提案に賛成ですが、薄川については前回か前々回、検討委員会の中で検討を早めるべきではないかと、部会で住民を公募したり、一定の時間を向こうへ送るよりは、その方が地元からは具体的な河川改修などの、どのようにして欲しい、どうしてくれるんだという陳情が相次いでいる訳ですから、そこへの対応を全体の議論の中で詰めていった方が良いのではないかとということで、ご提案しまして、高橋委員からも賛同のご意見があったような気がしましたがけれども、私は薄川については、部会でなく検討委員会の議論で、今日も浅川、砥川を中心に全体の議論を致しましたけれども、そのような形に対応する方が、より現実的ではないかと、清川についてはその時点で考えていませんでしたけれども、今のご提案に賛成したいと思います。

宮地委員長

いかがでしょう、どうぞ。

竹内委員

薄川はダムが基本的に無い訳でして、当初条例上入ってはいたんですが、ただその手法として、住民の皆さんの意見も含めて、或いは市町村と連携してやっていくという意味で部会がありました。そういう意味で行きますと、ここまできて、一定の手法が確立されてきた段階の中では、あえて検討委員会というよりも、本来の行政の有るべき姿として薄川の総合的治水対策について、行政側として、きっちり同じ手法をもって進めて

頂ければ、私は良いのではないかと思います。それはこの検討委員会で賛同を得ればということです。それでやはり、それに対して途中で意見なり求められれば、検討委員会で論議していくということで、私はいいのではないかと思います。以上です。

宮地委員長

はい、どうでしょう。清川はどうですか。竹内委員。まだ調査段階だというんですが。

竹内委員

清川についてもですね、そうは言っても清川は賛否あるんですね。賛否が。形でどのくらい期間掛かるかということは別にしまして、私はここで何か、どうやって皆さんの意見を反映するかということも大事だと思いますので、形はきっちり作った方が良さだろうというふうに思います。

宮地委員長

いかがでしょう。まったく分かれている。面倒なことを言わなければ従来通りやっちゃえば。ただそれが実際に具体的にどう動くのかという具体的ないろいろな問題がございます。但し、部会をたくさん作りますと、松島(信)委員がご心配になったように、検討委員会がちっとも動かないではないかという話しにもなりかねませんけれども、そういう意味では私は検討委員会も少し精を出さなければいかんかなと思ったんですが。いかがでしょう。今の話しを聞いていますと、そう無理に分けることもないのでしょうか。ただ、事務局はですね、方々に部会を作ると大変な訳です。検討委員会でやれば、例えば、清川と薄川、検討委員会を一回開いてやるということはできますですね。それはちょっと今の浅川、砥川、やっているあとの3河川、そのあとになるでしょうけれども、そのように思うのですが、どうでしょう。これはもう現実の問題で原理の問題ではないと私思いますけれども。

宮澤委員

委員長、いいですか。

宮地委員長

はい、どうぞ。

宮澤委員

地元の意見をどうやって聞くかということだけ解決されれば、別に拘るものではありません。ただ、検討委員会で、例えば、薄川をやる、清川をやるという形でやっていった時に地元の意見をどうやってやるか、また同じことになるような気がしてならないものですから、それだったら、部会に分けちゃって話しを上げてきた方が良く、簡単な、要するに、論点が少ないところは早く終わって上がってくるというふうに思いますので、そういうふうには私は思った訳ですけれども、問題は地元の行政の意見、住民の皆さんの意見をどう聞くかということだと思っております。

石坂委員

部会を設置して議論するということが勿論より良いと思いますけれども、物理的な問題や、エネルギー、それから費用の問題、事務局体制のことなど考えますと、先程午前中、ご報告ありましたように、黒沢、郷土沢、上川、この3部会がほぼ8月末までを予定して、これからかなりハードな日程が始まりますので、部会で議論をするということを中心にした場合には、そのあとになると思います、角間川など入れたりして、というこ

とになっていくので、例えば、対応が急がれている薄川の場合は、事実上8月以降の部会の議論ということで、どんどん向こうへ行く訳ですよ。だから、それはちょっと現実的ではないんじゃないかということで、今、竹内委員からは行政の対応でいいんじゃないかというお話ありまして、私は検討委員会で皆さんがよしとすれば、それでもいいんじゃないかと思うくらいで、平行してできることにカウントできると思うんですよ。勿論、大変なんですけど、部会を設置しなければ、できないということでは無いと思いますし、今、宮澤委員ご心配の地元の意向、意見をどう尊重して汲み尽くしていくかということは、部会が設置されなければできないということでは無いと思いますので、そういう工夫と検討すれば、平行して検討委員会で薄川、清川については検討したらいいかかなと、8月末以降を待たず、平行してやるべきではないかと、そんなふうに思いますけど。

宮地委員長

いかがでしょう。他の委員の方にもご発言を頂きたいんですが、どうぞ。

高橋委員

私も物理的に無理があるだろうとっております。今でさえ、こういう状況でございますよね。ですから、この清川、薄川は委員会でいいんじゃないかと。当初から私はそういうふうに思っております。

宮地委員長

薄川はどうですか。

高橋委員

委員会でいいんじゃないですか。

宮地委員長

どうぞ。

浜委員

松本の方々には今更何を言うかというふうに言われるかもしれませんが、この薄川については、私は竹内委員のおっしゃるとおり、基本的に行政の仕事の中の一環として進めていくべきだと思います。検討委員会として、この検討委員会は治水・利水ダム等検討委員会ということで、やはり、ダムのある河川について、その代替案等を検討することが主な仕事になっている訳なんで、物理的な面も考慮いたしますと、やはり、薄川については通常の行政の仕事の中で案を出して、それで住民に提示していくという形が一番ノーマルではないかというふうに思います。ただ、清川については、やはり、住民の賛否があります。それと、ダムの計画があるということですから、これについては、検討委員会でやって頂くべきだと、所謂、ダムのボリュームとか問題点等について、あんまり難しそうなところは無いような気が私はしたんで、その辺も少し論議をして頂いて、検討委員会の方で部会を作らずしてやっていくぐらいのことで何か答えが出て来るのではないかと思います。

宮地委員長

住民に投げる案を作ることがまず清川の場合には必要ですね、現在調査中という訳ですから、浜委員は清川の検討委員会でやって、薄川の方は今までの通りの形を取れと、こうおっしゃる。どうでしょうか。はい、どうぞ。

青山幹事長

その薄川につきまして、行政でやるということは、いまして詰めてもらわないと、実は知事が諮問している訳ですよね、この委員会に。そうするとその諮問を撤回しろということなんでしょうか。そこをですね、議論して頂かないと、私どもとすれば条例に則って、薄川も審議の対象だという形になっている訳ですよね。実は薄川につきましては、ダムを中止しましてどうしようかと、散々議論したんですよ。うちの方も諮問するに当たりました。それで、条例の趣旨からしまして、この検討委員会でそのダムが無いとしても、治水対策ということでも検討していくということが条例の趣旨ですから、諮問頂いて、答申を頂いて、治水対策を実施していった方が、より民主的ではないかと、より条例の趣旨にあっているのではないかとという経緯がございますので、その点を含めてご議論頂きたいと思いますが。

宮地委員長

私、今ちょっと浜委員のご提案ちょっと錯覚しておりましたが、勿論、これ全部諮問頂いている訳ですから、検討委員会はタッチしなければいかんと思います。ただ、その時に部会を設置するかということをお願いしていた訳です。どうも、清川については、今の検討中だから、検討委員会がやって良いというご意見ですね。薄川もダムはないけれども、治水の問題を、陳情もきております。そういう意味で、部会を設けるか、検討委員会が直接当たって、そこでの住民の意見をどういう方法で聞くかと、こういう問題に対する対処の仕方ではあるかと私を申し上げた訳です。はい、どうぞ。

浜委員

訂正をしますが、基本的に委員会で考えて頂いて、それで、いずれにしても、河川改修ということがもう決まっている訳ですから、今度は基本高水の問題、これがどう関わってくるかということになりますから、またワーキンググループの方で、早めにこれも出して頂きながら、勿論、財政を含めてしっかりとスピーディーに論議をして頂いて、それを提示して、委員会の方で一応の了解を得た中で、行政の方で、基本高水に沿った河川改修の案を作って頂くということにしたらいかがでしょうか。

宮地委員長

はい、どうぞ。

竹内委員

確かに条例上は、そういうことで、当時とすれば手法が問題で、公共事業の在り方とか、支出の在り方について、やはり、市町村や住民参加の手法を用いてやっていきましようという趣旨でありまして、そういう意味ではそうなんですけれども、確かに諮問はされていると、今まさに論議をしている訳です。行政がやるべきだといっても、例えば、やり方についてもしっかり論議をして、例えば、それについては市町村長を交えて、或いは、住民から公募するなり、そういう期間を作りなさいとか、やることも含めて論議すれば良い訳です。そういう趣旨で私申し上げている。私が言っているのは、部会を作らないで基本高水を、例えば、この委員会で決めてそれを押し付けた格好になってしまうと論議する場所がない訳ですよ。そういう意味で行政が決めたことですから、もう既に中止になっている訳ですから、それについては、そういうことで今までやってきますので、ひとつのモデルという形で良いではないでしょうかということをお願いしているんです。

宮地委員長

この検討委員会で答えを出して、押し付けるという格好はまずい。部会があるないにかかわらずですね。

宮澤委員

委員長。私はあんまりいろいろ考えないで先程も申しあげましたけど、何かここで委員会で検討委員会でやってやるメリットというのは何なのか。部会を同じようにやって頂いた方が、この間も松本地域の皆さんが知事のところに要請書を出しておられましたけれども、同じだと思うんです。ダムがあるかないかという問題より、もっと純粋な意味のことがその中に眠っているのではないだろうか。だから、なんで松本だけ薄川だけ、委員長のお膝元だからということでもわかりますけれども。

宮地委員長

違う、違う、そんなこと私は言っていません。

宮澤委員

そんなことで、私は別に継子扱いすることはない。同じように答申されて、今幹事長がおっしゃられるような状況の中で、やはり、それぞれ、真摯な論議をたんと進めれば良い。特に私は逆に薄川のようなパターンをしっかりとやることの方が大事なんではないだろうか。特に地元の皆さんの参加が仰げて良いのではないかなと、こんなふうに逆に今回、私、今浅川とか砥川の現場に際しまして本当の意味での民主的な治水、総合利水ができるのではないかと、そんな期待を実はもっているところですが。

宮地委員長

はい、幹事長、どうぞ。

青山幹事長

よろしいですか。そうだとすれば、時間的な制約ということも、石坂委員から出ておりました、全部の部会ということになりますと、事務的にもちょっと大変だということもございます。そこで、前回私もちょっと申し上げたんですが、基本高水をどうするかというのがひとつの論点だと思うんですよ。従って、その基本高水について、この検討委員会である程度方向性出して頂いて、それに基づいて、行政の方で、河川改修案を作りまして、それと同時にですね、地元の皆さんの意見を聞かないという訳にはいきませんから、今の議論の通り。地元の組長さんなり、住民の皆さんの意見を聞くというのは、それは行政の方で意見を集約して、この検討委員会に上げてくれというのであればその方式も取れるのではないかと思います。従って、検討委員会と行政がうまくタイアップしながら最終的な案を作り出していくということも考えられるのではないかと、このように思いますけれども、それも含めてご検討頂ければと思います。

宮地委員長

清川にしましても調査中でございます。薄川というのは新しく作る訳ですね。そういう意味で部会を作っても、そこへもっていく案というか、検討委員会の考え方を作るのに時間がある程度必要ではないかと思う訳です。今までのようにあってそれをもって行って、論点整理をして、これでどうですかという訳には行かないように思います。だから、そういう意味で、ちょっと今までの部会以前に検討委員会として何か議論をする場は是非必要ではないかと、私はそう思ったんです。それからあとでこれは住民、こういう段階で住民に聞こうとか、部会を改めてここで発足させようとか、そういう話があるかもしれませんが、その前段階がやはり必要ではないかと、薄川と清川につい

ては私は思った訳でございます。どうぞ。

石坂委員

そういうこともありますけれども、部会のメンバーに検討委員が入る訳ですよ。そういう問題がなければ、一斉に9流域に置くというお話しも最初にあったくらいで可能なんですけれども、宮澤委員のご意見はご意見で大事なことだと思いますけれども、どうして薄川だけ部会を作らないかと、そういうご意見もそれは出て来るかと思えますけれども、しかし、現実の対応を具体的に急がなければならないということと、この検討委員会設置以前に既に森と緑のプロジェクトとか、いろいろダムを造らないということとを前提の林務のサイドの良い検討が始まったりしているものが、検討委員会で部会を設置するかどうかということがあるものですから、中断、事実上せざるを得ない状況にあると思うんですね。だから、そういうことを現実的に解決していくことを考えた場合には、私は、ご意見は分かるんですけど、やはり、薄川、清川については部会に依らない方法で、現実的な対応を急ぐということで検討委員会が役割を果たすべきではないかと、地元の方のご意見は、やはり、それは工夫を凝らして、きちんと反映したり、生かすということは勿論、考えていかなければならないけれども、部会の設置は、薄川、清川についてはいらないのではないかと、そう思います。

宮地委員長

ちょっと議論が分かれてしまいましたですが、どうでしょう。角間川と駒沢川、これについては今まで通りのやり方で良いというのは、どうも皆さんご異論がないように思います。それであと薄川と清川につきましてはいかがでしょう。私、申し上げましたように部会を開いたってそこへもっていく案を作らないといかんと私は思うんですよ。だから、それで暫らく検討委員会で、その2つの河川については検討委員会で少し案を練って、それからあとで部会にもっていくかどうか、そう考えたらいかがでしょうか。どうぞ。

高田委員

検討委員会でとにかく地元提示する案を作らなければいかんというのは、これは当然。その段階で公聴会なり、この検討委員会自体公開制でいろいろな情報が前に出ていく訳ですから、意見を文書で頂くとか。公聴会だって、1回ではなくて、2回くらいは覚悟しとくとか、そのくらいで検討委員会でやれば、いいんじゃないでしょうか。

宮地委員長

まだそこまで枠をはめるつもりはございませんですが、要するに検討委員会としてもいろいろな意見の聞き方もございますので、まず案を造るということで、薄川と清川に検討委員会がまず任務として始める、後の角間川、駒沢川については今まで通りの部会の設定、そういう方向で出発する。いかがでございましょうか。

宮澤委員

私だけが反対だったら結構でございますので、決して私の意思を通すつもりはございません。

宮地委員長

検討委員会でやっておりまして、是非部会を作った方が良いという判断になりましたらその段階で考えたいと、いかがでしょうか。はい、それではもう大分時間もおしましたので早速ですがワーキンググループから実際に、起草委員としてお出になる方をちょ

っとご相談頂きたい。それから、今の角間川、駒沢川に、各ワーキンググループ、地質がどう入るか分かりませんが、それをどうお入り頂くか、それをお決め頂きたい。できれば部長もご相談頂きたい。そういうことを今、ここで休憩に致しますが、10分が15分でお願いできますでしょうか。

五十嵐委員

ひとつだけ、この次の会合何をなさるのでしょうか。要するに、何と言いますか。本当に14日ですか、その時に答申案確定する、そういう前提ですか、それはもっと延びるということもあり得るのでしょうか。

宮地委員長

次回のことを申し上げるのを忘れました。次回勿論、先程出ました出発点が決まりましたので、その内容の、案の合理性に集中すると思いますが、それからあと森林、治水、利水ございますので、そういうものについて浅川と砥川についての議論を重ねる。これが次回の最大だと思います。目標と致しましては、その後9日の次は17日でございます、予定としては。ですから、そこら辺までに、23日まで予定を取っておいて頂きたいと、こう申し上げました。今のどうでしょう、今の五十嵐委員の。

五十嵐委員

2分くらいで終わりますから、ちょっと財政ワーキンググループからひとつ是非考えて頂きたいことがあるんです。2分くらいよろしいでしょうか。ひとつはダムを中止するといった場合の額の算定の仕方について、非常に大変な苦勞をするということです。これは何100億円という単位で苦勞致します。そういう議論をどこでどのようにやったらよろしいのでしょうか。例えば、ダムを中止した場合に、既に受け取っている補助金というものについて返還するかしないかというのは、大論点です。決定的に何100億円の単位になりますので、非常に問題があります。利水の方についても、単なるお金でなくて、代替施設を考えますと、これをどのように一体考えたら良いか、というのが大問題であります。更に、ダムを中止した場合、ゼネコンさんに払う損害賠償とか、地元の用地等について、用地の費用などについてどのように考えたら良いかについては大問題です。これが一点です。今度、ダムを造る場合について、これをどう考えるか。ダムを造る場合に、多分、堆砂という現象が起こりますと浚渫しておかなければなりません。この費用をどうみたら良いのでしょうか。管理費というのがあります。これをどうみたらいいのでしょうか。最終的には、私はダムはどこかで撤去ということを視野に入れなければ駄目だと、世界の潮流からそう思っていますけれども、撤去の費用なども考えるのでしょうかという大問題があります。ダムを中止した場合とダムを造った場合のそれぞれ大きな問題です。もっとそれ以外に現実的な問題がありまして、先程ちょっと議論が中断しちゃったんですけれども、基本高水を変動することによって、仮に災害が起きた場合に損害賠償というのはどう考えたら良いんだろうということですね。或いは、もっと根源的に言いますと、そもそも一体、ダムにいくら費用を掛けて、その効果をどういうふうに見るか、所謂、費用対効果というのがあります。これをどうみるんだろうか。もっと更に言いますとそもそもダムというのは、環境破壊起こす訳ですけども、環境破壊的なものを損害の中にどのように計算するかということに関して、これ全部大論点です。こういうことを今のスケジュールの中で議論頂けるのでしょうか。それともまったく不明という形で答申するのでしょうか、或いは起草委員会の中にまったく白紙にして、誰か考えることであるのでしょうか。ということです。

宮地委員長

途方に暮れてしまったんですが。

宮澤委員

委員長、今の五十嵐委員のこと、夕べもその話しが8時過ぎまでずっとえんえん続いたんでございます。ですので、その話しを本当にやって頂かないと、先程の話しではないですが、答えが出てこないと、こういうことで座長が言われたように、財政ワーキンググループも昨日も苦慮した訳でございます。そこら辺のところも含めて。

五十嵐委員

いつも議会側は早く答申を出せと言っていますけれども、こういう議論はどこで誰がやれば良いというふうに考えて、つまり本気だったらもっと時間かかると言うんですけども、議会側は延長を許さないんですか。皆さんは議会から出ているんだから。どうするんですか、これ。

宮澤委員

委員長、私一番回数が多いので、石坂先生がおられます。一応、5月の終わりということは、議会の云々ということではなくて、要するに国との協議の関係の中で生まれてきたことでございます。ですから、今、17、23ということで、その後、どういうふうなスケジュールかということでございますが、だいたい6月の初めから決められた案について、もし仮にダム案だとしたら、11月までいいということでございますが、もしダム案に違う案、今までの既成の動いている違う案の場合は、6月の始めから大至急、国との協議が始まると、先程話した通りでございます。そういうことになってくると、その時に何にも風呂敷つつみの中に何にもないで行っても何の意味もございません。ですので、5月一杯で方向性を出さなければということで、この委員会を受けた後、知事が結論を出す訳ですから、それまでの時間的な形でいうと、23日あたりがと、こういうことになってきたということで、決して議会が圧力を掛けているのではないということだけお話し申し上げます。

五十嵐委員

具体的に考えると基本高水についても先程、大熊委員と高田委員が提案になったように、相当激しい応酬ですよ。そうですね。だれが書いてどれくらい説得力があるか、どうやって議論するんですか。いろいろ論点が出すのは良いんだけど、基本的なところで議論しないといけないことが山ほどありすぎるんですよ。どうするんですか。

宮地委員長

私も県会の為にこの検討委員会やっている訳ではないと思っておりますけれども、確かに、総合的な治水、利水という諮問ですから、問題点は一応議論しなければいけない。それからどの程度できるかいろいろ難しいんですが、やはり、もうひとつは概算要求という時期がございますので、そういう意味で私どもは4月中にできればと思ったんですが、5月にずれ込んでしまいました。そういう意味でなるべく早くしたい。五十嵐委員のご心配もある訳ですが、その辺を、やはり、あんまり堂々巡りしない格好で、やはり、砥川の論点が割れてしまったら、割れたということを明確にすることが必要だろうと思っております。ただ議論が出っ放しであるのがまずいだろうと思っておりますが、そういう意味でどうでしょう。五十嵐委員今すぐ誰が決めるんですかとおっしゃられたが、ちょっと、それに向けて最大努力をしてみましようとしたら私は申し上げられないんですが。

宮澤委員

委員長、事務局の方から、9、17、23と設定したら、その時に何をやるかというくらいな話しは出しておきませんか、9の段階で今資料要求等が出た問題について、9の段階で答えられるのか、答えられなかったら、起草委員会のそここのところには作業に入れない訳ですね。そういう状況の問題で、本当に9が、私この前も申し上げましたけれども適当なのかどうか。そこら辺のところ9というのは7、8しか無い訳ですよ。そこら辺のところも含めてできるのか。この次の時に大きな論争になると思うんです。そこら辺のところも含めて、もう一度日程的なことの、これからの流れをちょっと事務局の方から、お話し頂ければ有り難いと思うのですが。

松島(信)委員

今の宮澤委員のご意見の中で、6月に申請をする訳ですね。それが間に合わなかったら、また来年の6月と、こうなるんですか。

宮地委員長

概算要求はそうですね。そういうことです。

松島(信)委員

だから、今、五十嵐委員が言うようなことでやっていって、これだれがやるかということは、検討委員会でやるしかしょうが無い訳でしょう。どうしようもなかったら、来年までいくしかしょうがないのでは無いんですか。

宮地委員長

そういっちゃうと実もふたも無いんでございますが、とにかくやはり、任期もございまずし、最大限努力するより仕方ないと思いますよ。もうひとつはそういう時期が、期限があったら、それでここまでしかできませんでしたと。

五十嵐委員

部会です、触れなかった論点で非常に重要だという論点、私が今言ったようなことなんですけれども、それぞれあると思いますので、委員長のところに集約して、集中的に1時間でこの議論する、1時間でこの議論する、割り振ったらどうですか。それであれば24日に間に合わないです絶対に。どんな起草委員、今から選ばれるんでしょうけど、書きようが無い。議論もしていないんだから。

宮地委員長

まず今度の時には、先程の案についてちょっと部会の方でご相談なさるという話でしたね、確か。それで財政の方に杓を示して、今日財政の報告、結局なかった訳でございますが、それができるような体制作ってもらって、財政からの報告をまず頂かなければならん。それについて今度は、その次にくるような問題を、今五十嵐委員のご提案のように、私、相談しまして、問題を詰めて、それがぼんぼんとスケジュール通りにいくかわかりませんが、とにかくこういう問題があるということとを並べまして、これをこういう、何と言うか、順番を追って議論していきたいと、そういうことを今度出しましょう。どうでしょうか。

五十嵐委員

できれば、8日までにそれを配りまして、9日それを頭に入れてきて頂いて、論点を

消化していくという形にしないと間に合わないと思います。

宮地委員長

幹事会の方、そういうことでちょっとご協力頂けますか。

五十嵐委員

幹事会で受け取って下さい。皆さんに、どれを議論したいか、改めて。議論したものとしないものを分けて、ここの論点整理。

田中治水・利水検討室長

こういったことを議論するか、提出して頂くということでしょうか。ただ。

宮地委員長

足りなかったこと、特に重点的に議論して欲しいこと、それをちょっと早急に事務局の方に出して頂いて、それを整理して、まとめてみよう、ということはどうでしょうか、やはり、こちらで推測してもいかんし、足りないこともあるかもしれませんが、皆さんからもご提出を頂き、それを種にして、こちらの私と事務局との方とで検討して、そういう論点を並べてみると、残っている問題がこれだけありますよと明確にしていきたいと、よろしゅうございましょうか。幹事会、対応して頂けますか。

田中治水・利水検討室長

はい、ではそのように手配したいと思います。

宮地委員長

ゆっくり、ご相談に上がります。

田中治水・利水検討室長

今のお話しですと、連休明けの8日ということで、8日までに。

宮地委員長

9日が次です。

田中治水・利水検討室長

今回は9日をお願いしたいと。

五十嵐委員

だから、その時に委員の皆さんがこういう論点がありますよと自覚して9日に臨んで欲しいと。

宮地委員長

次回の会議までにそういうことが分かればよろしいということですね。どうでしょう。

田中治水・利水検討室長

非常に休みなしで。

宮地委員長
連休があるということ。

青山幹事長
今のご提案ですが、それぞれこれから議論しなくては、論点整理をするということですよ、順序良く審議をするということだと思っんですよ。そうしますと、明日からまた連休になっちゃって、9日という設定は、今の各委員から出してもらった論点を整理して、どういう順序で審議をしていくかというのは、9日の委員会を設定するというのは非常に厳しい状況でまた元の木阿弥に入るような感じもするんですよ。どうでしょうか。

宮地委員長
ただ9日にできることもあるんでしょう。先程の基本高水についての浅川の方のご相談をなさって頂いて、今日の会議に準備していたようなことをちゃんとワーキンググループでやって頂く。それは有り得ますよね。その他の問題がある。だから、やはり、9日には前のやつはできると思うんで、できれば、その時までにそういうものができれば良いし、論点整理ができれば、その次になるし。

青山幹事長
そうすると、9日までに今まで議論していない新しい、五十嵐委員から提案されたような新しい論点というものを整理して、こういう論点はまだ残っていますという整理をして、各委員さんの方に提示をして、そしてこのことについてはどういう形で、集中的に議論していくかということで、9日に議論してもらえばいいという、その材料を提供すればいいということでもいいですね。分かりました。

宮地委員長
出してもらうのは7日頃までに6日でもいいんですが、休みだってファックスはくるから。

田中治水・利水検討室長
休み明け早々に頂ければ、後まとめて何とかしたいと思います。6日が月曜日で休みなんですが、連休開けに火曜日ですが、7日の朝までに着くようにファックスなり頂ければなんとか纏めてというふうに考えています。

宮地委員長
7日の朝までにそういう論点で是非、これを論議しよう、足りないところがある。こういう点を論点でいいですから、お届け頂きたい、是非。それにこちらで相談したものを付け加えるということはあるかもしれません。さし当たって9日はちゃんと開くことに致しまして、そこは先程申し上げた浅川の方、今日の話しの延長、これになると、こうご理解頂きましょうか。よろしゅうございますか。それは今の話しの延長を9日にやるうと。

松島(信)委員
基本高水もやってくれるんですか。

宮地委員長
それは今の話しの延長で行けるだろうと、私は思っておりますが。

植木委員

それとワーキンググループの報告もしちゃうんですね、郷土沢と上川と森林とか治水とかそれもやるということですね。

宮地委員長

それはその時出して頂ければ結構だと、実はこう申すと申し訳ない、砥川についての利水のワーキンググループの正式な報告は文書では出ておりません。口頭でご報告ということになりましたけれども、そういうこともございまして、予めご了解を致しましたけれども、というのもございますので、なるべく文書で出ている方が良いでしょう。そういう意味で申し上げていると思います。はい。後でご了解を得たいと、急ぐに時はやむを得ないこともあると私は思っておりますけれども、はい、大分時間を取りました。以上でございますが、それでは、ちょっとここでそれぞれのところで結構でございます。別室がいいですかね。ワーキンググループから出てくる起草委員を決めること、角間川、駒沢川についてのワーキンググループからの参加者、部会を決める。それをちょっとご相談下さいませんか。時間を取って申し訳ありませんが、はい、どうぞ。

青山幹事長

新しく角間川なり駒沢川の部会委員をお決めになる訳ですよ。それでちょっとご報告なんですけど、2月県会で、県会の会派がですね、新しくできまして、それで新しい会派の方へ浜委員が移りまして、最大会派の県政会の方の会派の委員さんがいないもんですから、その件につきまして、この浅川と砥川の部会の審議が終わった後、県政会の風間委員が新しくこの検討委員会にご参加頂くと、こういう予定になっておりますので、今の部会委員をお決めになる時には、風間委員も新しく加わるということを是非考慮の上、ご検討をお願いしたいということですが。

宮地委員長

はい、分かりました。それでは、風間委員の件、どこでどう相談しますかね。では別室でちょっと、ご相談頂きます。お願い致します。

(別室にて相談)

宮地委員長

ちょっと時間を設定しなかったものですから、大変長くなりました。ありがとうございます。会議を再開致します。只今、設置する角間川と駒沢川についての部会の委員をご報告、私がいいんですね。私が事務局から受け取ったということでご報告を申し上げます。駒沢川の部会委員として、宮澤委員、松岡委員、高橋委員、藤原委員、地質の松島(信)委員、浜委員、この6人に入って頂くことになりました。角間川につきましては大熊委員、竹内委員、植木委員、石坂委員、それから松島(信)委員。それから先程お話しが出ました風間委員ですか、今度県会の方からお入り頂く風間委員、これは県知事の発令によって入る訳でありますけれども、その方は、検討委員会にお入り頂いた段階で、ご本人のご希望を聞きまして、角間川か駒沢川のどちらかに属して頂くと、そういうふうなご了解であるようでございます。従いまして、どちらに入られるか分かりませんので、まだ部会長は決めておらないと、風間委員がお入りになった段階でそれぞれの部会長を互選を頂きたい、そういうことのようにございますが、よろしゅうございましょうか。はい、ありがとうございます。それではもうひとつ、起草委員会の方についてお願い致しましたんですが、これはどういうことでしたでしょうか。それぞ

れ財政の方からお願いいたします。

五十嵐委員

全体的にワーキンググループの座長が起草委員を努めまして、事故ある時、不都合ある時には、それぞれのワーキンググループで代理人を出すということです。

宮地委員長

要するに、それはたまたま座長がなると私は理解を致しますが、そうすると財政は五十嵐委員、森林は植木委員。

植木委員

ちょっと2人話したんですが、ちょっと私日程的に非常に厳しいものですから。藤原委員の方ということで、座長がなるとというのが先程の話しであったんですが、どうしてもちょっと都合上、藤原委員ということでお願いします。

宮地委員長

はい、分かりました。高水の方は。

大熊委員

3人とも今猛烈に忙しくて、どうしようもないということで、結局、座長をやっている私がやりますけれども、基本的にメールで応答する以外に多分時間は作れないだろうというふうに考えております。

宮地委員長

起草委員ですから、これは。

大熊委員

今正直言いまして、大学の方もこのこと同じくらいの議論をやってますから。

宮地委員長

利水は浜委員。はい。

浜委員

相当忙しいですけれども。

宮地委員長

暇なのは私くらいかもしれませんが、起草委員、最後の仕上げでございますので、お断りしておきますが、ここにお入りになった方もそれぞれのグループの中の方とご連絡を、すいません、地質の方で、地質は松島(信)委員にお入り頂くと。それで、それぞれの方は他のワーキンググループの方ともよくご連絡を頂きまして、そこら辺のご意見も反映して頂きたい、そう思っております。よろしゅうございますでしょうか。それでは大変長い時間になりました。次回の会合は先程申し上げましたように、5月9日の10時からこの県庁でということをお予定しております。だいたい何をやるかということですが、財政ワーキンググループからの報告も頂いて、本日の議論の延長に移っていきたいと、そういうふうに思っております。そこで論点整理したものも出しますので、それに従って、次々回のことを考えていきたい、そういうことでございます。最後に私ちょっとお願いあるんですが、この次の委員会では基本高水の問題についていろいろな議論が

あると思います。それで私、委員長としてではなくて、実はその問題に対して、委員のひとりとしてちょっと意見を申し上げたいと思うんですが、それをご了解頂けますでしょうか。書類で出しますので、そういうことをご了解頂きます。お願い致します。委員長としてしゃべるのではないということで申しておきますが、よろしいお願いします。それでは大変長くなりましたが、以上で本日を終了してよろしゅうございましょうか。どうもありがとうございました。

以上の議事録を確認し署名します。

署名委員氏名 _____ 印

署名委員氏名 _____ 印